

標題
在外財産関係参考資料
(終戦後の現地通貨制度の変遷)

21年 5月 11日 から

26年 8月 日まで

分類記号番号 B60.0.1	類別 才1類
完結年月 昭26.8	保存期間 永久
部局名 理財局	主管課 総

(大蔵省製本乳紙 1-B5)

国立公文書館	
分類	大蔵省 平成12年度
排架番号	つくば書庫5 5-53 2896

在外財産関係
参考資料(14-15)
(終戦後の現地通貨制度の変遷)

参考資料

B60.0.1
41
14-15
永久
2896



目 次

番号	件 名	備 考
1	終戦後現地の通貨制度はどのように変更したか <small>(華中 華南地区 華北 蒙疆)</small>	大蔵省在外公館等 借入金評議委員会 専任委員西枝貞朝
2	" " (泰国、仏印地区)	" " 和田国字
3	" " (滿州地区)	武田 克
4	" " (華北、蒙疆)	山田 稔三郎 橋場 由之
5	" "	
6	中国政府よりの借入金及び現物代金受領額調書	米復員局経理部
7	工場、事業場等紛議解決資金借入総括表	
8	外地経済事情ニ関スル資料 (1.2.3)	米復員局経理部
9	清算貸借対照表(朝鮮金融組合、朝鮮殖産銀行、 朝鮮銀行、朝鮮信託)	

大 蔵 省

裏
面
白
紙

昭和二十六年八月

終戦後現地(華中・華南)
蘇淮地区)の通貨制度はどのよう
に変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会
専門委員 遠藤 進調

在外公館等借入金を表示する

現地（華中・華南・蘇滬地区）通貨の実態調査目次

- (一) 終戦前における現地通貨制度変遷の概要
- (二) 終戦時における現地通貨の最終発行残高
- (三) 終戦後における現地通貨制度変遷の概要
 - (1) 法幣による準備券回収工作
 - (2) 法幣の暫時的回復と推移
 - (3) 通貨改革に依る金庫券の発行
 - (4) 第二次通貨改革と銀元券の発行

附表

- 附表 第一号 戦後上海印売物価指教表
- 第二号 戦後上海法幣為替相場推移表
- 第三号 上海金田券対米相場推移表

附録 第一号 金圓券発行辦法 一九四八年八月二〇日公布

第二号 修正金圓券発行辦法 十一月十一日公布

第三号 銀元券發行辦法 一九四九年七月一日公布

在外公館等借入金を表示する

現地(華中・華南・蘇滬地区)通貨の實態調査

(一) 終戦前に於ける現地通貨制度変遷の概要

- (1) 日銀券・法幣併存時期 昭和十二年(一九三七年)七月日支事変勃発し、同年八月戦火上海に波及したが、占領下の上海地区には當初日銀券が使用された。
 - (2) 軍票・日銀券・法幣併存時期 同年十一月より日銀券に代えて軍票の使用が開始され、日銀券は漸次回収されることになったが、十四年(一九三九年)十一月一日以降日銀券の流通は禁止され、爾後華中占領地区に於ける山系通貨は軍票一本通となった。
 - (3) 華興券・軍票・法幣併存時期 これより先、十四年五月一日上海に華興商業銀行が設立され、法幣にパーディングする華興券の発行は行われなかった。
 - (4) 儲備券・軍票・法幣併存時期 昭和十五年(一九四〇年)三月三十日汪精衛政府成立、翌十六年(一九四一年)一月六日中央儲備銀行が南京に設立せられ、法幣にパーディングする儲備券が発行せられることとなり、同時に華興券は儲備券を以て回収せられた。
- 爾後太平洋戦争勃発まで、華中占領地区に於ては儲備券及び軍票(但し武漢、安慶地区は

(1)

軍票のみ)、華南占領地区(海南島を含む)に於ては軍票が夫々流通していた。

(5) 華中に於ける儲備券一色化工作は昭和十六年十二月八日大平洋戦争の勃発と同時に行われた。上海租界の占領及び同年末の香港占領並びに重慶政権の政治的・経済的弱体化に伴い、法幣不安教化せる反面儲備券の地位は飛躍的に強化せられたが、右に依り儲備券に依る通貨統一工作が着々実行せられることとなった。

即ち、(1)昭和十七年(一九四二年)三月六日の「甲支通貨暫定処理要綱」に依る儲備券の軍票リンクと対法幣バー・リンクよりの事実上の離脱、(2)同月九日の日本側銀行の儲備券建一級預金の取扱開始並びに占領地区内法幣送金の取扱廃止、(3)同月三十日汪政府公布の「修正貨幣整理暫行辦法」に依る儲備券の対法幣等価関係の正式廃止、(4)五月十一日の儲備券一〇〇元対軍票一八四レートの確立等が行われたが、(5)五月廿六日には儲備券対法幣のレートは一対二と改訂せられ、翌廿七日汪政府は儲備券に依る法幣の全面的回収整理の意図を明示した。

斯くて、昭和十七年六月一日公布の財政部布告及び関係四法令に依り、同日より先づ上海・南京等の諸地区に於て、次いで武漢地区に於ても、儲備券一対法幣二の割合に依り

法幣の全面的回収が実施された。

(6) 華南に於ける儲備券一色化工作は右に伴い華南占領地区(廣東省、但し海南島を除く)に於ても、六月法幣の流通を禁止、七月十日より法幣の全面的回収を開始、昭和十八年(一九四三年)一月末より法幣所持禁止の措置が採られた。

(7) 軍票の新規発行停止は昭和十八年四月一日汪政府の大平洋戦争への参戦を機とし、華中・華南(海南島を除く)に於ける軍票の新規発行停止・儲備券一色化の方針が実施され、儲備券と日本円との換算率は一〇〇元一八四に定められ、茲に於て、華中・華南(海南島を除く)に於ける儲備券一色化工作は形式的には一応完了することとなった。

(8) 蘇荘地区に於ける儲備券一色化工作は尚、華北・華中の壊壊地帯である蘇荘地区は当初華北の行政管轄下に在ったが、昭和十八年十二月一日華中の行政管轄下に編入されたのを契機として儲備券が流通することとなり、翌十九年(一九四四年)二月同地区が重海省として発足すると共に、従来流通していた聯銀券は一八四一〇〇元の比率で儲備券に交換された。

(二) 終戦時に於ける現地通貨の最終発行残高

前記の如き変遷を経て、終戦時現地（占領地区）に流通して居る通貨は、華中・華南・蘇
 雅地区に於ては、朝鮮券、海南島に於ては、軍票であつたが、右各地区間並びに対非占領地区
 間の接壤地帯（陸路並びに海路を含む）に於ては、合法・非合法的に持たされた日銀券・
 朝鮮券・台銀券・聯銀券・軍票等の所謂旧系通貨或は法幣等が、局部的ながらも實際上は
 混用使用されて来た。
 太平洋戦争の勃発より終戦時に至る間に於ける之等現地通貨の発行高の推移を示せば次表
 の如くである。

名 称	一六(一九四一)年末	一七(一九四二)年末	一八(一九四三)年末	一九(一九四四)年末	二〇(一九四五)年末
儲備券(法幣)	二二七	三、四七七	一九、一五〇	一三九、六九九	二、六九七、二三一
軍 票	二四四	三八一	四八七	六七一	二、五一六
聯 銀 券	九六四	一、五八一	三、七六二	一五、八四一	一三二、六〇三
蒙 銀 券	一一四	一四三	三、七九	一〇、五八	三、六〇〇
滿 鐵 券	一、二六二	一、六七〇	三、〇一一	五、八七七	八、八〇〇

(4)

名 称	一六(一九四一)年末	一七(一九四二)年末	一八(一九四三)年末	一九(一九四四)年末	二〇(一九四五)年末
鮮 銀 券	七四二	九〇九	一、四六七	三、一三六	七、八八〇
台 銀 券	二五三	二八九	四一六	七九六	二、二八八
南 鉄 券	一	四六三	一、九五五	一〇、六二三	一九、四六八

註(1)日本銀行統計局編「戦時中金融統計要覧」に拠る。

(2) 儲備券の最終発行残高は三、三二一、六九二百万円とも称せられて居るが、これは金融恐慌防止の見地から終戦後も暫時儲備券の発行が続行されたことに因るものと推測される。

(三) 終戦後に於ける現地通貨制度変遷の概要

本項の記述は上海地区を中心としているが、上海以外の華中地区並びに華南・蘇雅地区も、
 時期的には若干延滞した所もあつたと思ふが、概ね同様の変遷を辿つて居る。

(1) 法幣に依る儲備券回収工作

終戦後に於ても金融恐慌防止の見地から暫時儲備券の発行が行われ、国府も亦九月十一日
 (一九四五年)昭和二十年)先づ南京地区に於ける法幣と儲備券の併用を正式に認め、且

5

6

つ法幣一五〇〇〇〇〇〇〇〇の相場を設定し、又九月十三日には中央儲備銀行上海分行（事実上の本店）を接收して同廿三日営業を再開したが、九月廿七日「總中央儲備銀行鈔票交換辦法」を公布し、十一月一日より翌一九四六年（昭和廿一年）三月末までに、白文換率に依り儲備券の全面交換を実施することとした。

次いで、十月廿四日（一九四五年）中央銀行を初の江蘇・浙江・安徽三省内の中国・交通・中国農民銀行及び各省銀行を回収機關に指定し、一人一回最高法幣五萬元まで交換することとしたが、其の後回収期限は一九四六年五月末まで延期された。

尚、一九四六年二月十四日には「收復区金融機關存款匯款拆合法幣補充辦法」を公布し、金融機關に於ける預金・貸付・急借等の貸借關係を一對二〇〇の比率に依り法幣建に切換えたが、既に同年二月頃より五十元以下の儲備券は市中に於て接受を拒ばれる状態にあったから、同年三月頃より華中の通貨経済は兩券混用流通期から法幣經濟期に實際上げ転換していった。

(2) 法幣為替機能の回復と推移

法幣經濟の確立に次いで、終戦の翌年春國府は上海の為替市場を再開して法幣の急為替機能

回復の措置を講じた。即ち、一九四六年（昭和廿一年）二月廿五日「開放外匯市場案」及び「中央銀行管理外匯暫行辦法」を、又三月一日には「進出口貿易暫行辦法」を公布し、三月四日より為替・貿易管理を実施すると共に、一九四一年（昭和十六年）八月十八日以降名目のみながら維持して来た対米二〇元の法幣対米為替相場を二〇二〇元と公定し、これを基準として中央銀行の為替オペレーションを開始した。

然しながら、国内戦等に伴う法幣の増発は、国内物価の昂騰（附表第一号参照）に輸出不派・輸入増大に急為替相場の下落を惹起し、漸次公定相場の維持が困難となったので、同年八月十九日対米公定相場を三二五〇元に改訂し、十一月十七日には「修正進出口貿易辦法」を公布（十八日より実施）しく輸入統制を強化したが、インフレの大勢には抗し難く、翌一九四七年（昭和廿二年）二月六日には輸出補助金制度を採用して、公定相場は依然対米三三五〇元であるが、輸出レートは事実上その倍額の六七〇〇元、特殊輸入品の輸入レートは一・五倍の五二五〇元とし、次いで二月十七日対米公定相場を一・二〇〇〇元に改訂するに至った。

尔後に於ても為替相場の下落は益々烈しくなつたので、その実勢に対応するたの同年八月

十七日、「修正為替辦法」及び「修正貿易辦法」を公布して市価（オープン・レート）公開相場即ち機動的に改訂する公認相場）制度を採用し（これにより尔後為替相場は公定相場・公開相場・閉相場の三本建となったが、公開相場は八月十八日の対米三九、〇〇〇元に初まり逐次改訂を経て翌一九四八年五月十七日の一七四、〇〇〇元に終った）、更に一九四八年（昭和廿三年）五月三十日には右最終公開相場を基準とする結匯證明書（為替売却證明書）制度を採用したが（これにより、公定相場一、〇〇〇元は尙名目上残存するか、実際上は最終公開相場四七四、〇〇〇元が公定相場に代りし、従つて為替相場は右固定公開相場・結匯證明書相場・閉相場の三本建となり、結匯證明書相場は同年六月二日の八四九、〇〇〇元から八月十九日には七八五、〇〇〇元に軟化した）、同年八月に入るや法幣の対内・対外両値は愈々崩落の速度を早め、通貨信託は全くこれを払うに至つたので、遂に法幣制度は遂に崩壊し、通貨改革断行の結果新たに金円券が発行せられることとなつた（本期間に於ける為替相場の推移に付ては附表第二号参照）。

(3) 通貨改革に依る金円券の発行

一九四八年（昭和廿三年）八月二十日に断行された通貨改革は、「金円券發行辦法」（附

録第一号参照）、「人民所有金銀外幣處理辦法」及び「人民存款國外外匯資産登記管理辦法」に法的基礎を置き、且つ「整理財政及加強管制經濟辦法」に經濟的支柱を持つものであるが、金円券發行辦法の概要は次の如くである。

(イ) 八月二十日より金本位制を實施し、純金〇・二二二七五を一金円として、中央銀行より金円券を発行する。

(ロ) 八月二十日より法幣及び東北流通券の發行を停止し、一金円は法幣三百元、東北流通券三十万円の割合に依り、同年十一月二十日まで無制限に金円券と交換する。

(ハ) 發行準備は四〇％の金・銀・外匯為替及び六〇％の有価證券・政府指定の國有事業財産とし、發行総額は二十億金円を限度とする。

尚、人民所有金銀外幣處理辦法に依り、金・銀・銀貨・外國通貨の國內に於ける流通・売買・所有が禁止され、夫々純金一市兩、二の金円、純銀一市兩、三金円、銀貨一元、二金円、一米幣、一四金円の割合に依り、同年九月末までに中央銀行に強制回收されるか、米債公債又は外貨預金として吸収されることとなつた。

然しながら、依然たる財政の破綻、金・銀・外貨の急速買上げ等に因り金円券の發行高は

膨張し、同年十月末の発行高は一、五九五百万金円と僅々七十日間に発行限度二、〇〇〇百万金円の約八割に達し、その後依然増発を継続、対米米公定相場維持も亦困難となつたので、十一月十一日「修正金円券発行辦法」(附録第二号参照)及び「修正人民所有金銀外幣処理辦法」を公布して、一金円の法定金含有量を〇・〇四四三四瓦、金一市兩一、千金円、銀一市兩一、五千金円、一米市兩一、二〇千金円に改訂した。

(4) 第二次通貨改革と銀元券の発行

尔後に於ても、断続的ながら金銀公開市場政策等を通じて金円券の対内・対外価値の維持を図つたが、対中共戦敗運に因る政府機關の相離く崩壊・各軍政区の中央分離傾向等の為め金円券の信用は益々失墜、遂に一九四九年(昭和廿四年)春以来国府管下の華中・華南・西北・西南の諸省に於ては各独自の通貨制度を採用するに至り、金円券制度は事実上崩壊するに至つた(本期間に於ける金円券の対米米相場の推移に付ては附録第三号参照)。

茲に於て一九四九年七月一日「銀元券發行辦法」(附録第三号参照)を公布(同日より實施)、新たに銀元券を発行し、一、元五毫金円の交換比率に依り、同年八月末までに金円券を回収することとしたが、同年十二月国府の台湾遷都と共に、中華人民共和國の人民

券が中国全土に流通することゝなつた。

附表第一号 戦後上野卸売物価指数表 (中央銀行経済研究所調)

(一九三七年上半年一〇〇)

時期	総指数	食糧	繊維	燃料	金属	建築材料	雜品目
一九四五年九月	三四五〇八	三五五五二	三〇九九四	二四三三〇	四九七〇六	三六三九二	一九九六九
一〇月	三七八六二	三五八〇八	四二八三七	八八九七〇	五九二四五	五四四一一	三六五九三
十一月	九九二五二	九一三八〇	一六六七六一	四三四七〇	七〇六一六	一一〇三四八	六五四七八
十二月	八八五四四	七五三五七	一一三〇九四	六四八二〇〇	八四一七〇	一四六〇六〇	六一六一七
一九四六年一月	九二八四二	八四六九六	一一四六一三	四七五二四四	一〇四九一二	六一二五七	七二七八八
二月	一七五六〇四	一六六二七四	一七八五七九	八四八五八〇	二二二七三三	一一七〇八二	一三八九六一
三月	二五九九九四	二四七五九四	一八七二四七	一〇四九三六五	三四五二九二	一八三三三九	一五九三七七
四月	二五八二三一	二六一六一八	一七五〇四四	七八〇一六	一九六三五四	一九七六一一	一五三一八二
五月	三八〇七二五	三九七七〇〇	一八七一一〇	七〇〇六九八	二〇八五〇〇	四六五五一一	一五三六〇〇
六月	三七三三七五	三八八三三三	一九六一四五	七〇七四〇〇	一九〇五三九	四二〇五〇〇	一四六三一一
七月	四〇七、一八二	四二八、五八〇	二〇一、一六八	七四九、六五〇	二四二、八三六	四三二、一七〇	一六〇、四七二

月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
四二八五五	五〇九、一五六	五三六三〇	五三一、七三八	五七三、三一一	六八六、八三三	一、〇六六、四五〇	一、二二〇、八四六	一、四二五、二五八	一、七四三、一三三	二、一四三、三三三	二、六八三、〇七一	三、二八八、五三七	三、九八八、〇〇〇	四、七三三、三〇〇	五、五三三、三〇〇	六、三三三、三〇〇	七、一三三、三〇〇
四四四、三六七	五三〇、八五〇	五四〇、四八八	五三〇、三七五	五六〇、四〇六	六八五、五〇〇	一、〇三三、七三六	一、二六六、六二五	一、五七八、四五一	一、九三二、二一九	二、三三二、五〇〇	二、七九七、六三三	三、三八七、七三七	三、九八七、二〇〇	四、六八七、七〇〇	五、四八七、七〇〇	六、二八七、七〇〇	七、〇八七、七〇〇
二二二、三〇六	二八〇、〇〇〇	三〇〇、四〇八	三一九、三六二	三五六、六六七	三六九、五五八	四三三、五七一	五〇七、八八一	五八二、二〇八	六五七、五二九	七三二、八六二	八〇七、一九七	八八二、五三七	九五七、〇〇〇	一、〇三二、五〇〇	一、一〇七、〇〇〇	一、一八二、〇〇〇	一、二五七、〇〇〇
八二七、三五〇	九〇〇、五六〇	九九四、〇七五	一、〇二二、一〇三	一、一五二、六二一	一、二八二、八三三	一、四一三、〇四五	一、五四三、二六七	一、六七三、四七九	一、八〇三、六九一	一九三三、九〇三	二、〇六三、一一五	二、一九三、三二七	二、三二三、五三九	二、四五三、七五一	二、七八三、九五一	三、〇一三、一一五	三、三四三、三二七
二八八、八八〇	三四二、五三一	三九七、五四五	五四四、五二五	五八九、〇七一	八三三、七〇〇	一、〇七三、九一五	一、三一四、〇二七	一、五五五、一三九	一、七九六、二五一	二、〇三七、三六三	二、二七八、四七五	二、五二九、五八七	二、七七〇、六九九	三、〇一一、八〇一	三、二五二、九一三	三、四九三、〇二五	三、七三四、一三七
四六六、〇七八	五一〇、五八八	六一四、一一三	六八九、五五七	七二二、六〇〇	八〇〇、三六七	八八三、〇〇〇	九六六、六三三	一、〇五〇、二六六	一、一三三、八九九	一、二一七、六一二	一、三〇一、二二五	一、三八四、八三八	一、四六八、四五一	一、五五二、〇〇〇	一、六三六、五九九	一、七二〇、一〇二	一、八〇四、七〇五
一七一、八五四	二二五、四三五	二五九、五九九	二七四、五一三	二九八、五七二	三二二、六三〇	三四六、六八八	三七〇、七四六	三九四、八〇四	四一八、八六二	四四二、九二〇	四六六、九七八	四九〇、一〇六	五一四、一六四	五三八、二二二	五六二、二八〇	五八六、三三八	六一〇、四四六

注 渡辺長雄(日本銀行員)著「新中国通貨論」所載の計表に拠る。

附表第二号 戦後上海法幣為替相場推移表

時期	備考	為替相場				金銀相場 (一両に付)	食米相場 (一担に付)
		公定相場 (名目上)	公定相場	闇相場	闇相場		
一九四五・八・一五	終戦	二〇			八〇〇	三、七〇〇	八、五〇〇
三・一					六〇〇	二、五〇〇	三、七〇〇
九・二九					八〇〇	五、八〇〇	四、〇〇〇
一〇・三一					一、七八〇	九、六〇〇	九、〇〇〇
一一・三〇					一、三一一〇	七、七〇〇	一〇、〇〇〇
一二・三一					一、四二〇	八、四〇〇	七、四〇〇
一三・三一					一、七〇〇	一、一、二〇〇	一〇、六〇〇
一四・三一					二、〇〇〇	一、五、八〇〇	二、六〇〇
一五・三一					不詳	不詳	不詳
一六・三一					一九三五	一、五、二〇〇	二、八〇〇
一七・三一					二、三一〇	一、五、七〇〇	四、一〇〇
一八・三一					二、三三〇	一、八、四〇〇	五、五〇〇
一九・三一					一、六五〇	一、九、五〇〇	五、〇〇〇
二〇・三一					二、五二五	一、九、二〇〇	六、〇〇〇

一九四七・九・二	〃	四〇,五〇〇	不詳
一八	〃	四二,五〇〇	不詳
二六	〃	四六,〇〇〇	六〇,〇〇〇
二九	〃	四九,五〇〇	六三,〇〇〇
一〇・九	〃	五五,三〇〇	八二,〇〇〇
二四	〃	五五,〇〇〇	八二,〇〇〇
二四	〃	五九,五〇〇	八八,〇〇〇
二〇	〃	六四,〇〇〇	一一三,〇〇〇
二五	〃	七三,〇〇〇	一四三,〇〇〇
二九	〃	〃	一三九,〇〇〇
二二・七	〃	八三,〇〇〇	一四五,〇〇〇
二五	〃	八四,三〇〇	(三〇日)
三一	〃	八九,〇〇〇	一五〇,〇〇〇
一九四八・一・五	〃	八九,〇〇〇	一六五,〇〇〇
一二	〃	一一五,〇〇〇	一九〇,〇〇〇
二七	〃	一二一,〇〇〇	不詳
二〇	〃	一三三,〇〇〇	不詳
二〇	〃	一五一,〇〇〇	二二五,〇〇〇

65

一九四八・八・一九	〃	三三,五〇〇	二七,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	五八,〇〇〇
三二	〃	〃	三,三二〇	二〇五,〇〇〇	五八,〇〇〇
九・三八	〃	〃	三,九五〇	二一六,〇〇〇	六〇,〇〇〇
一〇・三六	〃	〃	四,一〇〇	二三八,〇〇〇	六六,〇〇〇
一一・三〇	〃	〃	四,九〇〇	二七二,〇〇〇	五九,〇〇〇
一二・三八	〃	〃	六,二〇〇	三四〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇
一九四九・一・三一	〃	〃	七,七〇〇	三九五,〇〇〇	八四,〇〇〇
二・六	〃	〃	九,〇〇〇	不詳	八六,〇〇〇
一六	〃	〃	一二,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	一一〇,〇〇〇
三・三	〃	〃	一六,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一二〇,〇〇〇
四・三〇	〃	〃	一八,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一〇二,九〇〇
五・三一	〃	〃	三三,〇〇〇	〃	〃
六・三〇	〃	〃	五八,〇〇〇	〃	〃
七・二八	〃	〃	四〇,〇〇〇	〃	〃
一九四七・八・一八	〃	〃	四六,〇〇〇	〃	〃
市面制度採用	〃	〃	不詳	〃	〃

114

一九四八・一一・二一	金円券価値変更、 改訂	二〇	二二	十一月一日対台紙幣一〇、〇〇〇台紙円に改訂
二二		〃	三一	
一一・末		〃	一一〇	
一九四九・一・末		〃	七〇〇	月前半 三〇〇
二・末		〃	三、〇〇〇	
三・末		〃	二一、〇〇〇	
四・末		〃	二〇、〇〇〇	
五・五		〃	三三〇、〇〇〇	一月天津・北京陥落、四月南
九		〃	四〇〇、〇〇〇	宋陥落、五月式漢上海陥落
一七		〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
二〇		〃	一六、〇〇〇、〇〇〇	
二二		〃	五〇、〇〇〇、〇〇〇	
二六		〃	八〇、〇〇〇、〇〇〇	
六・二五		〃		
七・一	第二次通貨改革、 元券発行	一・五五		十月廣東紙幣、 廣東相場二二二、〇〇〇、〇〇〇

註、渡辺長雄著「中国資本主義と戦後経済」及び日本銀行調査局編「昭和二四年一〇月調査外第四号・国民党中国の通貨事情」所載の対表に拠る。

附録第一号 金円券発行辦法（一九四八年八月二〇日公布）

- 第一條 本辦法公布の日より、中華民國は金円を以て本位貨幣とする。
金円券一円の法定純金含有量は〇・二二二一七五とし、中央銀行より発行する。
- 第二條 金円券の補助貨は角及び分とし、十分を以て一角、十角を以て一円とする。
- 第三條 金円券の額面は一円、五円、十円、五十円及び百円の五種とする。
- 第四條 金円券の補助貨幣は一分、五分、一角、二角及び五角の五種とし、銅、ニッケル、銀を以て之を鑄造し、同時に中央銀行は同額の補助紙幣を発行する。
- 第五條 本辦法公布の日より、法幣及び東北流通券の発行を停止し、法幣は三百萬元を以て金円一円、東北流通券は三十萬元を以て金円一円とし、民國三十七年十一月二十日まで無制限に交換する。

法幣及び東北流通券は共に百比率により暫時流通することを得る。
台湾銀行券及び新疆券の処理に付ては行政院に於て別に之れを定むる。
第六條 本辦法公布の日より、公私會計の処理は全て金円を以て單位とする。
法幣による登記事項にして金額を明記すべきものは、本辦法公布後六ヶ月以内に変更登記

しなければならぬ。

第七條 本辦法公布の日より、全ての法幣及び東北流通券による公私の債務は、本辦法第五條に規定する比率を以て者換えなければならぬ。

政府発行の法幣公債にして未償還のものは行政院に於て別に定める辦法により処理する。

民國三十六年米貨公債は原條例により償還するか、民國二十七年金公債、民國二十九年建設金公債、民國三十一年同盟勝利米貨公債及び民國三十六年米貨短期庫券は法定交換率により金円公債に換算する。

第八條 金円券の発行には全額準備制を採用する。

前項の発行準備中百分の四十は必ず金、銀及び外國為替を以てし、その餘は有価證券及び政府指定の國有事業資産を以て充當する。

第九條 金円券の発行総額は二十億円を限度とする。

第十條 金円券発行準備の監査及び保管の爲め金円券発行準備監理委員会を設置する。その組織規程は行政院に於て定める。

第十一條 金円券は中央銀行總裁及び同發行局長の署名を經たる後初めて發行し得る。

第十二條 金円券の毎月發行高は中央銀行より毎月末に財政部及び金円券發行準備監理委員会へ報告しなければならぬ。

第十三條 金円券發行準備監理委員会は、毎月末に中央銀行の金円券發行高及び發行準備状況を監査し、監査報告書を作成公告すると共に行政院に報告し、副本を財政部及び中央銀行に送付しなければならぬ。

第十四條 金円券發行準備監理委員会は、金円券の發行準備が不足し又は金、銀、外國為替の準備が第八條第二項規定の比率に及ばないことを発見したときは、直ちに中央銀行に対して發行を停止し發行準備を超過する金円券を回收するよう通知し、且つ次々行政院及財政部に報告するものとする。

第十五條 中央銀行は前條の通知を受けたときは直ちにその超過部分の金円券を回收するか又は發行準備を補充しなければならぬ。又金円券發行準備監理委員会の監査及び認可なくしては發行を継続することを得ない。

第十六條 金円券は偽造、変造し又は故意に毀損することを得ない。之に違反した者は國幣妨害懲治條例により処罰する。

第十七條 本辦法は公布の日より施行する。

註(1) 經濟安定本部總裁官房企画部調査課の昭和二十三年九月海外資料第二十七号「中國幣制改革の解説と資料」所載の邦訳文に拠る。(原文入手困難)

(2) 金円券の金・銀・銅質及び水幣に対する交換率は、「人民所有金銀外幣処理辦法」第三條に規定されている。

附録第二号 修正金円券発行辦法 (一九四八年一月一日公布)

原文・邦訳文共に入手困難に付、日本銀行調査局調「中國通貨改革の破綻」(昭和二十三年一月) 附外幣三五号) に拠り、修正金円券発行辦法及び修正人民所有金銀外幣處理辦法の概要を左に摘記して置く。

(1) 金円券の法定金含量を従来の純金〇・二二二七七より純金〇・〇四四四三四瓦に改める。

(2) 金円券の発行限度二十億圓を解除し、発行高は別に命令を以て定めることとする。

- (3) 金円券の対米幣交換率を従来の一米幣対四金円から一米幣対二〇金円に改訂する。
- (4) 人民の金・銀・銅質及び外國通貨の所持を許可し、且つ金・銀の金円券との交換比率を、金一市兩対二〇〇金円より対一〇〇〇金円に又銀一市兩対三金円より対一五金円に改訂する。

附録第三号 銀元券發行辦法 (一九四九年七月一日公布)

原文・邦訳文共に入手困難に付、日本銀行調査局調「国民党中國の通貨事情」(昭和二十四年一〇月) 附外幣四四号) に拠り、本辦法の概要を左に摘記して置く。

- (1) 銀元を通貨の単位とし、銀元一元の純重量は二六・六九七一毫、品位八八%、純銀量二三・四九三四四八毫とする。
- (2) 銀元の補助貨幣は一分、五分、一角、二角及び五角の五種とする。
- (3) 別に銀元兌換券及び銀元補助券を發行し、兌換券の額面は一元、五元、十元、五十元及び一百元の五種とする。

- (4) 補助貨幣及び銀元補助券の兌換は銀元二十元を限度とする。
- (5) 金円券との交換比率は一元対五億金円とし、一九四九年八月までに交換する。
- (6) 銀元と外貨・金との交換比率は毎日中央銀行より発表する。
- (7) 発行準備は六〇%以上を金・銀・外国通貨、四〇%以上を有価証券等とする。
- (8) 従来発行されていた各省の通貨中一元以上のものは回収し、一元以下のものはそのまま、流通せしめる。
- (9) 外国通貨及び金の取引及び流通は禁止するがその所有は認める。但し、その使用に当たっては一旦銀行に預入し、中央銀行又は指定銀行に於て交換率を基準として銀元又は銀元券に交換する。
- (10) 外貨との交換率は差当り対米幣一・五五元、対英鎊三・七二元、対香港幣〇・二四元、金一オンス(?)七五元とする。

(24)

昭和二十六年八月

終戦後現地(泰國・佛印地区)の通貨制度は
どのような変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会

専門委員 西牧 貞調

一、 終戦後における通貨制度変遷の概要

一、 一八二八年制定の泰西通貨法では、銀貨を金本位制の下におき一銀は〇・六六五五七純金グラム（*pure gold*）一磅十一銀と定め、是り当時の通貨の発行準備は金又は外國為貨に限定せられ政府公債や大蔵省証券を準備とすることは許されなかつた。

然るに第二次大戦が東南アジアに拡大された一八四二年一月政府は銀貨の磅へのリンクを停止した。管理通貨たるの色彩を濃厚にした。即ち銀貨の価値を〇・三二六三九とせしめ、これに切下げると共に通貨発行当局たる大蔵省は在外保有金並に国内保有金の外に政府公債、大蔵省証券をも準備として通貨を発行する権限を与えられたのである。

同年四月更に〇・三二五九七四 *pure gold* に切下が行われ、次で全六月日泰攻守同盟によつて泰國が日本軍の占領下におかれるに及び日本との金融協定（日泰間特別可決済に関する協定）により銀貨は事実上可為替本位制となり、日本軍の戦費調達のために急激に増大した通貨は大部分日本銀行に預託した所謂特別円を準備として発行されていった。此の間対日為替平価は一銀対一円と定められたが之は戦前の一〇〇銀対一五五円七〇の平価に比し、約三六%の切下に相当する。而して通貨の発行業務は同年（一八四二年）十二月十日以来、大蔵省が

ら新に開業した泰中央銀行 (Bank of Thailand) に移管されたのである。

終戦後即ち一九四五年九月十一日、泰政府は山本駐泰大使に対し日泰間よりゆる条約、協定を破棄を声明し併せて駐泰日本大使館の機能停止を通告して来た。

茲に於て泰と日本との関係が切断されるに至った。同時に泰は連合諸国との平和交渉を開始、一九四六年一月一日、新憲法に於て条約調印の運びとなり連合諸国との戦争状態が終了するに及び政府は条約によつて銖の平価を改訂又対英、米為替相場を決定し、且つ、英國に對しては馬來、印度方面に於て必要なる米を無償で供給することを承諾したのである。

尚、その発行準備は主として磅又は米幣で保有することとし右に大蔵省証券が補償的に附加されることになつた。同年五月に至り前記条約の一節改訂があり、銖の平価及び対英米為替相場の変更があり、且つ、泰は一九四七年四月迄に米一、二〇〇、〇〇〇トンと①と②の割合で英國に売却することに改められた。

其後一九四九年九月磅價の切下に入り又マニラ方面の平価切下を發行して現在に至つてい

二、通貨発行高の推移

一九四一年十二月	二九七、三四四、〇九七銖
一九四四年十一月	一、二五〇、〇〇〇、〇〇〇
一九四五年六月	一、五九〇、〇〇〇、〇〇〇
一九四五年十二月	一、八三六、六八〇、〇〇〇

三、終戦後通貨改革は次り様に行われた。

(イ) 一九四六年一月一日、連合国との講和条約によつて左の通り決定

銖の平価	〇・〇九〇一五 fine grams
一 磅	六〇銖 (一銖 = 1/4d)
一 米 幣	一五銖 (一銖 = 6/7s cents)

(ロ) 一九四六年五月一日、改訂

銖の平価	〇・〇九〇二五 fine grams
一 磅	四〇銖 (一銖 = 1/6d)
一 米 幣	一〇銖 (一銖 = 10 cents)

(ハ) 一九四九年九月二〇日、二〇分の平価切下を發行し米

公定相場は次の通りである。

- 一 磅 三五 銖 (一 鎰 7/16 857) 半安 2 鎰 12 銖 定
- 一 米 鎰 一二 銖 五 〇 八 分 (一 鎰 8 分)

田 公定レート

イ 対日公定レート

終戦時 1 Bakt = 1 grain

1946 年 1 月 15 日 (1 鎰 15 Bakt) にて裁定

現在 = 38 銖 (平価)

(1 鎰 = 12 5/16 Bakt)
(= 300 円)

Open rate 1 Bakt = 18 円

ロ 対米公定レート

終戦直後 一月より 1 鎰 = 15 バーツ

1947 年

四月まで 1 鎰 = 6 cents 12

現在 在 1 鎰 = 12 銖 50

ハ 対英公定レート

終戦直後

1947 年 1 月 4 日 1 鎰 = 60 銖

1 鎰 = 7/4 パンス

現在 在 1 鎰 = 35 銖

1 鎰 = 7/6 857 (英米 Open rate)
1 鎰 2 80

佛印

一 通貨制度

一九三〇年一月九日、印度支那銀行が發行するピアストル債を、一ピアストル対十フランと定り、佛本国フランにリンクしていた。

終戦後、即ち一九四五年十二月、石平卿は一ピアストル十七フランに改訂、次いで一九四七年七月十日、佛国政府と印度支那銀行との協定に基づき、従来より印度支那銀行が發行権を停止させ、新たに独占権を持つ通貨局が設置されることとなった。

通貨局は印度支那高等事務官の監督下に置かれ、過渡的にフレンチフラン、印度支那政府証券及び国庫に対する貸出を發行準備とするが、フレンチフランの保有額は三三%以下に減ずることを得ない。国庫の貸出は三三%を超過することが出来ない。

過渡期経過後は金又は外國為替を準備とすることに定まっている。然し、この通貨局は未だ創立されるに至っていない模様で、従つてその業務開始の時期迄は印度支那銀行が引続ち兌換券發行の機能を任つて居る訳である。

二、通貨發行高の推移

一九三九年末	二一六、〇〇〇、〇〇〇ピアストル
一九四五手六月末	一七〇、八〇〇、〇〇〇
七月末	二一七、四〇〇、〇〇〇
一九四七年末	二九三、六〇〇、〇〇〇

三、為替相場の変遷

一九四五年五月十九日従来の一佛一六ピアスターを二〇・五八ピアスターに引下げた。

四、公定レート

対日	一九四二年末	九七四六〇銭
現	在	一七四四〇銭
対米	一九四七年	七・〇五ピアスター
現	在	二〇・五八
対英	一九四七年	二八・四〇ピアスター
現	在	五七・六四七

(英佛公定レートより決定)

終戦時相場

昭和二十六年八月

終戦後現地(南方地域
南洋軍地区)の通貨制度はどのような
変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会

専門委員 山科 元 詞

在外公館等借入金を表示する現地通貨の調査報告

南方地区の内務陸海軍地区（馬來、ジャバ、スマトラ、ボルネオ、ボルマ及海軍地区）に就て
本稿の資料

(1)終戦直後までの分については、主として終戦當時南滿洲領インドシナ、サイゴンに在った精
方軍總司令部に於て、總司令部が各地軍司令官、軍政監部等より徴した諸報告を資料とした。
(2)右各地よりの諸報告は間もなく断絶し、特に所要は日米通貨の無効無価値化措置、種合刷の
新通貨発行等については何等報告がなされた地が多い。蓋し之等の地域に於て、断かる時には
降伏日本軍は連合軍の管理下に入つて了つて外幣の事情を察知し得べくもなかつたからであ
る。

(3)仍つて終戦後の新通貨事情等は、時事通信、日銀、國際連合等による若干の資料による外
なかつた。而して之等の資料も極めて断片的にて、諸國の総々に互つて応答し得ないのを遺憾
とする。

第一 終戦後に於ける現地に於ける通貨制度変遷の概要
の概況

終戦までの現地に於ける通貨制度は、もとより終戦と共に循環を始め、連合軍の新通貨制度に移行したわけであるが、其の移行過程は地域によつて極めて相違した。然し唯一の相違点は移行する時期の遅であったと謂へる。

當地域は南方開発金庫券（以下南発券と略稱する）地域であつたが、ジャワ、スマトラ、乃至海軍地帯の如きギルダール南発券地帯は、比較的戦禍から遠く、又現地民の親日感も強かつたため、更に特に終戦後反連合軍の獨立運動が惹起した喧嘩もあり、南発券に対する信認も強く、新通貨に移行するまでには相當の年月を要してゐる。

之に反し馬來の如く親日感が比較的乏しく、又インフレの激しかつたドル南発券地帯の如きは崩壊過程は極めて早かつた。又ビルマの如くルビール南発券は、終戦前既に連合軍がその首都を占領して居り、その地域に於ては南発券無価値化が事実上直ちに行はれたが、丹戎サルウイン河以東の日本軍地帯に於ては終戦後一ヵ月以上も支障なく流通して居た如き相違であつた。

従つて変遷過程を一言を以て盡し得ないが、形式的には次の如き過程を辿つたと云ふことが出来る。即ち連合軍側は一九四五耳八月二十七日の「ラングーン・アグリーメント」(Rangoon

Agreement) 中に於て、先づ日系通貨の實際把握を企図すると共に、日系紙幣の印刷及発行を全面的に禁止することを以て通貨政策の第一段階とし、全年十月七日サイゴン軍事監理委員長クレシー少将より、日本軍管内元師に発せられた「通貨凍結令」により日本軍保有の通貨を凍結することを以て第二段階とし、各地に於て實施された南発券無価値化を以て最終段階としたのである。然し前述した如く、通貨凍結令の発令以前に既に無価値化せざる地域（マライ）もあり、その発令後も特殊事情により南発券流通基調に変化が及ぼつた地域（ジャワ）もある。又特に注意すべきは、一時的措置として、南発券無価値化に至る前に、一定の交換率（価値率）を決定せる地域もあつたことである。

(5) つはゆる「在来通貨」(Old Currency) (OSM)

終戦までの各地通貨制度は一言にしていへば南発券制度であるが、ただ日本側通貨政策として、日本軍占領前の各地通貨（例えは馬來の海峽幣、ジャワのジャワ銀行券、ビルマのインド準備銀行券等）の、南発券との両価流通が認められて終戦に至るまで裏づかつたことを附記したい。之らは所謂「在来通貨」であつて、對南発券ヤミ相場を生じ、之が戦況に依じて高下し、振蕩されること多かつたため各地に於てしばしばその流通禁止乃至無価値化措置

をとりべき論も生じたが結局終戦まで南米券と共に流通を認められた。従つて嚴重に謂うと終戦までの各地通貨は南米券と在米通貨の二本建てであつたが、數量的には、不問に對してよいであらう。(各地の在米通貨量については後表参照)

(1)「ラングーン・ファグリーメント」について

終戦後に於ける通貨制度変更の第一歩は、一九四五年八月二十七日「ラングーン」に於て調印された *Rangoon Agreement* (概りにラングーン協定として置く) を以て始まる。本協定は降伏日本軍に對する連合軍の命令であるが、此の内通貨金融に關連ある部分は大體次の通りである。

附録 A 日本陸軍及陸空軍に對する命令、第十四章金融

A、全銀行及金融機関の資産、現金、貯蓄、紙幣及地金、有価証券を含むすべての有価物は安全に保管し、且つ仕りのまゝ引渡すべし。

B、今後紙幣の印刷及発行を禁止する。

(原文)

添附第一表

又日本軍に對し左の報告を要す。日系通貨の事情の把握を試みてゐる。

(原文)

添附第二表参照

右のラングーン・ファグリーメントは、更に同年九月十二日シンガポールに於て南方軍が確認調印をした。

(2)連合軍の對日通貨凍結令

サイゴン軍事監理委員長グレイシー少將発

日本前南方軍總司令官柏對馬内元師宛

一九四五年十月七日

命令第一一〇一四A

貴官は、貴官の保有乃至支配する一切の通貨並に有価物に關し左の處置を採るべし。

A、隷下各地日本軍司令官に對し、直ちに右記一切のものに關する完全なる明細書を作成し、當該地に於ける連合軍司令官に直接提出することと命ずること。

B、右の一切の有価物を直ちに凍結し、當該地連合軍司令官の要所に悉し提出することと命ずること。

C、例外的場合に於て、日本軍の通貨使用は管轄地連合軍司令官の事前承認を要すること
 D、日本降伏軍人のために必要なる一切の支拂は日本軍の責任とす支拂を要すべきは、極めて例外的なる場合に於て考慮さる。かかる例外的なる場合に於ては、支拂は東南アジア地域の如何なる法儀を以ても之を爲すことを得ず。責任は使用する通貨の種類、斯かる通貨の準備、決定前委託、配分及計算の手續に關しサイゴン軍事監理委員会に對し連合軍總司令官の事前承認取付けの申出を爲すべし。本目的のために日本國の使用が考慮されるべし。

E、責任は右記C項の通貨の使用は、如何なる地域に於て如何なる場合に於て必要と考慮するや、直ちに書面を以て余に報告すべし。(原文派附第三表)

(外)日本南方軍總司令官の通貨凍結命令

右のグレイシー少將の命令に基いて、一九四五午十月十二日付を以て南方軍命令が各地軍司令官に對して発せられてゐる。

威令内第三四号 南方軍命令 十月十二日

通貨凍結の件 サイゴン

証券軍事監理委員長グレイシー少將の命令第一〇一四A号により各軍の保有又は監督に属する通貨、資金及通貨の代用物としての性質を有する高価物件(地金銀、工業用宝石等)に關し、各軍司令官は直ちに右記の措置を講ずべし。

七 記

一、各軍司令官は日本軍及日本側民間事業(將兵及民間人が個人として保有するものを除く)の保有に係る右通貨等に付き、完全なる申告書を其轄下地域毎に作成し、可及的速かに連合軍南原司令官に提出し、同時に寧二種を總司令部に送付すべし。
 二、余は右通貨等を直ちに凍結す。

三、日本軍又は民間業者が特殊事情(日本軍自ら給養の責任を有する場合、治安維持に任じある場合、事業の經營を認めらるる場合等)により、其地法定通貨の使用を必要とする場合は、各軍司令官は其の必要なる經費に付、連合軍南原司令官より事前に包括的に又は各個に許可を受け、前項凍結の解除又は所要の便宜の供与を受けるものとす。尚右許可までの間に於ける通貨の支拂は容認せらる。

四連合軍が日本軍隊並に拘留邦人の全般的管理を實施せる後に於ては、之が生活維持又は歸還に伴ふ諸便宜は凡て連合側の責任にして、原則として其地通貨を使用せざるものとす。

五連合軍側が日本軍隊の全般的管理を實施せる後に於ては、將兵の奉給は原則として現金を支付することなく所定の金額を各人の廣収として記帳し明瞭行らしめ置くべし。

六日本銀行券(補助債)は、之を軍に於て保有し、要すれば奉給支拂の一部に充て、又は歸還に當り將兵の爲之を活用し得る如く手續中たり、細部に關しては別に指示す。

七各軍が特殊事情により其地法定通貨を使用し得る場合のことに關しては進而指示す。

第二、舊通貨の最終発行残高

① 馬來地區

南 毫 券 五五七〇、〇〇〇千円
海 峽 群 二一三、〇〇〇千円

右南毫券は南毫馬來支金庫の発行残高であるが、終戦後連合軍命令により蒐集焼却せる次の如き南毫券の金額がある。

以 上

シンガポールに於て燒却(一九四五、十五)

七二三、一七八、八四六円八四仙

中部マライに於て處理

三二八、七三六、〇〇〇円(燒却)
三、五七一、八五〇、〇〇〇円(英軍へ引渡)

(小計)六八五、九二二、〇〇〇。

右英軍へ引渡し分を除いて完全に燒却せる分のみにても、一〇五一、九一四、八四六円八四仙あり、之を控除した發行高は、四五一、八〇八、五三三円一六仙と爲る。

② スマトラ地区

南 毫 券 一、六九七、八六五千盾
在 來 通 貨 九〇、〇〇〇。

(ジャワ銀行券)

右の内南毫券は回収につとめたため一九四五、十月十七日現在にては、

一、六三三、三七〇、五六一九盾

に減じた。

⑤

い シヤワ地区

南 発 券 一六六六七九八千盾 (終戦時)

シヤワ地区は、南発券の発給が極めて高かつたため連合軍進駐後も発行を続け、蘭印民政
府 (NICCA) の財務長官に對する南発の當座貸越勘定開設、連合軍に對する直接の資金支
付等もあり、終戦後も左の如く発行残高を増してゐる。

十月十日 約一七五〇百万盾

一九四六年

二月上旬 約二四〇〇百万盾

但し終戦後の右発行は、オランダ側の命により

南発未発行券は、同じくも謂ふべき未発行券の使用に際し日本軍より申入れを付したるに對
し、英印房三師團長は、「日本側申入れは正當にして、オランダ側は使用未発行券の責任
をとるべきこと」並にNICCA財務官も「オランダの命令により発行した南発券については
日本側に責任付し」の公文を發行交付してゐる。
尚シヤワ銀行券は、

五三六四八八千盾

(二) 北ホルネオ地區

南 発 券 七九九九六千盾

海 峽 那 一三、五〇〇。

但し右は一九四五年八月十五日現在の数字にて、八月末の発行高は八二一五七千盾と厚りし
も、回収につとめたため一九四五年十一月末には、南発券は五七二二〇千盾と厚った。

尚、北ホルネオ軍 (難) は、南発未発行券一〇三、四一〇七九千盾を認め、合計一
三、二九九五四八千盾の南発券 (他地域南発券若干を含む) を連合軍に對し引渡してゐる。
(一九四五年十一月三十日五に)

(三) ビルマ地区

南 発 券 五六五四四八千ルビ

インド準備 一六〇〇〇〇

銀行券

南発ビルマ支金庫は一九四五年四月二二日を截止したが、截止に当り左の如き未発行券回収

券を遺棄して來たるを解府かつた。

未発行南送券 四一、一八八千ルビ

回收損券 八二、三六八

未発行南送券 二十四箱(内容未点検)

(イ) 海軍地区(セレス、南ボルネオ、アンボイナ、小スンダ)

一九四五年八月末

南送券 四三、三二六千箱

以上が南方各地別の総量概に於ける概算発行残高である。尚最終発行残高に至るまでの状況は左表の如くである。

第三、終戦後の通貨改革措置

の馬來地区

イギリス軍は一九四五年九月二日バナンの、九月七一八日にはイボリー、九月十四日には、
イボンに進駐してゐる。

南送券は終戦直前より暴落を続け、八月七日には在来通貨一に對し百割減であつたものが九

日銀券及び南方地域通貨発行額調

(単位 1,000)

	通貨別	開戦時	昭和17年末	昭和18年末	昭和19年末	昭和20年 3月末	8月末
日本	日銀券	5,978,450	7,148,685	10,266,161	17,745,992	20,525,803	42,372,897
馬來	海峽幣	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000	213,000
	南発券(幣)	0	107,421	411,143	1,402,696	1,971,545	5,570,000
	計	213,000	320,421	624,143	1,615,696	2,184,545	5,783,000
北ボルネオ	海峽幣	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
	南発券(幣)	0	4,692	14,451	35,580	46,386	79,996
	計	13,500	18,192	27,951	49,080	59,886	93,496
シヤワ	シヤワ銀行券	471,488	515,488	536,488	536,488	536,488	536,488
	南発券(盾)	0	56,678	123,760	655,668	861,649	1,666,798
	計	471,488	572,166	660,248	1,192,156	1,398,137	2,203,286
スマトラ	シヤワ銀行券	75,000	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	南発券(盾)	0	25,828	234,690	773,397	957,451	1,697,865
	計	75,000	115,828	324,690	863,397	1,047,451	1,787,865
ビルマ	緬甸銀行券	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000
	南発券(盾比)	0	132,229	626,240	2,729,331	3,745,848	5,654,548
	計	160,000	292,229	786,240	2,889,331	3,905,848	5,814,548
比島	比ソソ券	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
	南発券(ソソ)	0	105,545	496,538	4,948,160	5,400,000	5,400,000
	計	200,000	305,545	696,538	5,148,160	5,600,000	5,600,000
泰国	泰政府紙幣	245,381	392,724	657,620	1,174,620	1,183,150	1,780,000
印度支那	印支銀行券	384,655	519,726	786,121	1,467,363	1,697,301	2,483,794
海軍地区				昭和18年	昭和19年	昭和20年	8月末
南ボルネオ				3月末	3月末	3月末	
(セレスアンボヤ)							
ホスンダ	南発券(盾)			39,226	149,046	321,650	432,162

裏面白紙

月初旬には一対八千位に落ちた。

南発券一般物価も亦暴落しつつあった。

九月四日英重クリスチン中將布告「馬來に於ける法定通貨に關する連合軍布告」が發せられた。

「馬來全域を通じ其の法貨は元に限定する。

一 馬來通貨委員會發行の「マライ殖民地政府 Government of Straights Settlements」の表示ある紙幣 (Notes) 但し一萬馬及一馬以下のものを除く。

二 通貨委員會發行の馬來紙幣但し一馬以下のものを除く。

三 通貨委員會發行の銀貨及一馬以下の紙幣は夫々元の限度に於て法貨とする。

一馬 Coin 一〇馬まで

一馬未満のものを二馬まで

四 他種の通貨又は Coin は法貨に非ず。但し民政長官 (C.C.A.O.) は命令を以て外國通貨の受入を認めることあるべし」

九月六日 Straight Echo 紙に於ける「英當局は、五馬以下の日本馬 (南發券) は百分一の

比率を以て、敵艦用物資支拂、政府に對する支拂に充當を許可せり」と。又「其の後此の特
权付十弗南券にまで擴張せらる」と。又、此の直後の九月十日の同紙は南券無効を伝えた。
シंगाポール地区に於ては、九月十八日英軍の命令が発せられ、同廿日に日本軍司令官が英
第十四軍参謀長と會見し、その説明を受けた。その主内容は次の通りであつた。

「一米の使用は一ノ一曰、十オンスを越えることは出来ない。野菜、果物取得のため一ノ一

曰ニ仙支給する(二仙は南券券にあらず多分前記の老貨の内の一種であらう。二仙は野券券の購買力がある由)

二日本通貨(圓を含む)は一切無償にして使用を禁止し、違反者は嚴罰に處す

日本軍(軍人軍馬を含む)及邦人所有の日本通貨は全部蒐集し記録の處置をとりたる後焼却

することく準備すること。焼却の時期は別命する。

三英國通貨は全部返還のこと。」

右に基いて日本軍は九月二十一日「南方昭命第九号」を部下全部隊に發した。

既述した南方軍命令「通貨凍結の件」は十月十二日にサイゴンに於て發せられたが、その
はるかに前に馬來に於ては上記の如き處置がとられてゐた筈である。併し馬來軍は、南方
軍命令に基いて、十月二十六日、南方昭命第四七号を發し、總司令官の趣旨を伝達した。

要之馬來地区に於ける南券券(その意匠から、英軍はバナナ紙幣と呼んできた)の無効無用
値化されたのは、一九四五年九月十日から十八日までの間と見て間違ひがある。

其後の状況は不詳であるが、同書「The Board of

Commercial issues of currency」の發行する馬來幣はマライ連邦のみならず、シंगाポール、

北ホルネオ、ブルネイ、サラワクに流通せる分をも合し一九四八年の平均流通量四億ドル、

九四九年は四億二百万弗と謂つてゐる。尚同書は、「此の数字には二三九百万弗(差)によ

る日本のマライ没入以前に發行された兌換券を含まず、後者は一九四八年八月三十一日に法

貨たることを止め、前記額中二二、八百万ドルは通貨委員会によつて一九四九年十二月一日ま

で引揚げ廃棄されたのである。」(邦訳本九二頁)と記してゐる。

②日本のマライ没入以前に發行されたドルを二三九百万弗としてゐるが、前述の様に、日

本側の調査では在來通貨はマライ、二一三百万弗、北ホルネオ一三、五百万弗と傳つてゐ

る。此の喰違ひは、日本側の誤りか又はブルネイ、サラワクに流通の分を合すれば辻褄

が合ふのか不明である。

(b)スマトラ地区

スマトラ地区に對する連合軍の進駐は、再より約一ヶ月遅く、パタン及メダン地区に、十月十日行はれてゐる。パタンの南方開発金庫及正金銀行は直ちに接收されたが、メダンに於ては營業を續行し、差当り南券の流通に支化なく、むしろ事業の積極的維持を命ぜられ、南券融資三千万盾が行はれた。しかし、南券の流通は漸次弱まり、在來通貨とのヤミ値比率が、終戦直前南券一対在來通貨八（ブキ子、ゴ附近）、一対五〇（リオ州バゲンシアピア）と南券が著るしく強かつたものが、パーに近づいて来た。

十月三十一日降伏文書に署名、本文書附屬書類第十三、「日本通貨の印刷」の項は「日本當局は即刻効力を発する如く次の如く命令すべし。

(1) 兩後に於ける日本軍票の印刷中止

(2) 未発行券は別命あるまで流通せしめざるべし。」とあつた。しかし日本側では、すでに印刷施設は八月末閉鎖し、八月二十七日には、既製紙幣一五〇万盾を原紙と共に焼却してしまつてゐる。

日本軍司令官は十月十五日、南方總軍命令に基いて通貨凍結令を、密命丙第一一一二号として発令。

十一月十六日、スマトラ連合軍命令 No. A/2050/Sum

「日本軍凍結通貨の解除に關する件」を發せしむる。（此の全文の記録がないが、要旨は次の如くであつた。）

「第二項、日本當局は取敢ずた記諸目的達成のため、十二月三十一日まで日本通貨による最小限の支拂を許すも是を以てし。

冷安維持

連合軍並日本軍の生活必需品供給並に供給

連合國側財産の維持

第五項、軍政に關する經費は出未得る限り前回の軍政實施期間と同一條件による租税及料金の取立並公開市場に於ける諸物資の取賣により補するべし。

第六項、是等指令の遂行に使用せるべき全額金は、絶対必要の最低限たるべく且之が引出は軍並に軍政に於て所持しあるべき賣方財産並び中の金額計概算一七五百万盾より實施すべし。尙自今銀行よりの通貨の發行を為すことなし。」

十一月二十九日連合軍命令 No. A/2057/Sum

「通貨引渡の件」を以て、日本の銀行に取置せる凡ての通貨の引渡及び軍政保有資金（A/N30/Sam 第六項の一七五百万盾を除き）の引渡が命令された。
軍人、軍属、一般邦人の私金の引渡は、一九四六年一月九日 A/N37/116/Sam を以て命ぜられてゐる。

その後の状況については、シマワ地区と同様で、南発券の禁止は、一九四六年十月まで行われなかつた。併し事実上、ほぼその翌年半ば頃まで流通を見だとも看做されてゐる。

⑤ シマワ 地区

九月八日連合軍代表到着。(オランダ政府は新通貨七千万盾を持来り此の内五〇仙、五盾券の流通を試みたるも流通不能。英軍軍票も流通せず)との噂であつた。

九月十四日、連合軍シマワ先遣部隊隊長英國海軍少将バターソンより「紙幣の印刷及発行を停止すべし」と命ぜられたるも、準備を具し諒解を得、南発券発行の基調に変化なし、蓋し既に「インドネシア」は、十月十七日に独立を宣言し、對オランダ抗戦を標榜して、治安は全く乱れんとしつつあつたためである。

十月三日インドネシア共和国布告。

「法定通貨は南発券及舊シマワ銀行分に限り、且兩者はバーとする」

十月八日シマワ上陸軍司令官ホーン、少将命令。

(a) 日本側金融機関は別命あるまで業務を繼續し、該編一切を何人にも譲渡せざることを

(b) 日系金融機関は NICA (南印民政務) 既務長官 G. O. van der Grinten の指示に従ふことを

十月十一日ゴッツエンの指令ありて、日系金融機関をオランダ人が業務監督することとする。バンドン、スマラン地区金融機関は閉鎖したが、バタビアにては営業を再開。

物価は終戦直後は一騰一落しつつあり、南発券は在來通貨(シマワ銀行券)に比し一對四位の打符をつけられてゐたものが、前記インドネシア布告に伴い改めてバーとされた。

此の爲連合軍側は、南発券により資金を調達し、九月二十五日一千万盾、十月一日五百萬盾を調達、以後ゴッツエン命令により、南発券はゴッツエンに對する無利子、無擔保、無期限の貸付勘定を開設したが、十二月末の残高は二八〇三万盾、一九四六年一月十五日現在には、九二七、六六五千盾に達した。斯かる増益のために、南発券對在來通貨の市価は一對九乃至十に開き、物価も亦終戦前の約十倍に達する。但しインドネシア側は依然南発券の支持を尽しあり、十二月五日第一二〇一 A 号命令を以て日本軍に對し通貨凍結命令が発せられた。

(4) 軍、軍政機關所有通貨は軍に引渡すこと

(5) 軍人私金は海抜ハ〇〇、以下三〇〇盾を除き軍に引渡すこと

(6) 日本側銀行及商社の資産はNICAに引渡すこと

(7) 通貨製造施設は英軍に引渡すこと

右が終戦直後より翌年一月に至る頃までの概況である。

其後の状況は外務省調査局資料に従ふと、一九四六年三月、日、オランダ側は新通貨を発行した。新通貨三對南発券一〇〇の価値比率とした。之は日本へ及び敵性人には交換せず、また交換期限は後に指定されることになつてゐたが、實際相場は一荷對七一一〇南発券から一五乃至一七南発券に落着いてゐた。

その後同年十月二十五日に至り、インドネシア側も新通貨ルピアを発行し、一ルピア二五〇南発券、外領では一ルピア二〇〇南発券であつた。

ここに於てオランダ側は南発券流通禁止令を出し同日三十日を交換に拘ると発表した。

相場は一時一荷對一一〇乃至一五〇南発券であつたが、後六〇乃至七〇に引返した。十一月以後はジャワでは南発券は流通しなくはつたが、スマトラでは、一九四七年六月頃まで一五〇

至一七の相場で流通してゐたと謂はれる。

更に其後の状況は、時事通信社「世界年鑑」、國際連合論「アジア経済の現勢」等により断片的に知り得るのみであるが、要約すると次の通りである。

(1) 日本軍票(南発券のこと)は一九四六年十一月一日を以て禁止され、以来僅くは東インド、ギルター(ジャワ銀行券のこと)及びインドネシア共和国発行のルピア領の二本建てと成つた。(年鑑一九四九年版)

(2) 軍票は四六年十二月以降は流通を禁止され全部回収された。(年鑑一九五〇年版)

(3) 終戦後オランダ側発行のインドネシア・ギルター(政府紙幣とジャワ銀行券の二種あり)とインドネシア共和国発行のルピア領が流通してゐたが、一九五〇年一月三日連邦財政省は正式にインドネシア・ギルターとルピアを前分の両併用すると発表した。四九年十月現在に於けるインドネシア・ギルターの発行額は、十八億五百五十八万ギルターであつた。

オランダ、ギルターの切下げにともない、オランダ政府は四九年九月廿二日インドネシア・ギルターの對米ドル公定レートを従来の一米ドル對二・六五ギルターから二・八〇ギルターに切下げた。連邦政府はインフレを抑制する爲五〇年三月十九日インドネシア・ギルターの種

用紙値切下げを行つた（年鑑一九五一年版）

(一)「インドネシヤ・ギルダの切下し」

外務省調査局「南方地域半年報」

(二五三三三)

インドネシヤ合衆国政府は五〇年三月十一日新外國為替措置を決定し、實際上の為替率の切下を行つたが、十九日更にインドネシヤ・ギルダの國內価値を切下げた。

(通貨措置の概要)

ハッタ首相は十九日の放送を通じて國內通貨五〇%切下を発表した

(一)切下實施時期 三月十九日午後八時（現地時間）

(二)切下られる通貨は額面五ギルダ紙幣以上の通貨で二ギルダ半以下のものは額面通り流通することとする

(三)五ギルダ以上の紙幣はこれを半分に切斷した半面を額面五〇%の暫定的付法定通貨として四月九日まで使用しこの後に於いては新通貨に引換えねは得らぬ。右半面はまた額面五〇%の価値に於いて新に発行される五%利付のインドネシヤ政府の強制公債の応募とされる。新公債の発行期日は未定であるが、発行総額は十五億ギルダ、償還期日は四〇ヶ年と予定されている。これには凍結措置がとられ購買不可能のものといわれている。

(四)尺までの銀行は三月二十二日まで業務を停止し、舊通貨は三月二十二日より四月十六日まで
の間に新通貨に引換えられる。

(五)十九日夜以前の債券はすべて新通貨によつて全額支拂われねは得らぬ。又一切の債券及給
料も全額新通貨で支拂われる。

(六)インドネシヤ大蔵省は、新に通告するまで、すべての支拂に對しモラトリアムの適用を認
める、しかし正當の理由なくして支拂を停止したものは處罰される。

(七)すべての銀行預金の四〇〇ギルダ以上は額面半額の価値における政府の強制格上げとし
て政府助定に移される。

(八)これまで流通していたインドネシヤ共和国通貨は五月一日以降法定通貨としての使用を停
止され、後日発表する一定率により新合衆國通貨に交換される。

現在インドネシヤには歐前と歐後に発行された二種類のオランダ・ギルダ貨、それにイン
ドネシヤ共和国発行の通貨と三種類のものがあるが、新措置はこれら國內通貨の整理
を第一と狙つたものである。尚紙幣の言明に依れば、新措置によりインドネシヤ合衆國は総
額二十五億ギルダの淨価値を得ることになる。

(5) 北ボルネオ地区

最も不明な地区の一つであるが、現地日本軍により南方軍司令部に對し「昭和二十年九月以降南支那の日本人による使用を禁止せらる。爾來連合軍より資金の交付を受けたることなく且融通せることもなし」の報告を提出してゐる。

又暹羅第九師団命令シ・K・マ67号(発令日)は不詳であるが、九月末より確いことは無いと想像される。

「西場中将は次の如き命令を發すべし。

(1) 總ての日本軍、其各員、銀行商社、邦人の所有する公私財産の如何を問はず、凡ゆる國の全ての通貨及硬貨を連軍に引渡すべし。圖並に日本進攻時の通貨を含む。

(2) 日本進攻時後の通貨並に進攻前の通貨の引揚及分配に對する總ての財政的記録を引渡すべし。

(3) 前各項は夫々の地方軍指揮官の指圖に従ひて引渡すべし。

(4) 總ての必要とする個々の記録を保存することは各指揮官の責任あり。

日本側は右に基き通貨引渡に對する「連作命令第十号」を十月八日付を以て発令し、十一月三

十日迄に完了してゐる。當地区は終戦後も最も苦難せる地域で、集結地に於ける邦人の四十%は裸足であつたと謂はれること等より推しても南支那は早くより無効無価値化されたものと看做される。

(6) ビルマ地区

當地区も亦不明であるが、終戦前、既にラングーンは連合軍の手中に歸して居り、地域により事情が甚だ相違してゐたが、モールメン地区では少くとも九月末頃までは南支那は流通してゐた。無価値化されたのは、全年十月頃日本軍が連合軍管理下に入つてからであらう。

一九四六年英政府は「通貨法」The Currency and Coinage act. 1946 を公布、発券業務をビルマ通貨局 The Burma Currency Board に移し、又一九四七年四月には、終戦後ラングーンに再開されたばかりのインド準備銀行ラングーン支店を閉鎖して、その業務をビルマ財政部に移管したが、同年十月「ビルマ連邦銀行法」The Union Bank of Burma Act. 1947 に依り、ビルマ連邦銀行 The Union Bank of Burma を設立し着手し、之は一九四八年二月三日開業した。

Union Bank of Burma の Annual Report, 1950 に於て「一九四五の年五

月二日政府は、インド準備銀行ラングーン支店発行の戦前ビルマ紙幣及び一九四五年以降英軍當局発行の英軍票（後ビルマ政府発行とする）は、六月一日以降流通を禁止すると発表し、然し石紙幣は、^{トレンジャー}政府國庫及びビルマ通貨局ラングーン事務所に於て十二月三十一日迄は、流通法償とバーで交換され、この期限は一九五一年三月三十一日迄延期された。ビルマ通貨局発行の法償は、年当初一六百万ルピー、十二月三七〇百万ルピーである。又十二月三十一日現在のビルマ紙幣の流通高は一九〇百万ルピーである。

(2) 海軍地区

一九四五年十月五日、モロタイ、憲軍命令第十二号（要旨）

「(1) 本命令はロンボック以東蘭嶼印度にある日本軍に適用す

(2) 日本第二軍司令官は日本軍其の各員、邦人商社の通貨を回収すべし

(3) 通貨の製造を禁止す

(4) 日本將兵、兵補一人当り百盾の保持を許可す

(5) 資金の使用は事前の許可を要す

十月廿日、マカッサル憲軍命令により、同市内、日本人保有官私金の提出。

十月廿一日全右命令Q、G一六八号により、「ルウレ寮日本人及兵補各一人当り百盾を除く残額約千二百万盾を、バロボ！にて差込。

同日、ボネ憲軍命令、「ボネ寮日本人の官私金の引渡し

一九四六年一月二十九日、マカッサル憲軍命令R、一〇〇一号。

「日本人による南発券の保持並に以用を禁止し

大抵諸地区通貨事情は其の憲軍命令によりて知り得ることとである。遂戦と共に物価

急騰し通貨不安を生じたため憲軍に對し南発券の使用に對し何等かの相告する権限を出た

けれども、憲軍 Gibson 少佐より「節約して使用せよ」と回答ありたるのみ。九月中旬

通貨問題につきNICCA長官ウエクノー少佐に對して、南発券と新和蘭債との比価の決定

に對し申入れをしたが憲軍は南発券無効を主張せるのみで、マカッサル立場に於ては數

回に亘り、南発券無効の宣伝を實施してゐる。併し、之は南発券が事実上流通しあるに

躍如と持つてゐるために外ならず、十月中旬、マカッサルに、オランダ側の銀行商店、公

定価格制、郵政関係の和實業制度等の作せるも、依然南発券は流通してゐた。

此處に於て、新通貨三對南発券百のオフィシアル、レートを発表せざるを得ず、このレ

トを以て回収に着手したが、締切日や座二に通り並期せざるを得ずかつた。
南券券回収のためには、富くじを利用し、回収南券券一千万盾につき、新種貨幣後十五万
盾を添えてゐた。

一九四六年二月、無償償化を表明し、右、オフィシアル、レートも掲載した。

裏面白紙

昭和二十六年八月

3
終戦後現地(朝鮮地区)の通貨制度はどのような
変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会
専門委員 和田國安調

39

在外公館等借入金と表示する現地通貨の実態調査要領

一 地区別

朝鮮

二 調査事項

一 戦後における現地における通貨制度の支障の概要

戦後における現地通貨は、朝鮮銀行券及び日本銀行券の二種であつた。前者は手紙交換流通しつゝいた

戦後、**北朝鮮**における通貨実態は、詳細判明しないが、次り事柄が記録されてゐる

一九四五年十月、平壤安田銀行支店の跡に、「ソ連」は、**野城銀行**を設立して、円貨軍票を發行した。この軍票は、所謂「赤札」と呼ばれて、五円券は、グリーン、十円券は紫色、百円券は桃色であつた。これ等赤札は、殆んど無制限に發行されたので、平壤地区朝鮮人間に充ちても、その価値が衰へた。殊に南朝鮮へ逃避する朝鮮人は、朝鮮銀行券を欲したので、自然、赤札は放棄された。

次ぎ、一九四六年一月六日北朝鮮中央銀行が設立され、(資本金一億円)、一九四七年十二

月六日には、北朝鮮貨幣改革が実施され、新紙幣が発行された。勿論円換であるが、この改革の内容は判明しないが当時北朝鮮には、「ソ連」軍票、朝鮮銀行券、日銀券小額券の三種が流通していたと記録されている。この改革後、北朝鮮から朝鮮銀行券が南朝鮮へどこのように流入し、南朝鮮の通貨が激増、物価が騰貴し、之が取締りに、対策に甚だ困ったと事だから、通貨改革後に於て北朝鮮は、旧朝鮮銀行券は流通を禁じられた。その禁せられた紙幣が、自然、南朝鮮に流入したものと想像される。尤も当時米國の物頭が主として食用品だが、手帳より他市場にハンランしていた事情から見て、これ等物頭の代金が南朝鮮に流入した種も相当あることと想われる。

南朝鮮に於ては、米占領軍が、米國軍票の発行を企図して、既に印刷済のものを通貨の一室に吸入して、発行準備が出来ていたのだが、之を軍票の発行は、南朝鮮に於ける通貨の混乱を引き起す懸念ありとされ、発行を保留し、一九四六年二月一日に至り、日本銀行券の流通を禁じ、朝鮮銀行券の新紙幣の発行を行い、旧紙幣の回収に着手し、遂に、一九四八年四月八日軍政長官命令にて、前日本連幣局印刷の朝鮮銀行券の回収を命じ、更に、四月二十五日以降、日百円券紙幣は無効とする命令を發した。かくて、可成り

行券は、市場に流通し今日に及んでゐる。

(2) 通貨最後発行残高

一九四五年八月十四日に於ける朝鮮銀行券の発行残高は、四十八億三千九百三十一万六千五百七十九円であつた。

参考

一九四六年二月十七日朝鮮銀行は左の通り發表した。
朝鮮銀行は自らの日本銀行券は七億円なり、民間保有り日本銀行券は三億円なり、と、右金額は北朝鮮は自らが含まざるものと見う。

(3) 終戦後の通貨改革経緯

(1) 根拠法令 佈告

一九四五年九月七日太平洋洋米國陸軍司令部佈告第三号は左の通り發表された。
第一条 占領軍の発行する補助軍票「A」印の円換貨は、北緯三十八度線以南の朝鮮地帯に於て公私の流通に於ける法貨と定む。
(1) 右軍票は、現在三十八度線以南に於て流通せる法貨たる普通円換貨は、日本銀

行及び台湾銀行が発行せる兌換券は除外し、額面通り交換することを得。

(四) 其他の通貨は三十八度線以南の地域に於ては法貨と認めず。

第二章 日本軍票の流通に關し

(一) 日本帝國政府又は日本陸海軍に於て發行せる軍票及び日本陸海軍が使用せる之等通貨の流通は、如何なる取引にありとも、之を禁止す。

第三章 通貨物の出入禁止

(一) 紙幣、補助貨幣又は、債券の輸出入を包含する對外金融取引は本官の許可を要す。

(二) 三十八度線以南の朝鮮地域に於て為さるる取引以外の取引を、對外金融取引と見做す。

第四章 其他の通貨に關する法規

(一) 三十八度線以南の地域に於ては、現在通用する法規は補助通貨、又は円紙幣以外に適用の流通は、本官の許可ある場合を除き之を禁止す。

第五章 処罰

(一) 記軍政府若し余項を犯したる者は、占領地を律令に於て、自罪を刑法に受けたる者は、同會議の判決により処罰す。

一 七四五年九月十七日石印台による米單票の發行は、通貨の混入を米十匁ありとし、之を發行を中止し、日本補助銀五十錢、十錢、五錢を有効とする自軍政府より發表す。

一 七四六年二月二十一日法令第五十七号を以て、左の通り、日本銀行券、台湾銀行券の預入れを命じたり。

第一章 三十八度線以南に於ける朝鮮内の法人、又は人に命令す。

一 七四六年三月二日より七日迄に第二章指示の金融機關に、所持する日本銀行券、台湾銀行券の一円券以上の兌換券を預け入れすべし。

三月七日以後に於ては、その輸出入、領收、又は払又は所有、所有、交付その他移転等、取扱いを禁止す。

第二章 指定金融機關(金融機關名を白路す)に預け入れたる銀行券は、区別して保管し、預入届を軍政府財務局に報告するものとす。

第三章 預け入れたるものを引出すことを許さず、そのまま何分も指不りる送揚置くも

リトす。

一 九四六年六月二十二日左の通り布告あり。

七月一日より朝鮮銀行券百円新紙幣発行す。

一 九四六年七月一日法令第五十五号を以て、補助貨庫券「A」印円通貨を、七月一日

より十日迄に指定金融機関に預け入るべき旨布告あり。

一 九四六年七月十五日軍政長官布告第四号を以て左記の通り米國補助庫券「A」印円

通貨に關し布告す。

第一條 法條

I 補助庫券「A」の円通貨は一九四六年七月十日以後は、三十八度以南の朝鮮

地域に於て、公私の業務に使用する法貨に非ず。

II 一 九四六年七月十日以後補助庫券「A」印の円通貨を貯蓄することを禁ず、

補助庫券「A」印の円通貨は、法令の規定するところに従い回収す。

一 九四五年九月七日付布告第三号の規定を以て本布告に合致せざるものは之を

廃止す。

第二條 刑罰

I 本布告の規定に違反する者は陸軍部檢察官の判決に依り、その所定の刑罰に處す。

一 九四六年七月十九日米軍マラ本日より流通するもの、朝鮮銀行券との交換を許さず。

一 九四七年六月二日、朝鮮銀行(A)号新百円券本日より発行せらる。

一 九四八年四月八日、軍政長官令を以て、前日本造幣局印刷の朝鮮銀行券を回収し、

一 九四八年四月九日、軍政長官令を以て、四月二十五日より旧百円券紙幣の無効を布

告せらる。

(ロ) 実施の時期

前記の参照

(ハ) 新旧通貨の交換率及び交換期限

等価交換、なお前記の参照

(ニ) 實際相場及び、時期別の相場

日銀と朝鮮銀行券との間に相場がなかつた事は、前記の如く判明、また、派生的に、

両者、固にプレミアムが生じたことの結果は事實である。例え、一般朝鮮人は、日銀券が朝鮮内で流通禁止されることを予想して日銀券を朝鮮銀行券と交換する傾向が濃厚であった。また、日本内地から朝鮮に引揚げて来た朝鮮人は手持ちの日本銀行券を朝鮮銀行券と交換した。こんな場合には、朝鮮銀行券にプレミアムがついた。反対に朝鮮の内地へ引揚げる日本人は、手持ちの朝鮮銀行券を日銀券と交換した。この場合には、日銀券にプレミアムがついたが、これだけ何れも、派主的な現象であった。

(4) 新旧通貨の対日、対米英公定レート（終戦時、借入のピーク時及び現在の時期別）、終戦当時に於ては、韓銀券と日本銀行券とは、等価であったことは前述の通りで、日本向け送金は無論等価であった。従つて、対米、対英の公定レートは、我國の対英、対米の公定レートと同率であった。其後司令郎は韓銀券対米相場を左の通り発表している。

一九四七年三月十三日	一冊	対	五〇円
一九四八年十月	ク	ク	四五円
一九四九年六月			九〇〇円
			九五〇円

以上

附言

- 一 この資料は朝鮮銀行年鑑による。
- 一 米軍票「A」印内紙幣の流通に因しては、前記資料に不明な点あり、事情明を要す。

裏面白紙

昭和二十六年八月

終戦後現地(滿洲地区)の通貨制度はどのような
変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会

専門委員 武田 克 詞

裏面白紙

45

日本帰還時に書類の特多を一切嚴禁された爲、記憶を辿る以外に方法無く、正確を欠く点多きこと、並に終戦後は滿洲内各地間の交通、通信全く杜絶せる爲、以下記載するものは長春瀋陽を中心とし知り得たる情報を取纏めたるに過ぎざるものなることの二点に付予め御諒承を願ふ次第である。

(一) 終戦後に於ける現地通貨制度変遷の概要

通貨制度の変遷を論ずるに當つては、先づ其の根柢を爲す政治形態の変遷を考へる必要がある。滿洲には終戦後、ソ連軍が先づ第一に進駐して全滿の主要都市を占據し之を支配した。引続き国民党中央政府軍も各地に進駐し、「滿洲の主権は中国政府にある」と主張し、ソ連軍に其の行政権の引渡を要求した。然しソ連軍は言を左右にし、事實上の引継を遷延し、其の間北滿の大半の地を共産軍に引渡した。昭和廿一年半ばに至り、ソ連軍隊は全面的に撤退を開始し、以後滿洲は中央軍と共産軍の葛藤の増熾と化し、互に攻略し合ひ其の占領地域も常に變化した。即ちソ連軍撤収後、中央軍は近代兵備の優秀さに物言はせて当初松花江以南の南滿鐵道沿線都市村落を占據したるも、共産軍はソ連より北滿の新地域の引渡を受けたる勢に乘り全滿農村にまづ地盤を作り漸次勢力を増し中央軍の連絡路を寸断し南滿諸都市を孤立化せしめ、一つつつ之を

攻略して昭和廿三年十一月には全滿洲を共産軍の掌握下に収めた。

長春について之を見れば終戦直後の連軍が退駐して数ヶ月之を支配し、ソ連軍撤収と交代に共産軍が入ったが三日間にして中央軍に駆逐された。中央軍の行政は二ヶ月間続いたが有力なる共産軍に攻略されて其後三十四ヶ月は共産軍の占據する所となつた。其後中央軍が大挙反攻して共産軍を逐ひ其後二年数ヶ月長春を占領支配し、其間日本人の送還も順次行はれた次第である。其後昭和廿三年秋より長春は包圍され廿三年十月遂に陥落し完全に共産軍の支配下に置かれ現處に至つて居る。

終戦後の滿洲各地は何れも長春と同様兵乱の連続で、従つて其支配勢力の発行する通貨も時と所により通貨の変化を反映して著しく変動し極めて複雑なる様相を呈した。ソ連軍はソ連軍滿洲進駐二、三ヶ月後の二十年十月頃軍票を發行し、國幣と等価とし、全滿に流通國幣と共存せしめた。中央軍は滿洲進駐後其の中央銀行の分店を瀋陽に特設し東北九省の独立発券機関として東北九省流通券を發行、其の流通地域は滿洲内とし、其の価値は華北華中の法幣に對し十二倍の爲替公定率（十二法幣＝一東北九省流通券）と定め、之を滿洲國幣と等価として流通せしめ自分の國紙幣印刷が間に合はぬ爲國幣、軍票と共存せしめ、漸次國幣軍票を回収して再び

行せず東北九省流通券に統一した。其後東北の戦局不安定と経済的基礎の脆弱より通貨価値は月毎に暴落した。上海に於て金円券發行せられたる時以後は、此の金円券に東北九省流通券三十万円＝金円券一円として引換へられた。

此の金円券は当初一米帛＝四金円券として米帛にリンクした極めて鞏固なる価値の通貨として發行されたのであつたが、之亦中央軍戦局不利と経済財政の基盤の脆弱さから時日の経過と共に暴落に暴落を生ずることゝなつた。又共産軍地域に於ては何時の頃か不明であるが東北銀行が設立せられ、東北銀行券が發行せられ当初之また國幣と等価として流通せしめられた。

(二) 旧通貨の最終発行残島

(A) 終戦時の通貨

滿洲に於て終戦前流通した唯一の通貨は滿洲中央銀行の發行した國幣である。外に日本銀行券、朝鮮銀行券が軍人旅客により持参せられ、其の回収迄短期間金額は極めて僅少であるが等価として流通した。

(イ) 滿洲國幣 昭和廿年八月十日頃迄は八十億位であつたが、敗戦の事実が明かになるに従ひ預金の拂出と持参とにより、滿洲中央銀行本支店の発行元は殆んど全部拂出され發行

總額百二十六億円位となった。

(四) 日本銀行券 満洲に流通中の日銀券は大半満洲中央銀行に回収せられ、其の保管額は單現送用と併せて約三千万円乃至四千万円位であつたが、終戦後之が殆んど全部関東軍に拂出された。

(ハ) 朝鮮銀行券 満洲に流通中の鮮銀券は数百万円位であつた。

(B) 終戦後の通貨

(イ) ソ連軍票 その発行額は最低百億円最高三百億円位であつたと思はれる。

(ロ) 東北九縣流通券並に金圓券 発行額は全く不明であるが発行後一二年にして何れも六文字の約数字に達したること間違ひない。

(ハ) 東北銀行券 之また相当多額の発行額をなすものと感はれるも産軍側の数字は全く不明。

(三) 終戦後の通貨改革措置

滿洲國幣	根拠法令布告 滿洲國政府法令 原文省略	実施の時期 昭和七年九月頃	新旧通貨の交換率 当初銀元と等価 後に日本円とリンク	交換期限
------	---------------------------	------------------	----------------------------------	------

ソ連軍票	ソ連軍布告 原文不明	昭和廿年十月頃	國幣と等価	國幣と並行
東北九省流通券	東北行省布告 原文不明	昭和廿一年春又は夏頃	國幣と等価 十二法幣と東北九省流通券	
金圓券	中國財政部布告 原文不明	昭和廿三年八月	法幣と等価 法幣と等価(金圓券) 一法幣と四金圓券	
東北銀行券	共産軍布告 原文不明	昭和廿年下期	國幣と等価(金圓券) 十二法幣と東北銀行券	(三八年秋頃)

(四) 新旧通貨の対日対米英公定レート

(イ) 國幣の対日相場はパー、対米英相場は当時の日本円の対英米相場と同じ、終戦後は全く相場建たず。

(ロ) ソ連軍票、東北銀行券共に全く不明。

(ハ) 東北九省銀行券 法幣十二対一乃至十対一の比率にて換算し対米英相場を建て、着った、詳細不明。

(ニ) 金圓券 当初は四金圓一米円を換算し其の他諸外國為替を建て得たが後には順次暴落し

計算困難。

昭和二十六年八月

終戦後現地(關東州)地区の通貨制度はどのような
変遷したか

大藏省在外公館等借入金評価審議会

専門委員 色川 武 祐 詞

在外公館等借入金を表示する現地通貨の実態調査

一、戦時中に於ける現地に於ける通貨制度変遷の概要

関東州は終戦前迄は朝鮮銀行が発券銀行であつたため朝鮮銀行が強制通用力を持つていたが通貨は朝鮮銀行に限りしつゝいた。

然し滿洲国内でも自由に流通して来た中野券が設定される前は滿洲国内でも朝鮮銀行が発行銀行であつた。この様滿洲銀券も滿洲国より流入したものは関東州内でも通用していたが銀行郵便局等金融機関に入金されたものは再び市場に放出することなく全部回収に立って文憑は違ふ時、中野と朝鮮銀行に於て現送交換決済の定めとなつていた。

日銀券も流入したものは関東州は日本の領土であつたが自由に流通して来たが、これも金融機関に入金されたものは再び市場へ放出せず朝鮮銀行に入金し、朝鮮銀行は発行準備金として保管し、特に必要を以ては出さず交換はしなかつた。

然るに戦時後は現送受入が不可能となつたので、加うるに朝鮮銀行を支払超過甚だしく到底朝鮮銀券のみにては通貨不足となつたので、現地に於ける臨時に及ぶ処置を採つて日銀券、満洲銀券、朝鮮銀行券が流通の廣くして使用されることとなつた。

其後（昭和二十年九月十七日）コズロフソ聯軍司令官の指示に依り、鮮銀券、満銀券、ソ聯軍票（円表示）が等価で通用することとなった。

二 旧通貨の最終発行残高

鮮銀券 約六億万円
満銀券 約二億万円

右は既定額であつた終戦後発行した額及びソ聯軍に押収された額を記憶をたどつて掲げし、
にもつて終戦前は非常な発行超過はなかつた。（詳細は管理師所管旧在外資産調査報告書
関東州金融篇も取調、願う）

三 終戦後の通貨改革措置

1) 根拠法令等

ダルニー市警備司令官命令第八号

従来、鮮銀券並中央銀行券とソ聯赤軍司令官軍票とは一対一の相場を以て流通せしむ
べし。

本令第一号以外の通貨、例えはソ聯國幣、蒙疆國幣の流通を禁止す。

現在所持のソ聯國幣は交換所或は赤軍特種機關に於て所定、相場を以て軍票と交換
すべし

3. 總ての既設營業者、団体、官庁、個人企業者、販売人、部隊及兵士の商店又は食料店

其他一切の交付並に雇用に對してはソ聯赤軍司令官軍票の受入を絶対に拒否すべし

4. 10.

各地区司令官、市内治安維持會、市及區の当局、其他の社会団体は市民に對し、ソ聯

赤軍司令官軍票の通用方法を並にそれに対する信賴に關し説明をなすべし。

5. 流通を禁止せらるるソ聯國幣及其他の通貨の又用は通貨の廢絶其他本令に違反せる

者は戦時法に依り処置せらるべし。

一七四五半 十月十五日

コソロフ中將

發したる

(四) 本軍票は司令官命令を以てなすこと

(四) 補給貨日銀の以下流通を禁止し。

(c) 日銀券は流通を禁止す。其在尚報告すべし。

(d) ソ聯軍票見本は近く提出すべし。

(e) 実施の時期
昭和二十年十月五日

(f) 新旧通貨の交換率及交換期限
等価。無期限であった。

(g) 實際相場あれば時期別の相場

ソ聯軍票は殆んど無制限に発行され大連地区発行額二十億と称せられ市場通貨は軍票一色を配せ望した。

ソ聯軍票の滿洲撤退後の軍票処置の不始末
大家の不信用

滿洲に於ける軍票発行高五十億と云

大連二の億 奉天十五億 ハルビン二の億 新京十億

滿洲国内軍票流通量は、大連地区への流入は至

等に依り市政府が取締りに努めたが、岡相場

プレミアム問題

右面

三月 鮮銀券対国幣 10% - 20% ... 朝鮮貿易

日銀券対国幣 30% - 40% ... 引揚予想

四月 鮮銀券流通停止 紙流布さし 暴落

日銀券は50%ヨテスカワント

五月 軍票不安、鮮、日銀券にプレミアム付く

六月 鮮銀券70% 国幣20% - 30%

八月 鮮銀券150%に騰貴す

西 新旧通貨の対日、対米英公定レート

ソ聯軍票を除けば対日ハ一だつたります

対米英公定レートは日本内地と同様です

以上

昭和二十六年八月

終戦後現地(華北)地区の通貨制度はどのような
変遷したか

大蔵省在外公館等借入金評価審議会

専門委員 山田樹三郎 調

同 梶場由之調

4

3

一、終戦後における現地における通貨制度変遷の概要

(A) 終戦後における中国貨幣は、三つの課題に直面しなければならなかった。

その一は敗退した日系通貨の整理であり、その二は将来の世界通貨との連繋への階程としての法幣為替機能の回復であり、その三は当面さし迫った対中共戦のための戦費調達とインフレーションの問題であった。

(B) 日系通貨の整理

華北に於ては第一次華北金融接收員と法幣を束せた飛行機が終戦の年の十月三日西安に遷徙して整備が遂行されたと云はれるが、同十七日日系金融機関の接收が始まり同十一月二十一日「偽聯銀鈔票取扱辦法」四ヶ條が布かれ、三二六億圓によつていた聯銀券が法幣一に対し五の割合で翌一九四六年一月一日から四月末日（實際は六月まで延期された）までに回収のことになった。

華中に於ては一九四五年八月重慶空艇隊と共に、法幣（及び関金券）が上海市中に現はれ、米軍携入の米券札と儲備券と三者鼎立してその交換相場が変動していた。然るに同九月十一日法幣対儲備券の交換相場が一対二〇〇に公定され、次で九月二十七日には

「偽中央銀行銀行券交換辦法」公布され、同十一月一日から翌一九四六年五月までに
 準備券を回収された。一九四六年二月十四日、收復区金融機関存款匯折合法幣補充辦
 法」により、金融機関の買借契約が二〇〇対一の比率で法幣におきかえられ、この中
 中通貨至滬日、法幣至滬に統一せられたのである。なお一九四五年九月十三日中央銀行
 日偽備銀行上海分行を接収して同二十三日に営業を再開し、準備券の発行準備を清算の
 上引継ぎ、同十月には、中国交通、中国農民、中央信託局の各銀行も統々復旧した。
 準備券整理期に於ける物価変動表

時 期	金 塊(一圓)		米 券(二米券)		金 米(二米券)	
	備 備 券	法 幣	備 備 券	法 幣	備 備 券	法 幣
一九四五、八、一五	七、五〇〇	三、七二五	一、六〇〇	〇、八〇〇	一、七〇〇	八、五〇〇
八、三一	五、〇〇〇	二、五	一、二〇〇	〇、六〇〇	七、五〇〇	三、七
九、二九	一、六〇〇	五、八	一、七〇〇	〇、八〇〇	八、〇〇〇	四
一〇、三一	一九、三〇〇	九、六	三、五、六	一、七、八	一、八、〇〇	九

(2) 為替機能の回復

一九四六年春実施を見た法幣の為替再開に關する制度は、(イ)「開放外匯市場案」(二月二十五日(布五項)(ロ)「進出貿易暫行辦法」(三月一日公布四章十一條)(ハ)「中央銀行管理外匯暫行辦法」(二月二十五日公布三月四日實施七章三十二條)から成った。

戦争末期から名目化していた公定相場対米二十元を撤廃し、市場の裏勢に依り、中央銀行がオペレーションを加へることとし、その為替安定資金として国庫から五億米券と中央銀行の手持外貨相当額を用意することとした。

戦後に於ける法幣対米為替建値の推移は次の如くである。(一米券につき法幣元)

一一、三〇	一五、五六〇	七、七	二、六三	一、三一	二、〇〇〇	一〇
一二、三一	一六、八〇〇	八、四	二、八四	一、四二	一、四八〇	七、四
一九四六、一、三一	二二、四〇〇	一一、二	三、四〇	一、七〇	二、一三〇	一〇、六
二、二八	三一、六〇〇	一五、八	四、〇〇	二、〇〇	五、二〇〇	二、六
三、二九	三〇、六〇〇	一五、三	三、九二	一、九六	六、四〇〇	三、二

一九四六、三、四四	二、二〇〇元
〃 八、一九	三、三五〇元
一九四七、二、六	輸入 五、〇二五元
〃 〃	輸出 六、七〇〇元
〃 二、一七	一、二〇〇元

(3) 戦後のインフレーション

対日戦の上に重ねられた剿共戦を主因として、中国のインフレは其後も深化の一途を辿った。法幣の発行高は公表はないが、中国の財政部長が公式の発言の中で言及したことが三回ある。これによると

一九四六、三、三一	一〇、三一九億元
〃 五、三一	二二、〇〇〇億元
一九四七、四、三〇	六〇、〇〇〇億元

となつていろ。

四

国民党は、終戦直後にできた「双十協定」から同年十二月十五日のトルーマン対華声明、マーシャル大使の調停など一応実を結び、翌一九四六年一月十日「史的停戦協定」成立し、同日召集された各党各派の「政治協商会議」が行政院・軍隊の整理統一、和平建国綱領、国民大会、憲法草案等の五大問題を妥協通過せしめ一応の安定が見えたが、やがて同年四月には東北の接收をめぐる干戈を交へることとなった。

一九四六年八月十四日マーシャル・スチュアート声明はこの問題に匙を投げ、翌四七年一月十日マーシャル元帥が正式に調停の任を去り、次いで軍事調停機関から手を引くといふ同月二十九日の米国声明は、直ちに内戦の激化、財政インフレ、米国対華援助の鈍化の予測を生んで二月恐慌の直接的なモメントになった。

即ち一九四七年二月初旬には、対米為替が一時間に二十万ドルも崩れ、数日間に米々日用品が二倍にもなつて恐慌状態に陥つた。

そこで一九四七年二月十六日には、次のやうな総合的緊急対策が実施された。

(イ) 外貨流通の禁止。

(ロ) 金取引の禁止。

(ハ) 海外資産の処理—海外にある外国為替預金は中国諸銀行に預け替えること。
(ニ) 輸出補償制の廃止と公定レート引下—輸入に対する50%の従価附加税と100%の輸出補償制を撤廃する。為替公定レートを一米昂に対し一ニ〇〇〇元引下げ二月から輸出入双方に適用実施する。

(ホ) 外国為替基金の保有

(ヘ) 生産事業の取成

(ト) 財政収支の均衡

(ケ) 貨銀物価の統制

然るに内戦の動向は、いよいよ国際性を深め、軍事的抗争は一段と熾烈になり、国府は一九四七年七月総動員令を下し、戦時体制の確立を図ったが満洲其の他に於ける中共の反撃は益々強きを如へて来た。この間七、八月の交には対華援助積極化の意を体してウエデマイヤー米國特使の来訪あり、ケ、る情勢を反映して財政インフレは一段と拍車を加え一九四七年財政豫算の決算は歳出九兆三千億元がその四倍半に膨らみ、歳入は七兆元が十三兆に増えたに止まり、差引三十兆元の赤字となったのである。

(B) 中国幣制の改革

一九四八年八月十九日中国幣制の改革が断行された。

(イ) 金円券発行弁法^レ十七ヶ條

(ロ) 人民所有金銀外幣処理弁法^レ十五ヶ條

(ハ) 中華人民存款国外外匯資産登記管理弁法^レ十五ヶ條

(ニ) 整理財政及加強管制全清弁法^レ三十三ヶ條

新幣制に於ける本位幣は純金の、ニニ一七瓦の金円とし中央銀行から「金円券」と発行し、これに補助通貨と同紙幣を配する。発行準備はフルバックであつて四〇%の金、銀、外国為替の外六〇%の有価証券と政府指定の国有事業財産とを充て、その発行限度は二十億圓とする。

旧通貨に対する関係に於ては法幣及び東北流通券の新規発行を停止し、これ等を金円券一元^レ法幣三百元^レ東北流通券三十万円の割合で一九四八年十一月二十日までに無制限に金円券に換入、同月二十日から公私金計、債権、債務を金円券に切換える。

金、銀、外国通貨の円内には於ける流通、売買、所有を禁止し、これ等を純金一市兩^レ金

円券二百円、純銀一市兩一三兩、銀元一元一三兩、一米幣札一四兩の割合で同九月末日までに中央銀行に引揚げるが米貨公債又は外貨換金に吸収し、更にその輸出入を統制する。準備を除く中国人の八月二十日現在に於ける在外資産を一九四八年末までに登録せしめその使用、移転、譲渡を管理し、その果実及び処分対価の一定額を中央銀行に預入せしめる。

右は形式的には金本位制であるが、金兌換の自由が認められてはいるわけではなく、窮乏な外国為替管理の門をくぐり、米幣に交換の道があるだけで、本質は法幣と同様、あくまで管理通貨制といふべきである。

財政部長の言によると、二億円の新通貨で新旧通貨を回収し得る（これを逆算すると旧幣発行高は六百兆となる）のであるが、問題は内戦に基因する財政インフレの奔流―国際収支のアンバランス―安定資金の欠乏である。

(c) 人民銀行券の登場

国共交戦は、国内に対する米国の援助の打切、財政破綻等のため、国府は台湾に遷都を念儀なくし、中共の一方的勝利に帰し、中共は一九四九年二月十日人民銀行券による幣制の

統一を回し、人民銀行券対金円券一対一〇元にて同二月十四日から二月二十二日まで金円券を回収したのであるが、その間の詳細については資料がなく詳らかにすることが出来ない。

二、旧通貨の最終発行残高（一九四五年八月）

新銀券	一三二、六〇三百万円
元銀券	二、七九八百万円
準備券	三、三二一、六九三百万円

三、終戦後の通貨改革措置

- (1) 根拠法令「偽新銀鈔票取扱辦法」他不明
- (2) 実施の時期

一九四五年十一月二十一日	新銀券回収
一九四八年八月十九日	金円券登場
一九四九年二月十日	人民銀行券登場

(3) 新旧通貨の交換率及び交換時期

法幣対所銀券 一対五元
 一九四六年一月一日〜同年六月末
 金円券対法幣 一対三百元
 一九四八年八月十九日に交換比率設定され法幣と
 同時流通

入民銀行券対金円券 一対一〇元
 一九四九年二月十四日〜二月廿二日

(4) 實際相場

(3) の交換相場は不明

四、新旧通貨の対日対米公定レート

(1) 戦時等価

終戦時等価

(2) 法幣対米等為替相場

時期	市価相場	関相場
一九四六、三、四	二〇二〇元	
八、一九	三、三五〇	

時期	輸入	輸出
一九四七、二、六	五、〇二五	六、七〇〇
二、一七	一一、〇〇〇	
八、一八	三九、〇〇〇	四四、〇〇〇
九、三	三八、〇〇〇	四六、〇〇〇
一〇、九	五五、三〇〇	八二、〇〇〇
一一、四	五九、五〇〇	八八、〇〇〇
一二、一七	八三、〇〇〇	一四五、〇〇〇
一九四八、一、五	八九、〇〇〇	一六五、〇〇〇
二、三	一三三、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
二、二〇	一五一、〇〇〇	二二五、〇〇〇
三、五	一五一、〇〇〇	三五五、〇〇〇

(3) 金円券対米公定レート

一九四九年二月一日	一米幣	一	八八〇元
三月十九日	〃	一	一〇八〇〇元
四月十九日	〃	一	二二〇、〇〇〇元

(4) 人民銀行券対米公定レート

一九四九年六月一日	一米幣	一	一八〇〇元
七月十八日	〃	一	二〇〇〇元
一九五一年一月十九日	〃	一	二三一三〇元

参考

蒙疆地区に於ける通貨

一九四五年八月現在蒙疆券の発行残高は二七億九千八百元であったが、戦後蒙疆地区は一時中共軍に占領されたため回収が遅れ、一九四七年十月までに一元対四角の割合で約三億四千万元が回収された。中共治下に入ってから中央の発行する抗幣が流通した

が、中共の公認交換比率は一九四六年十二月一抗幣につき法幣二元三角、一九四七年一月二元五角、同月十七日二元八角であった。人民銀行設立後は人民銀行券が流通し、その後は華北の場合と同様である。

終戦後現地の通貨制度はどのような状態に復讐したか

一、台湾銀行券

終戦時、島内金融暴落を回避するため、台銀券に対し引続き流通を許可し、漸次新台銀券と舊引換券を隔った。一方、法幣並みの中国系通貨の流通を禁止した。

台銀銀行は、民國三五年（昭和二十年）五月二日、日接收改組された。通貨発行権は、二、八五百万円、終戦時流通高は二、〇三百万円であった。

新台銀券と法幣との交換公定レートは

旧切	二〇	一	一	対	三〇
	二一	九	一	・	三五
	二六	二	一	・	五一
	二八	一	一	・	七一

二、朝鮮銀行券

イ、北鮮

終戦と同時にソ連に支配された北鮮は、四五年十一月北鮮人民委員会によつて

形式的に監査され、實際的にはソ連によって支配された。「北鮮中央銀行」が設立されるや朝鮮銀行券は暫定措置として通用されたが、其後新紙幣「ウォン」を發行、円と同等の価値を有するが、兩次朝鮮銀行券とつて代りに至った。然しその交換は極めて複雑であつたことは、一に南北の幣又易の關係と朝鮮銀行券の信用が左右を統べていたからであつた。

物價は南鮮より北鮮へと流れたつて北鮮の円券は漸次南鮮に流通した。

中央銀行も漸次朝鮮銀行券の引揚に着手したが、十億と抹される朝鮮銀行券は「ウォン」紙幣と並んで流通していった。

「ウォン」紙幣の流通高は南北進町のため情報は今分らない。

四七年十二月に至るや何等の予告もなく中央銀行は一挙に交換を施行した。

「ウォン券」「円券」の別なくその所有する國籍をとわず一定期間を限つて全部の銀行を提出し受領証をとつて一定額の紙幣を受取ることを命令、朝鮮人は戸主たるもつて算出額五〇〇ウォン、十八才以上成年者は一人当り一〇〇ウォンと定められたが、交換に際してソ連政府は新券の購買力は旧券に比して約十倍に及ぶと公表した。

従つて旧券は理論上回収されたことになる。翌一月に至り「新ウォン券」に基づく価格改訂の断行を遂行したため、五〇〇ウォンの便箋もなく物價は消え去つた。勿論、旧紙幣を提出したもつてには正統の受領証が交付されたが其後払戻の形勢は見られぬ。

全鮮における朝鮮銀行の通貨発行推定額は終戦時 七、九八七、〇〇〇千円
終戦時流通額推定 七、九六七、六四六千円

ロ、南鮮

米軍占領下の朝鮮銀行券は依然として流通を許可された。

其後に至つても朝鮮銀行は通貨改訂の意思を示さない事を声明した。

米軍占領下では「ニニニ」朝鮮銀行券の他、「占領ドル」と命名した特殊紙幣を發行した。

朝鮮円とドルの交換は許されず、米側の施設構築においてのみ一ドル五十円

の利率を減低出来た。

現貨には關値は一ドル、二〇〇円をいし三〇〇円（朝鮮円）と存つていた。其後の情況は判然としていない。

三 滿洲

終戦後滿洲では國幣券及び若干の日本銀行券、料銀券、並ぶにこれと同価値と見られる國民政府の東北九省流通券、ソ連軍票及び中支の抗幣とが流通していた。

終戦の八月末の滿銀券は八十餘億万円であつたが、その後偽滿洲政府によつて復讐券二十億所が追加せられるとともに、阿地区に遷駐したソ連軍が摩券の滿銀券を發行使用したから計百二十億餘万円が存在したことになる。

ソ連軍は滿銀券と併行的に赤軍軍票を使用した。その發行高は中國政府に正式通知した分でも更に五十七億二千五百万円である。（其後四六・八・一、兩面十分の一の額を回収され流通停止した。）

中支軍支配地域は東北九省流通券と旧滿洲國紙幣とが等価で流通した。一方天産軍の支配地域では東北銀行券又は地方的流通券が主として通用してゐた。

戦間期のインフレーションと共に兩券の無効が生じたため、住民間では、いさおひ旧滿洲國

紙幣が尊重され、軍票があつたので、旧滿洲國紙幣の流通停止は早急には困難であつた。東北九省流通券（対滿銀券パー）は四六年三月國民政府によつて發行せられ

たものの、中央銀行發行東北流通券（新法）滿洲の基本的通貨であつた。少くとも阿

新地区の滿銀券は徐々に回収され、四六年八月赤軍票の回収に手がせめられ、八月

一日東北行營經濟委員會（將領機關）より「東北境内紅軍票（ソ連軍票）登記枚数

新法）を公布、八月十日をもつて登記文檢期限とし、同日二十五日ソ連軍票百円券

の流通を禁止したが、十円券、五円券についても流通が困難となつた。四七年春には民主聯合軍票等中支の抗幣五十二億元と敵領大連地区の「日、鮮券十億円があつた。

中支の通貨政策は阿地区における日本系通貨の回収と法幣の遮断工作として法幣の回収が進行された。四七年二月の延安放送でも抗幣対法幣の中央公認相場は日支抗幣一元につき、四六年十二月法幣二元三角、四七年一月二元五角、同二月二元八角と法幣価値の下落を認めて切下げつゝあつた。

なお滿洲中央銀行通貨發行高は定 八八〇〇〇〇千円

四 華北

華北における連銀券発行高八月末一千三十億餘円
十一月には約千四百億円と推定された。
終戦に伴い連銀券は接收され市中銀行も概ね取引を停止せざるも連銀券はなお流通
していた。

其後中国聯合準備銀行を設立し、新法幣を発行対法幣レート五で回収した。
国府の処理方針としては、現存通貨の全面的な使用停止は暫時之を行わず、当分の
うは法幣と併用した。

中々も公天幸^案、公租公課、公の京滬等可在^案、公の法幣が出現り次第速かに円系通貨の回収を始つた。
一律に法幣使用に切り換えた。

其の他額面一〇〇〇元以上の円系通貨の使用を禁止した。勿論日本軍在留期間中
の通貨調達については別に法幣を供給することと話が成立した。

十月に至りこれら解放地区に法幣が出現り次第速かに円系通貨の回収を始つた。

特に華北においては連銀券が登場したる當時は法幣を回収した方法即ち回収レ
ートを段階的に決定し最後に流通を禁止するが

又既存通貨と法幣の交換レートは暫時市中の推移に委せ一定時期に至り回収レ
ートを法定し期限付にて流通を禁止するが

又一方はレートを既存通貨の対法幣交換レートを市中で推移に委せる反面、その
レートには段階的安をつけ之を各時期毎に安定せしめ漸く後に回収レートを法定、
期限付で流通を禁止するが

(回収通貨については日本が賠償責任を負うものとしていた。)

連銀券が一応流通を認められたことは前述の通りであるが、十月十日第一、一戦
に司令官孫連仲の命によるものである。夫れ比率については錦州地区に依る。

十月四日閻錫山は法幣と連銀券が等価であると声明した。北京に進駐した重慶
軍は法幣一に對し連銀券四の割合を以て交換した。

国府は法幣と連銀券の對し法幣に對する連銀券の交換レートを一對四にせよと要
求したとも伝えられ、又或一説によれば交換比率は一對一のみであつたともいわれる。

従つて匯銀券については當法幣と交換実施されたが交換の時期、交換比率等は
判然しない。

なお華北中国連合準備銀行通貨発行高推定 一〇三、六三〇、〇〇〇千円
終戦時流通高推定 一〇三、二六〇、〇六九千円

五、華中南

四二年頃より華南においては軍票一本是が準備券軍票の二本是となつた。
四三年四月頃より軍票の発行を停止し準備券一本是となつた。
四五年国府が南京に入城すると同時に南京前道若舞師は準備券の一時流通を認め
法幣に対する比率一対二〇〇の一応維持し十一月一日回収に着手翌年三月流通を禁
止した。即終戦直後中央準備銀行は依然として中国側の責任に於て従前通り営業を
続けた。

一方上海儲備銀行に対しては九月一三日、南京銀行は九月一二日夫々接收を完了
し業務を停止し準備券の新規発行を停止した。
(今後一切の事務処理は中央銀行が担当するわけである。)

二兆以上の発行高を有する準備券を回収するには一〇〇億元の法幣を必要とする。
準備券及び連銀券は終戦直後我方の保有の金塊売却により債務を弁済したことに
なつた。

(このことは国民政府又は中共との交渉によつべきであらう。)

中央準備銀行通貨発行高推定 三、六九七、一一〇、〇〇〇千円
終戦時流通高推定 三、六九七、一一一、五六六千円

六、家 疆

家疆銀行通貨発行高推定 三、六〇〇、〇〇〇千円
終戦時流通高推定 三、五九九、九八六千円

終戦後処理方法は不明である。

七、香港及び海南島

イ 海南島

日本降つて陸と大に、中国紙幣の流通を禁止し軍票が通用した。
四一年以降中国側発行通貨はない。

終戦時は在民は多く軍票を手放し中国戦幣の入手に狂奔した。そこで日本側は島内に攻め込んだ軍票を全部一時に回収し中国民衆に残す不利益を防止した。

ロ、香港軍票

英國政府は四五年七月十四日香港における日本軍票の流通を停止した。更に法定通貨として香港幣を復活する発案があった。

その相場は九月十八日戦前通り、一先二円と定められた。

四五一年八月迄軍票発行額(香港を合算して) 二六六、八一四、四一円

終戦時流通額 三六八、八一四、四一円

ハ、南方地域

南方地域は一般に日本軍票を複製された。比島、ビルマ等は軍票一本であった。しかしながら連合軍の進駐を見るや、南方地域における連合軍側の措置は、連合軍のマレー進駐に伴い九月四日マレーにおける南発券の流通禁止に始まり、二十一年十月末爪哇、スマトラに対する南側南発券流通禁止をもつて全域に対する措置を一掃完了した。その如くである。

南方用南発券発行額 一、九、九二五、三六一千円

終戦時流通額 一、八、八七六、三八六千円

イ、マライ

軍票は日本軍占領以来昭和十八年三月三十一日迄発行せられ今年四月一日南発券の流通を停止し唯一の発券機関となつた。

終戦後二十一年九月四日附連合軍布告によつてマライ地区の法定通貨は「海峽幣」となり、同年九月六日英軍は南発券が無価値無効を布告した。

南発券発行額 五、五七〇、〇〇〇円

終戦時流通高

不明

ス 北ボルネオ

終戦後二十年未満までは南米券流通禁止の情報はなかったが、英属通商の流通していた模様である。

南米券発行高

七〇、四三〇千件

終戦時流通高

不明

ス マトラ・爪哇

八月十四日南米券の発行印刷を禁止命令があったが、実情に依り爪哇地区と共に終戦後新通貨がなされたため、南米券は流通制限なく、連合軍の認可を得て新通貨発行も行なったことがある。

さらに在米資金の必要上金融援塞を避けるため二十年八月末から十月中旬までにスマトラ地区では南米券から三千万盾を放出した。爪哇地区においても同様九月七日三千万盾の融通命令があった由である。なお連合軍のために所要経費として立替払、貸与した事例もあった。

二十年十月三日インドネシア共和国は「法貨は南米券及び旧印貨に限り等価流通」の旨布告したため、それまで旧印貨に対し南米券は八乃至十分であったが、等価流通となった。

二十一年三月八日南側は新通貨を発行し荷銀三に対し南米券一〇〇の価値比率であった。しかし日本人及び敵性人には交換せず、また交換期限は彼に指定されることになっていたが、実際相場は一荷銀七乃至一〇の南米券から一五乃至一七の南米券に落着いていた。

その後二十一年十月二十五日に里リビョフジャインドネシア側も新通貨レピア貨を発行し、一ルピア五〇の南米券、外帳では一ルピア一〇〇の南米券であった。(金五をレ一〇のレピア)

ここにおいて南側は南米券流通禁止令を出し同月三十日迄交換に依ずると発表したが、相場は一時一荷銀一〇〇乃至一五〇の南米券に下落したが、後大〇乃至七〇まで引戻した。十一月以後は爪哇では南米券は流通しなくなつたが、スマトラでは二十二年六月頃をが一五乃至一七の相場で流通していたといわれる。

スマトラ地区終戦時通貨発行高 一、二四九、五三二千盾
川哇地区 一、四四三、八六六千盾

4. 緬甸

マレー地区と同様二十年九月に入つて南米券の流通禁止命令が發せられ、一般には流通しなくなつたが、依然流通していた地区もあつた。
南米券と法貨との交換比率は一對四乃至五であつた。中には等価を認められたものもあつた。

フィナンシアル・ニュースによれば、概ね連合国は日本占領当局の発行した紙幣の合法性を認めない方針をとつた。

終戦時南米券発行高 五六五四、五四八千部屯

5. ファリツピン

米軍は日本側紙幣の無効を宣言した。その後、措置不明
南米券通貨発行高 五四〇〇、〇〇〇千ペソ

6. 海軍地区

濠洲軍より二十年十月十二日命令をもつて南米券の引渡しの命令があつたが、南米券の流通禁止等の措置は、川哇地区におけると同様二十一年三月八日における箇例の新通貨発行までは何等講ぜられなかつた模様である。

南米券発行高 四四一、〇七二千円

終戦後の処理不明

裏面白紙

別紙

中国政府の借入金及び現物代金受領額調査

昭和三十二年七月
第一復興高級管理課

陸軍

部隊名	駐屯地	借入金受領額	現物代金受領額
總司令部	南京	一八四、四九七、六〇〇、〇〇〇	五、五八六、〇〇〇、〇〇〇
北支那方面軍	北京	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	
同 殘留隊		二二、二三五、三五九、九〇〇	
第一軍	太原		五、二八八、二〇〇、〇〇〇
第四十三軍	濟南		二〇一、〇〇〇、〇〇〇
第十二軍	南封		七、三三三、九三三、七〇〇
第六十五行團	蘇州		一、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
第六師團	蘇州		七、九〇九、八七〇、〇〇〇
第六師團	漢口	六、六六八、〇〇〇、〇〇〇	七、九〇九、八七〇、〇〇〇
第六軍	南京	六、三四二、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇、〇〇〇
第六十五行團	蘇州		一、五七三、八〇〇、〇〇〇
第十一軍	上海	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、九八三、八〇〇、〇〇〇
第二十三軍	六所	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	四、九八三、八〇〇、〇〇〇
合計		六、四三三、四四一、六八八、九六〇	二九、九八三、八〇〇、〇〇〇

備考

- 一 單位は法幣建てである。
- 二 借入金は中国側の給養を担任し、日本軍に経費を、又は交通費等を支拂に充てられたり、中国政府より借入れたり、資金である。
- 三 現物代金は中国側の給養を担任し、日本軍に付する経費、副食物等の一部、現物交換に代る中国側の交付品、資金である。
- 四 在来、外米整理料、若干あり。

裏面白紙
原本不良

裏面白紙

渉外負債資料

○終戦後中國政府よりの借入金

債務者

場所

上海	日本側民間	法幣	三三〇四六一八七七元
	一紡績關係十一社		
	二一般工場關係		
	六十五社		
	三特殊企業 二社		
	計 七十八社		
滿洲	東北日滿前渡運輸總處	法幣	二〇〇〇〇〇〇〇〇
	後		

(外務省管理局)
昭和二三三三

説明

終戦直後より昭和二十一年一月までにわたり退職手當をめぐり日本人經營工場で發生した勞資紛議解決のため工場側が直接中國側當局から借入れたもの(岡崎嘉平太氏保證人となる)。

中國軍進駐以來昭和二十二年一月ごろまでに在滿邦人の生活費等にあてるため中國政府より融通を受けたもの

借入金
1. 借入金
2. (個人)
3. (法人)
4. (団体)
5. (その他)

借入金
1. 借入金
2. (個人)
3. (法人)
4. (団体)
5. (その他)

大日本帝國政府

陳情書
 全場日本人居留民會殘務整理委員會
 終戰後在滿邦人救済並ニ引揚ニ要シテ費用借入金ノ償還ニ
 關スル陳情書 抄
 一以上ノ如ク終戰以來ソノ引揚ニ至リマヌモノ、在留日本人ニ
 要シマシテ各種費用ハ滿洲國ニ貸ラテ總額拾四億圓ニ達シテ
 ノゾアリマスガ之カ據出方格ハ居留民會會費等附金、借入金、
 中國政府借款、持帰金引換證發行等ニ依リマシテ漸ク
 賄フテ参リマシテ、
 其ノ内譯ハ(概數)次ノ通りデアリマス
 中國政府借款(昭和廿一年十月末現在) 二〇〇百萬円
 持帰金 三〇〇百萬円
 借入金 六〇〇百萬円
 會費 六〇〇百萬円
 其他 四二〇百萬円

裏面白紙

大日本帝國政府

計
外ニ附替金
一、三、八〇、百、万、円
一、四、八、百、万、円

一、右資金ノ内至急解決ヲ要スルモノハ資金ノ大宗ヲナス借入金
ニアリマス
本借入金ハ昭和二十年十月以降當時場中在箇中一邦會
各地居留民會又ハ其ノ聯合体タル東北日本人政済會在
長春ニ於テ借入レタリテアリマス其ノ使途ハ上列ノ如ク
最初ハ各都市流入ノ難民救済ニ充當シ引揚開始以後ハ引揚
費用ニ大部ノ分利用セラレタリテアリマス
斯ル借入金ヲ開始シマシテ経済ハ當時救済資金全ク
枯渴シ目前ニ至リテ同胞ヲ抱ヘテ如何トモ致シ
難ク窮地ニアリマシテ際偶々中國本部各地ニ於テ
總領事又ハ領事名ヲ以テ在留邦人ヨリ同種借入
金實施セラレバントノ通報ヲ得ソレニ勢ヲ得テ

裏面白紙

大日本帝國政府

後日日本政府ニ連路ノ其ノ償還ヲ得ル確信
ノ下ニ借入シテ開始シテアリマス
一、本借入金ノ條件ニ無利子ニテ借入一ヶ年後
日本政府ノ償還ヲ得ルモノトシ若シ日本法律ニテ
何等ノ力想定セラレハ場合ニ其ノ規定ニ準テ據ル
様致シテアリマス

昭和二十二年三月三十日

全滿日本人居留民會務整理委員會

- 委員長 元長春居留民會長 平山復二郎
- 副委員長 元奉天居留民會長 坪井與吉
- 委員 元吉林居留民會長 内田仙次
- 委員 元哈爾濱居留民會副委員長 武時晴
- 委員 元鞍山居留民會副委員長 藤沼禧一郎
- 委員 元錦州居留民會副委員長 倉山秀武

大藏大臣 石橋 堪山閣下

裏面白紙

大日本帝國政府

全滿日本居留民會東北總支並沿線關係收支總括表

(確定規程第15(2)×(2)年制)

收入	
中国借款給付金借入(含特別中国借入)	一九四、二五〇、〇〇〇、
持歸金	三三六、〇六九、三六三
救済借入金及券託金	六五九、七九九、七三〇
會費券附金收入	六、六九七、四九二
其他收入	四六、三一四、三九八
受入資金(附管)	一四八、三一一、三八八
計	一、四三七、四四二、二七一
支出	
救済經費	一九九、〇四四、三三九
救済費	

裏面白紙

大日本帝國政府

衛生費	四四、三〇一、二〇〇 円
(計)	二四三、二四五、四二九
遺送経費	七六二、二三六、七六九
一般事務経費	六九〇、四七、四一三
海外支出	一六六、一七、一九〇
(計)	一、二四〇、六五六、八〇三
附替支出資金	一四九、三七七、一一二
其他	一七、一三二、八三四
合計	一、四〇七、一三四、八四九
残額	三〇、三〇七、三三三

(編定現行法区々三三三三)

裏面白紙

工場事業場年終繰上金借入金請求 (法幣)

(1) 紡績関係	11社	330,461,877.50
(2) 一般工場関係	65社	177,424,340.58
(3) 特殊企業	内訳: 華中鐵業 9,439,575.2 江南造船社 81,000,000.2	88,439,575.02

合計 (78社) 596,325,756.54

註 以上金額、今次繰上後引取和2年11月迄2百1限職年迄
 引取引日本銀行経営工場に於ける貸付心済済繰上請求解決済
 上海日本電信局後連絡部仲介工場倒閉直接中國倒閉
 引借用引心五十引

(岡崎嘉平太個人引取保証人トナル)

(折上り確定規榜第(二)ノニニ七七七)

①

紡績 (11社)

紡績工場遺散債借額並工場資産額調 民国34.12.30

工廠名	責任者	借入金 (A)			割合 %	資産 (B)	日債資産割合 登録番号
		第一次	第二次	合計			
1. 鐘淵紡績	山田久一	13,527,150元	1,273,400元	14,800,550		(注)	
鐘淵紡績	-	1,067,700	-	1,067,700			
鐘淵紡績	-	13,124,400	-	13,124,400			
鐘淵紡績	-	12,830,200	-	12,830,200			
鐘淵紡績	-	447,750	-	447,750			
鐘淵紡績	-	1,666,400	-	1,666,400			
鐘淵紡績	-	717,500	-	717,500			
鐘淵紡績	-	175,350	-	175,350			
小計		43,580,750	1,273,400	44,854,150	13,061,476,000	B.U. 1	
2. 裕豐紡績	藤次郎	10,702,750	440,800	11,143,550			
小計		10,702,750	440,800	11,143,550	11,248,779,000	B.U. 2	
3. 同紡績	江島	10,603,700	-	10,603,700			
同紡績	劉邦三	14,734,200	-	14,734,200			
小計		25,337,900	224,730	25,562,630	5,221,857,000	B.U. 6	
4. 上海紡績	賀金文	14,617,500	327,845	14,945,345			
上海紡績	山本有一	4,600,800	-	4,600,800			
小計		19,218,300	327,845	19,546,145	11,570,455,000	B.U. 7	
5. 大時紡績	藤田操	6,168,200	-	6,168,200			
振華紡績	-	4,800,000	-	4,800,000			
江南紡績	田俊平	3,753,750	-	3,753,750			
小計		14,721,950	-	14,721,950	7,024,230,000	B.U. 3	
6. 内外綿	田中次郎	37,028,250	-	37,028,250			
内外綿	-	6,358,250	-	6,358,250			
内外綿	-	5,632,300	-	5,632,300			
内外綿	-	15,745,200	-	15,745,200			
内外綿	-	3,571,350	-	3,571,350			
内外綿	-	12,080,000	-	12,080,000			
内外綿	-	4,451,700	-	4,451,700			

裏面白紙

工 廠 名	責任者	借 入 金 (A)			歩合 %	資 産 (B)	日僑資産調査 登録番号
		第一次	第二次	合計			
6 内外綿(含信泰会社)	内外綿	2,684,800	-	2,684,800			
	中和機器	1,876,250	-	1,876,250			
	有新銀廠	11,284,500	-	11,284,500			
	大陸製工業	22,030,800	-	22,030,800			
	上海製靴	6,079,300	-	6,079,300			
	大東樹脂	602,250	-	602,250			
	南昌化学	1,731,850	-	1,731,850			
上海医療	131,156,600	-	131,156,600		19,723,044,000	B. U. 10	
7 日華紡績(含信美社)	日華紡績	8,970,150	-	8,970,150			
	吳松工場	9,633,900	-	9,633,900			
	廣源織製	21,078,050	1,531,750	22,609,800			
	永光化学	1,540,550	-	1,540,550			
	生光化学	200,350	-	200,350			
小計	41,423,000	1,531,750	42,954,750		11,895,755,000	B. U. 8	
8 豊田紡績	西川秋次	31,165,500	-	31,165,500			
小計	31,165,500	-	31,165,500		7,629,118,000	B. U. 9	
9 錦糸布製造(含東十工場)	錦糸布製造	458,615	897,887	1,358,502			
	小計	458,615	897,887	1,358,502		1,551,739,000	B. U. 13
10 明豊紡績	徳田正藏	-	2,132,000	2,132,000			
小計	-	2,132,000	2,132,000		538,776,000	B. U. 11	
11 恒豊紡績	恒豊紡績	4,078,600	-	4,078,600			
	"	1,567,300	-	1,567,300			
	小計	5,645,900	-	5,645,900		1,831,572,000	B. U. 4
合計		323,613,465	6,848,412	330,461,877			

註 資産棟額は日僑資産調査(善後連絡部政経部資産班調査)に依る

裏面白紙

紡織工場遺棄負債額並工場資産額

民國34.12.30

(I) 一般工場

工場名	責任者	借入金(D)			割合%	資産										日債資産額(借入金)
		第一次	第二次	合計		現金	債権	不動産	有価証券	在庫品	備前	備後	其他	合計		
1 大和鉄工所	藤本親次郎	967.200		967.200	15	6.620.000	6.100	926	500	7.1	20	0.9	4元		K. 17. 3.	
2 株式会社興亜銅業廠	忽那次郎	12.110.595		12.110.595	9.5	263.733.000	121.514	46	149.573	57	2		(-7.237)	-3	I 3. 2	
3 株式会社日亜銅業廠	半田義雄	793.760		793.760	1.4	57.591.000	14.144	24.5	43.424	75			23	0.5	I 3. 1	
4 上海工業株式会社	藤島壽美	5.970.030		5.970.030	16	36.750.000	24.750	67.3	11.250	30.6	500	1.4	250	0.7	K 3. 3	
5 中華蠶絲股份有限公司	田島大郎	6.996.760		6.996.760	0.5	1.316.767.000	1,028.970	78	285.855	21.8	1,744	0.2			織造工業	
6 原時鉄工所	原時次郎	498.000		498.000	31	1.594.000	1.250	78	344	22					K. 1. 1.	
7 松下電器工業株式会社	井植 豊	2.001.860		2.001.860	41.9	8.374.000	5.877	70	2.515	30					K.H. 14	
8 三井造船株式会社上海造船所	加藤五一	25.724.295		25.724.295	14	178.600.000	80.957	45.8	96.401	53.6	472	0.2	775	0.4	J. 2 造船	
9 上海水泥経営處	山本正男	4.509.500		4.509.500	14.7	30.659.000	6.442	21	30.706	100			(-6.409)	-21	L. 1. 2	
10 德心鉄工所	紙崎清太郎	3.695.580		3.695.580	21	16.998.000	6.000	35	10.000	59	778	6			K. 3. 9	
11 株式会社三興龍華造船	藤本巳善	1.659.000		1.659.000	16	10.036.000	4.081	41	5.942	59	11				J. 3 造船	
12 同生公司工務部	小林岩雄	479.500		479.500	74	650.000					650	100			機械	
13 福則足袋株式会社上海工場	山本恒三	480.370		480.370	11.5	41.679.000	27.604	66.3	14.024	33.6	57	0.1			M. 17. 2	
14 株式会社揚子公司	近藤芳三	756.450		756.450	1.8	41.689.000	5.964	14	31.772	76	1,958	4.8	1,972	5.2	K. 15. 1	
15 石油株式会社 青島油槽所	奥村恭平	2,091.690		2,091.690	2.7	78.120.000	77.650	97.4			472	0.6			L. 5. 9	
16 華光電機廠	岩崎 一	229.500		229.500	8.2	2.796.000			2.525	99	250	1			K. 15. 15. 機械	
17 上海工業株式会社工務部	藤島壽美	229.450		229.450	34	873.000			500	57.3	378	42.7			(K. 3. 3)	
18 興亜銅業株式会社	村川善美	2,740.910	2,582.845	5,323.755	9.4	106,892.000	61.109	58	36.659	34	2,420	2	6,667	6	I. (K. 3. 3)	
19 株式会社松華製鐵廠	松原朝太郎	93.480	547.941	641.421	3.6	18,140.000	3.396	19	14,749	81					I. 15. 6	
20 豊田自動車株式会社	西川秋次	783.200	5,143.722	5,926.922	0.4	184,220.000	1,055.725	87.2	127.250	10.2	50	0.7	1,177	0.1	K. 12. 9	
21 上海自動給炭機廠	藤本安之助	413.895	732.834	1,146.729	7	5,938.000	4.637	78	1,277	21.3	4	0.5			K. 7. 6	
22 中華製鉄株式会社	村川善美	4,318.720	1,613.520	5,932.240	7	146,879.000	71.428	47	107,786	73	742		(-33,077)	-225	I. 11. 1.	
23 株式会社日本機械製作所	豊崎和乎	86.020	4,338.000	4,424.020	1.9	224,833.000	146.209	65.3	77,883	34.4	741	0.3			K. 11. 1.	
24 田所洋行伸銅廠	田所眞喜男	789.120	511.200	1,300.320	2	60,264.000	40.179	66.6	17,644	29.4	2		2,439	4	I. 3. 4.	
25 中華製鉄廠	矢部通男	270.600	1,748.000	2,018.600	33	6,120.000			6,120	100						
26 株式会社中山銅業廠	中山保之	1,450.000	7,331.220	8,781.220	0.5	1,787,800.000	1,302.950	72.5	483.080	27.4	1,500	0.5			I. 11. 3.	
27 上海船舶無線工務所	木藤達夫	330.885	214.613	545.498	65.6	773.000	150	17	200	86	225	29	198	26	K. 17. 10.	
28 同生鉄廠	西達太郎	230.230	444.500	674.730	20.5	3,273.000	2,520	77	500	15	273	8			K. 7. 6.	
29 日産重工業株式会社	渡辺秀高	1,823.710	2,650.254	4,473.964	17.	27,022.000	16,000	59.2	11,000	40.7	22	0.1			K. 12. 8	
30 本代造船株式会社	本代寛行	2,157.320	2,968.326	5,125.646	22	24,471.000	10,611	43	13,375	55	465	2			J. 6. 造船	
31 東宝鑄物廠	熊澤武郎	32.000	821.900	853.900	20.5	4,158.000	1,947	47	2,038	47			173	4	K. 3. 8	

裏面白紙

工場名	責任者	借入金(D)			割合%	資産(C)	資産内容						日僑資産登記簿番号		
		才一次	才二次	合計			公債	株式	債権	現金	預金	其他			
32 新興鉄工廠 鋳物廠	伊藤一郎	207.200	66.000	273.200	1.8	15,000,000	6,000	40	8,500	57	500	3		機械	
33 中華航空株式會社上海製作所	島居清次	172.630	3,294,000	3,466,750	28	12,192,000	9,500	78	2,500	20.5	172	1.5		H. 12. 4	
34 東洋製紙株式會社上海工場	赤沢隆夫	284.160	779,449	1,063,609	7.2	14,812,000	14,750	99.6			62	0.4		L. 3. 12.	
35 株式會社東亞鉄工廠	橋山藤次	2,388,900	2,388,900	2,388,900	9.1	26,118,000	12,673	48.6	13,314	51.9	131	0.5		K. 3. 6	
36 株式會社昌和製作所	小島勇次郎	1,347,500	1,347,500	1,347,500	0.5	250,000,000	211,990	84	38,216	16				K. 10. 2	
37 大陸尾屬工業株式會社	徳富堂治	5,639,400	5,639,400	5,639,400	1.2	401,022,000	81,607	20.3	323,165	80.6			(-3,750)	-0.9	I. 3. 3.
38 中國紙器株式會社	小野田一雄	243,078	243,078	243,078	5.2	4,202,000	3,921	93.3	281	6.7					O. 12. 10.
39 裕中根服株式會社	程木寅之助	203,220	203,220	203,220	4.2	4,712,000	2,672	56.7	1,795	38.1	245	5.2			M. 13. 19
40 石橋尾屬工業株式會社	大原清西	1,381,125	1,381,125	1,381,125	0.9	150,760,000	139,729	92.8	10,964	7.1	667	0.1			
41 上海明治産業株式會社	向山福一	916,500	916,500	916,500	0.39	224,210,000	194,393	70	68,817	27.6	1,000	24			L. 12. 10.
42 中華尾屬工業株式會社	富田	408,000	408,000	408,000	7.7	5,237,000	4,695	89.7	142	2.7			400	7.6	L. 13. 1
43 曉化學株式會社上海煉油工場(鹽碱)	野波賢造	919,500	919,500	919,500	1	92,000,000			90,000	98	2,000	2			L. 2. 7
44 武田大藥廠	中島精一	1,571,500	1,571,500	1,571,500	3.8	41,252,000	20,503	49.7	20,503	49.7	140	0.3	109	0.3	L. 7. 3
45 上海油脂工業株式會社	物川平	48,825	48,825	48,825	0.13	37,855,000	37,369	98.7	475	1.3	11				L. 2. 5
46 大重工業	西田政雄	2,030,000	2,030,000	2,030,000	9	22,270,000	19,400	87.1	2,075	9.3	390	1.8	405	1.8	K. 3. 10
47 白禮氏洋蠟廠	野波賢造	669,259	669,259	669,259	5.5	12,000,000			10,000	83.4	2,000	16.6			L. 2. 7
48 東亞食料工業株式會社	浜田重行	3,854,172	3,854,172	3,854,172	10.9	35,213,000	30,323	86	4,879	14	11				N. 2. 1
49 上海毛布株式會社	高村定邦	4,954,950	4,954,950	4,954,950	20	24,012,000	13,894	58	10,110	42	8				M. 13. 1
50 大和精油廠	波田隆一	462,000	462,000	462,000	4.1	11,547,000	9,999	86.5	1,468	12.7			80	0.8	L. 5. 1
51 大興鉄廠	石田正三	983,125	983,125	983,125	31	3,122,000	2,819	90.2	305	9.8					K. 13. 2
52 上海孫綿商組合	徳珍正藏	2,565,000	2,565,000	2,565,000	5.6	45,372,000	14,401	31.6	26,578	58.8	323	0.7	4,050	8.9	M. 2. 4
53 興華染色廠	三澤權之	1,102,100	1,102,100	1,102,100	1.05	100,286,000	90,919	90	9,250	10	53		16		M. 3. 9
54 三和木炭株式會社	尾坂惣一	101,235	101,235	101,235	0.25	40,068,000	26,764	66.7	13,250	33.2	53	0.1			L. 7. 5
55 新華電機工廠	尾崎清次郎	1,025,505	1,025,505	1,025,505	7.3	141,294,000	124,620	89	16,662	11	12				K. 12. 2
56 東亞製麻株式會社	山田五郎	3,874,800	3,874,800	3,874,800	35	110,392,000	77,553	70	32,806	30	33		9,150	13	M. 3. 2
57 吉田産業株式會社	児玉長郎	2,173,500	2,173,500	2,173,500	3.8	56,728,000	4,617	8.1	51,844	91.4	276	0.5			
58 上海製茶製造株式會社	野路直	174,000	174,000	174,000	7.4	2,348,000	506	21	1,773	70	69	3			N. 4. 3
59 三井物産製材工場	山本正男	5,215,892	5,215,892	5,215,892	7.9	68,550,000	45,600	67	93,800	20			9,150	13	
60 東亞醸造株式會社	津村英曹	749,505	749,505	749,505	0.7	79,075,000	65,970	83.4	12,534	15.9	571	0.2			N. 3. 7
61 上海酒精工場	津村英曹	196,020	196,020	196,020	0.2	79,075,000	65,970	83.4	12,534	15.9	571	0.2			N. 3. 7
62 中華電氣工業株式會社	野口三郎	3,441,750	3,441,750	3,441,750	2.5	136,531,000	119,660	87.6	15,861	11.6	19		991	0.8	I. 13. 1

裏面白紙

工場名	責任者	借入金(D)			割合 %	資産①	資産内容				調査登録番号		
		第一次	第二次	合計			不動産及構設率	機械器具構設率	現金及構設率	其他及構設率			
63 美隆造船柳屋工廠	青柳松五郎		1,585,233	1,585,233	10.2	14,200,000	8.085	56.9	2,968	21	3,147	22.1	K. 15. 1
64 江南造船所(外包工)	中村公一		4,050,000	4,050,000	0.1625	6,482,516.389	1,666.810	25	4,813.576	74.5	2,129	0.5	J. 4. 造船
65 菱東造船工廠	橋原直博		2,412,550	2,412,550	22.4	10,816,525	10,450	99			6	1	K. 3. 1
合計		84,747,710	92,976,694 ^{.54}	177,424,304 ^{.54}		13,467,459,914							

註 (1) 資産、民國 34. 8. 15. 現在評價トス(紡織工場解決委員会調)
 (2) 右工場、被接收資産、正確TIL内容、日高資産調査登録番号(上海地区日本官兵善後連絡部政経部)ニ依リ調査スルキ元トス

裏面白紙

別紙

中国政府の借入金及び現物代金受領額

昭和三年七月
第一後置為経理部

部隊名	駐屯地	借入金受領額	現物代金受領額
總司令部	南京	一八四九、〇〇〇	五五六、〇〇〇
北支那方面軍	北京	二〇〇、〇〇〇	〇
残存隊	...	三三三、三三三	〇
第一軍	大原	...	五七、三六六
第四軍	濟南	...	三〇、〇〇〇
第十二軍	用封	...	七三、三三三
第一百十五師團	一八、三三三
第十四師團	七九、六六六
第六方面軍	漢口	...	三三、三三三
第六軍	南京	...	一五、五五五
第六軍	上海	...	一九、九九九
第十軍	上海	...	七三、九九九
第十軍	上海	...	一〇、九九九
合計		二、四二四、三六八	...

備考

- 一 單位は法幣建てである
- 二 借入金とは中国側が擔保と担任し、日本軍の駐屯費
又は交通費等の支払に充てられたり、中国政府より借入れの
資金である
- 三 現物代金とは中国側が擔保を担任し、日本軍に對する主食
副食物等の一部現物支給に代へる中国側から交付された資金である
- 四 原表の外、未整理部隊が若干ある

裏面白紙

外債經濟事情ニ關スル資料(其一)

自昭二〇、八
至同、一二
第一復員局經理部

發電卷號

要旨

1

陸密電一四二五
(昭二〇、八、二四)

預合債務償還
中支所在金係五屯 北支三屯

2

關總參一電一〇八〇
(昭二〇、八、二九)

滿鐵對社員債務
(1) 社員積立ノ身元證金及社員貯金 三六〇百萬圓
(2) 受取延期金 八〇
(3) 退職手當 二六〇
(4) 解散手當 二〇〇
此ノ際右債務ヲ確認政府保證トスルト共ニ一部支拂ノ爲
五億圓ヲ政府ヨリ融通願度

3

甲万總電九四一
(昭二〇、九、三)

蒙銀ヨリ北支ヘ避難ノ邦人ノ給與
(1) 蒙銀ノ對聯銀預金ニ、四億中一萬圓ヲ限り蒙銀券ト聯銀

券、等價兌換ス、右ノ内五千萬圓ハ實行済 殘余ハ接
續中

(2) 携行蒙銀券及蒙銀預金ヲ正金又ハ洋銀ヲシテ聯銀券ト
等價兌換又ハ引當セシメ損失ハ政府ニテ補償アリ度

(3) 最終乘船時ニ於ケル規定ノ内地携行金及個人五千萬圓一
家族一萬圓ヲ限度トスル預金ヲ殘置セシムル外、最低

生活費ヲ國庫ヨリ補助又ハ軍ヨリ官給方取計アリ度

4

關總參一電一〇八九
(昭二〇、九、四)

邦人就職及救済資金ニ〇億ヲ要ス(「ソ」聯又ハ軍學委
員會政府ヨリ「クレヂット」サス)内八億圓ハ過クモ九月
中ニ入手ヲ要ス

5

甲万總電九八二
(昭二〇、九、九)

甲万總電九四一ノ件
(1) 携行蒙銀券現在額推定 二億圓
(2) 蒙銀建個人預金 四、五億圓

使用済み用紙の裏面利用

6 威經主電二四七 (昭二〇斗九)
 北部印度支那ニ於ケル中國露軍兵トシテ差當リ二千萬元
 應交付方信泰國ヨリ要求アリ

7 威參三電八八八 (昭二〇斗九)
 通貨凍結
 日本軍及日本領民間専業 (將兵及民間人カ個人トシテ保
 有スルモノヲ除ク)ノ保有又ハ監督ニ係ル通貨資金及通
 貨ノ代用物トシテノ性質ヲ有スル高價物件 (冶金銀工業
 用寶石等)ヲ凍結、其ノ申告書ヲ提出ス

8 威參三電九五六 (昭二〇斗九)
 南方地或通貨凍結
 馬京地區 軍民保有兩發券ハ日本軍ニ於テ凍却
 「スマトラ」地區 所要資金月額七千萬「ギルター」
 内軍所収額四千萬「ギルター」(兩
 發券)ノ使用ヲ聯合軍ニ申請

9 威參三電九五六 (昭二〇斗九)
 兩部印度支那ノ凍結資金申告(一〇一五現在)

(1) 現金	六二、八四一、〇〇〇比弗
(2) 陸軍保有	四、一四五、〇〇〇〃
(3) 海軍保有	一三、九六四、〇〇〇〃
(4) 民間保有	九〇、九五〇、〇〇〇〃
(5) 合計	五五、三〇〇、〇〇〇圓
(6) 軍民保有日本圓合計	三五〇、一〇〇、〇〇〇圓
(7) 預金	
民間保有正金銀行預金	一八六、二三〇、〇〇〇圓
陸軍保有	三九九比
(8) 正金銀行西貢支店保有比弗	一六一、五八〇、〇〇〇比弗
(9) 同印度支那銀行預ケ金	一四、一四五、〇〇〇〃

裏面白紙

<p>10 三 甲万參三電一〇三 (昭二〇一〇年一四)</p>	<p>合計 三〇六六三〇〇〇比弗</p> <p>(4) 正金銀行西貢支店預金合計 二七二〇六〇〇〇</p> <p>(5) 同當座貸越 一八五六〇〇〇</p> <p>(6) 右取手合計(金塊ヲ除ク) 一七三三五〇〇〇</p> <p>露國華人勞工慰勞物資調達資金</p> <p>(1) 事務費 三萬人分トシテ二億七千萬圓ヲ中國側ニ交付</p> <p>(2) 持儲金交換資金 各船毎ニ五三〇語不明ヲ中國側ニ交付</p> <p>敵産處理ニ關スル件</p> <p>(1) 日本側賠償ノ範圍</p> <p>日本軍官ニ依ル接收、借上使用アリタル中國米英等ノ財産ニシテ情勢上緊急補修復舊等工率ヲ實施又ハ賠償金ヲ交付セサルヲ得サルモノ又ハ將來問題ヲ豫ササルヲ有利トスルモノニ限定且金額五千萬圓以下ノモノトス</p>
<p>11 總參三電七一一 參考 總參三電五五九 (昭二〇一〇年一)</p>	<p>但中國側ノモノハ差向キ緊急止ムヲ得サルモノニ限定ス</p> <p>借入額 華北五億圓</p> <p>(1) 華北一〇三一現在實施済ニ七件(五三五〇萬圓)</p> <p>懸案一五件 先方(大部ハ米英側)要求一億圓</p> <p>南部印度支那軍民保有資金終戰處理</p> <p>(1) 一、二五隊降部隊及軍人軍屬保有ノ兩方地域法定通貨兩發券及特殊貴重物件差出</p> <p>(2) 一、二二以降部隊ハ五地域別ニ定ムル標準額(年末迄四十日間平均一人當リ五五比弗)ニ依リ通貨ノ使用ヲ認メラル</p> <p>(3) 一、二一現行部隊經理打切り</p> <p>(4) 今後比弗ニ依ル軍人軍屬ノ支拂ヲ許サス</p> <p>軍人軍屬ノ差出シタル資金ハ記錄書ヲ作成シ内地歸還後圓貨ヲ以テ支拂ヲ受ケ得ル如ク準備ス</p>
<p>12 總參三電一〇一〇 (昭二〇一〇年一)</p>	<p>但中國側ノモノハ差向キ緊急止ムヲ得サルモノニ限定ス</p> <p>借入額 華北五億圓</p> <p>(1) 華北一〇三一現在實施済ニ七件(五三五〇萬圓)</p> <p>懸案一五件 先方(大部ハ米英側)要求一億圓</p> <p>南部印度支那軍民保有資金終戰處理</p> <p>(1) 一、二五隊降部隊及軍人軍屬保有ノ兩方地域法定通貨兩發券及特殊貴重物件差出</p> <p>(2) 一、二二以降部隊ハ五地域別ニ定ムル標準額(年末迄四十日間平均一人當リ五五比弗)ニ依リ通貨ノ使用ヲ認メラル</p> <p>(3) 一、二一現行部隊經理打切り</p> <p>(4) 今後比弗ニ依ル軍人軍屬ノ支拂ヲ許サス</p> <p>軍人軍屬ノ差出シタル資金ハ記錄書ヲ作成シ内地歸還後圓貨ヲ以テ支拂ヲ受ケ得ル如ク準備ス</p>

13 甲方依頼電一五八
(昭二〇一三三)

民間保有資金を軍保有資金に準ず
 (一) 一八以降五百比弗券無効宣言(日本備保有額) 數
 千萬比弗ニ達スルヤモ知レス、右ハ主トシテ自三九
 間發行ノ五百比弗券ノ無効ヲ目的トシ其以前發行ノ分
 ハ全部登録セシメ額面ノ七割ヲ以テ凍結ノ由)

北平地區ニ於ケル接收狀況

(1) 聯銀、正金、詳銀、天津銀行 一〇一七

(2) 日系保險各會社 一〇二〇

(3) 北支開發 一〇三一

(4) 門頭溝炭礦 一〇一六

(5) 華北石炭販賣會社 一〇

五百比弗券無効ノ件

(1) 自三九發行五百比弗券ニシテ今次指價ニ依リ無効ト
 ナルモノ二四七、五〇〇千比弗

14 威三電一〇三七
(昭二〇一三六)

(1) 八月末現在五百比弗券發行總額 六一四、〇六三比弗
 (印度支那銀行保五 四三、九六七比弗ヲ含ム)

(2) (1)トノ差額ハ額面ノ七割ニテ凍結スル等(年利一分)

(3) 日本軍管理期間中發行總額 八一〇、六五一千比弗
 八月末發行總額 二四七、七二四千比弗

15 甲方參二電三三六
(昭二〇一三七)

予想發表

一、二、三法幣ニ對スル聯銀券ノ比率(一對五)

印度支那日本軍ノ三九以後調達セル比弗資金ハ同日以降
 ノ兵力増強ヲ考慮スルモ月額四〇〇萬比弗以上ヲ要セ
 ス、從ツテ數億ニ上ル資金ヲ陰匿シアリトノ旨斷ヲ受ク
 (一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百)

16 威三電一〇三一
(昭二〇一三三)

「ジャワ」島ノ接收狀況

17 威三電一〇六三

使用済み用紙の裏面利用

18 喜留電一三二
(昭二〇一三)

19 甲万三電
一七二六
(昭二〇一三)

20 一復電六八
(昭二〇一三)
總參三電五九五
登參電七三九
(昭二〇一三)

21 總參三電八一二
登參電九〇四
(昭二〇一三)

22 總參三電八七一
(昭二〇一三)

(1) 日系金融機關ハ 一〇一五接收
(2) 聯合軍所要資金ハ日本側ヨリ管上
(現在額 二、八億盾) 財務局長名義(陸軍省) 現在
命令限度三、三億盾

留守宅渡所要經費
毎月三三〇萬圓(内第一指シニ五〇萬圓個人三七〇萬圓)

華工持歸金調整資金
(1) 第二回補送ノ分ニ付大使館手持資金ヲ以テ五一倍ニ調
整(支拂額概算一六三〇〇萬圓)

南方派遣華工家族生計費(紛議)調整
(1) 家族扶助料及死亡慰贈料一時金一家族四萬元(法幣)
(一、二六文給二千萬元ヲ控除)

(2) 右ハ日本政府ノ承認後中國第三方面軍司令官ヨリ借用
(1) 九二四文給偽幣一七〇萬元ハ控除セス

南方派遣華工生活維持費支給額
(1) 第一回(十一月上旬) 總額法幣 九八八〇〇〇元
(一家族當リ二〇〇〇元トシ土田公使名義民間ヨリ借
入)

(2) 第二回(十一月下旬) 總額法幣 九八八〇〇〇元
(登業國文拂)

南方派遣華工救恤費
總額(備録) 七七四〇〇萬元(一家族當リ一〇
〇萬元) 本日陸軍部移算ノ上管與
他日重慶ヨリ正式ノ指令アラハ返
済ヲ受クル筈

使用済み用紙の裏面利用

威参三電一〇七〇
(附二〇二二八)

南万地獄金融通貨投資ノ終局要概況
附表第一ノ通

總監主電三七七
(附二〇二二八)

中國側ノ日本將兵ニ對スル雜費支給(毎月)
將官 八〇〇〇元 佐官・兵 〇〇〇〇元
尉官 二〇〇〇元 下士官 四〇〇〇元
兵 二〇〇元

威参三電一〇七
(附二〇二二八)

東印及聯合軍ノ通貨等差仕命令
(1) 日本軍及軍政監部保有ノ通貨、硬貨、金、銀地金、貴
重品、印刷機械ヲ總テ所在英軍ニ引渡スヘシ但自活ノ
爲交付セラレタル資金ヲ除ク
(2) 軍人私有ノ通貨、硬貨、金銀地金、貴重品ハ將校一人
ニ付兩發券八〇〇盾、其他三〇〇、憲兵司令那ヲ除ク
外回收ノ上所在英軍ニ引渡スヘシ

總監衣電二九〇
(附二〇二二八)

(1) 日系銀行邦人及商社ノ全資金ハ關領東印度政府ニ引渡
スヘシ
(2) 引渡ハ一九四六、一迄又ハ其後可及的速カニ完了スヘ
シ

金銀運管會金製品一、一三中央銀行ニ引渡
(1) 軍所有品 「メダル」三四四〇箇 一〇七四三、一瓦
二四八 二四〇、八〇〇千元(圓幣)

同軍保管ノ金銀運管會所有品
(1) 金「メダル」一五〇〇箇 四六八四六二四瓦二四八
一〇五〇〇〇千元(圓幣)

(2) 指環 一〇〇〇箇 七五三六三五瓦 二四八
一八六三四千元(圓幣)
(3) 腕輪 三箇 一一九三三三瓦 二〇八
二九二千元(圓幣)

(4) 引輪 四〇箇 一〇七二五三瓦 一四八

秀嶺依頼電
四四九
(昭三)三三三七

二六一千元(圓幣)
四箇 一九九六三五瓦 一四五
四八五千元(圓幣)

濟南邦人ノ棉國債運送
一人當リ最低棉銀券三萬圓(青島迄ノ一ヶ月分ノ貯蓄及
運送費等二萬圓乘船手取料四千圓、青島滞在費六千圓)
ヲ要スル所其ノ負擔ニ堪エサル者相當多數アルニ付政府
カ將來補償スルコトヲ條件トシテ救済金ヲ募集スル等ノ
方法ニ依ル如ク目下手配中

訓令第七號要旨
中國境内日軍部隊公私現款收納辦法(在中國日軍部隊
公私現款收納辦法)

1 武裝解除ヲ完了シテ集中營ニ入り且主副食及雜費ノ
支給ヲ受ケアル者ノ公私現金ヲ接收

總參三電九七二
(昭三)三三三三

2 收納セラルル現金ニハ關金偽幣、日本貨及各國貨幣
並硬貨貴金屬ヲ含ム
但シ貯藏運送時携帯ヲ許サレタル日本貨ハ保留セラ
ル

3 日軍保有ノ備券ハ當分ノ間接收セストノ件ヲ廢止
ス

4 日軍各連絡機關ノ連絡事務上必要ナル現金ハ別途制
限ス

金融狀況
1 佛印
(1) 「ベンカント」紙幣印刷所解体「バーツ」券九〇
萬枚聯合軍ニ引渡、原版ハ終戦直後廢棄
(2) 印度支那銀行ノ運営ハ依然日本備擔當但シ「キノン
」支店ノミナル模様

威參三電二二三八
(昭三)三三三三

金融狀況
1 佛印
(1) 「ベンカント」紙幣印刷所解体「バーツ」券九〇
萬枚聯合軍ニ引渡、原版ハ終戦直後廢棄
(2) 印度支那銀行ノ運営ハ依然日本備擔當但シ「キノン
」支店ノミナル模様

2 泰

(1) 資金凍結 塔谷十月十五日 其他十月二十五日實施
(2) 塔谷正金ハ九月十六日接收等開始サレス

3 爪哇

(1) 日本側金融機關ノ閉鎖有算ノ指令ナシ但「ジャカル
タ」ノミ業務繼續中

(2) 聯合軍ヘノ資金融通額三億五千萬盾

十二月十四日親與通高五億盾

(3) 貽二〇一以歸當分ノ額一か月以内五〇〇萬盾（内臨軍
五九〇〇萬盾）ヲ限度トシ兩發券ノ使用ヲ認可サル

4 一スマトラ

(1) 「メダン」 「パダン」 「パレンバン」 「ブキチンギ
」 「コタラジャヤ」 「ビルン」 及 「シマンタル」ノ
日本側金融機關閉鎖但清算ハ行ハレアラス

(2) 其他地域ノ正金ハ營業中、聯合軍ヘノ資金供與三〇
〇萬盾

(3) 金融機關保有通貨未發行券ヲ含メ聯合軍ニ引渡實施
中

5 北部印度支那

(1) 資金使用制限ナシ、正金ハ中國銀行進出迄清算開始
サレサル模様

(2) 通貨ハ比弗ノ外法幣、關金券流通

(3) 將來將兵一人月額三六〇〇法幣元 支給ノ筈

外幣經濟ニ關スル資料(其二)

自第 二二、一
至同 三

第 二二、五、一
第一官員局經理部

80

編譯主電六
(第 二二、一、五)

在漢口勸業局出身元軍兵站勸業員ノ救済費トシテ儲蓄三〇億元ヲ編譯ヨリ支出

81

秀嶺依頼電電四七三
(第 二二、一、七)

外務省官吏待遇向上要案

1 中國側ハ法幣ヲ公貨ニ定メ一應聯銀券トノ兌換率ヲ一對五(當初ハ一對一〇)トシタルモ政府官吏ノ俸給ノ支払、税金、水道、電氣料金等ノ取立ハ從來ノ聯銀券連テ法幣連テ(聯銀券百圓ハ法幣百圓)又諸物價之ニ伴ヒ法幣單位ヲ改裝ノ爲聯銀券ニテ諸給與シタル外務省官吏ハ從來ノ生活費ノ五倍ヲ要スル結果トナル
2 仍テ一月以降從來ノ聯銀券連給與ヲ其法幣連ニ

82

警備費四六〇
(第 二二、一、三)

中國側ヨリノ借入金(一月四日現在)

十一月分	食糧費	一三、八一三、二六九圓四〇錢
十二月分	雜費	一三、八一三、二六九圓四〇錢
同	計	二七、一七五、〇八〇圓一〇錢

尙十一月分雜費ハ目下交渉中

83

甲万參三電一二
(第 二二、一、一〇)

陸軍軍工受入状況(十二月十日民報日報掲載)

- 1 十二月十六日起ノ陸軍軍工(十三回)
- イ 中區軍ニ改裝 二九〇九名
- ロ 警備ニ改裝 九五名

(1) 病院ニ收容 二六名
 (2) 失明ノ爲救済費ニ收容 六六名
 同歸患者 一九二七四名
 計 二二、三七〇名

2 收入
 (1) 收入 郵便券 四六六九六〇、七二〇元
 法幣 一五〇〇〇〇元
 (2) 支出 郵便券 三〇六六一二、一七五元
 法幣 一四九九三一元
 (3) 差 郵便券 一六〇三四八、五四三元
 法幣 六九元

3 勞工用食糧衣服収支
 郵便 日本側交付 市政府交付 差

一號麵粉	三、一三二一袋		
二號麵粉		二、五〇〇袋	九三三袋
三號麵粉		三、二二一五袋	三、二二一五袋
高粱	一、二二七袋		一、二二七袋
棉衣	三、三〇〇枚		一、五三三〇枚
燈草	一、六〇〇〇〇本		六九六九五〇本
マツテ	三、三〇〇〇箱		一、五五一二箱

中區領ヨリノ借入金状況
 1 借入金(中區領ニテ給與ヲ擔任シアラサル非武裝部隊ノ駐屯及父ハ交通費等ノ支拂ニ充當シ本費上賠償金トシテ要求セララルルモノ)
 十月 法幣一〇萬元 法幣七二〇萬元
 十一月 法幣二五萬元

2 現物代金(中區領給費擔任ノ部隊ニ對シ一部ノ現物ニ

皇親王電一四
 (昭三二、二、一一)

37
電報費
(附二、一六)

換へ中國側ニ交付マラルル代金)
十月 法幣 一億、九六〇萬六〇三元九六
十一月 法幣 一億、一四七萬三三三元五九

「ビルマ」方面日本軍隊給養状況

1 日本軍ノ保有糧秣ニ依ル部隊

糯米 六八〇瓦 (勞務者) 生醬菜二八〇瓦 罐乾魚五〇瓦

2 英軍ノ交付品ニ依ル部隊

米三一〇瓦 野菜三三〇瓦 罐詰肉八〇瓦

38
電報費
(附三〇、一一)

大使館渉外關係經費

1 各地在外公館ハ手持資金ヲ消費シ館員生活費及事務費等ノ調達ニ窮シアリ

2 館員生活費ハ一政居留民ト同様中國側ヨリノ現物又ハ資金ノ給與ニ依存ス

3 渉外部其他機構ノ運用ニ必要最少限ノ經費ハ各地連絡部ヲ通シ其ノ名義ニ於テ中國側ヨリ支拂ヲ受ケル

外ナキニ付陸軍出發トシテ中國側ヨリ支拂ヲ受ケタル經費ノ内ニハ右ノ經費ヲ含ムモノト承知アリ度但渉外關係經費ト純軍關係經費トハ内部的ニ別置進シアリ

最近歸還ノ秋田派遣華工代表要求

1 昨年二月以降毎月手取額(二〇圓)ト月給(三〇〇圓)トノ差額支給

2 「オーバー」「シヤウ」帽子ノ支給

3 運給物資ノ代金返還

4 交渉ニ要セル代表ノ旅費支給

外右要求ハ外務省第一一〇號ノ通旨ト相違ス

37
電報費
(附二、一六)

38
支那郵船三〇三
(附二六、一九)

39
甲万三三三三
(附二二、二三)

40
支那郵船三〇三
(附二六、一九)

上海引揚居留民持貯金預給方法
1 第二回引揚船以降日本金以外ノ貨幣、銀行券ノ携
行ハ何種司令部ニ依リ禁止セラル

2 日本國表示以外ノ預金通帳、証券等ノ携行ハ中國領
土範圍ニ依リ禁止セラル

3 携行許可範圍外ノ右ニ歸スル證明及持貯金一千圓ヲ
超ユル金額等一切ハ上海日僑自治會館由中國領土
範圍所ニ報告シ取扱サルルコトニ定メラレアリ、從
ツテ金額ト雖モ領事等ノ名義ヲ以テ携リ得ス

4 舊備券ハ協定ト看做サレ同收期限タル三月三十一日
迄ニ中國政府ヨリ單ニ現金或モノミ歸メラレアルニ
過キス 舊備券ノ回收ハ相當ニ進行

北平總領事館關係在留邦人現在金額高(持貯リ制限)

額超過分一月十五日現在總額券連)

- 1 北平市内 六三、一八、二〇〇圓
- 2 西郊樂善所 七、七、八〇〇圓
- 3 西苑樂善所 六、四、七六〇圓
- 4 豐泰樂善所 三、八、七三六、八九五圓
- 5 合計 一六三、三〇、六九五圓

右資金ハ大使館事務所ニ於テ一括管理シ各樂善邦人救
恤其ノ他必要資金ニ充當シテリ

南滿印版支那留邦人ノ却留所経費ノ支拂要領

1 邦人ノ却留所持込ミ金ヨリ支拂

2 西貢日本人會基金總領事館現金、軍ノ負擔監督ニ歸
スル支出ヲ以テ補助

3 所要経費ハ一月六日七員見當

4 右諸基金費進後ハ聯合專ヨリ資金ヲ受領シ経費ニ充

41
感三三三二一七九
(附二二、三〇)

當敷度

5 抑留民間人ノ給養

民間財産ノ敵産トシテノ處

理ハ過境來佛國僑擔任シアリ

(註) 右ニ對シ附二二、三〇一復舊ニニ六號ヲ以テ左

ノ要旨指令ス(關係官協議)

1 邦人持込金ヲ以テ支辨セル經費中設營費救濟費等

ノ如キ當然豫算化シ得ヘキモノハ其ノ使途、金額

面額及證據書等ヲ整備シラクコト

2 持込金中共同目的ニ使用ノ爲同收メル分ハ各人毎

ニ受領証ヲ發行ス

3 基金費消後ノ運費ノ處理ハ現案ニ依ル

印度支那地域民間日本人等敵國猶豫資産ノ管理

1 印度支那高等辨務官ハ英佛協定ニ基キ附二〇一ニ

西附左ノ敵産處理法令ヲ發布ス

1) 敵國人財産ノ占有者ハ該財産ニ付本法令施行後三

十日以内ニ機事及敵國人財産差押事務局申告ス

(2) 右財産ハ聯合國管理委員會ノ承諾ノ下ニ差押ヘラ

レ財産所有者反占有者ノ權利行使禁止サル

(3) 生活維持資金拂出シハ差押事務局ノ認定ニ基キ許

容メラル

(4) 差押財産ノ負債ハ積産財産ノ限度内ニ於テ差押セ

ラル

(5) 差押ヲ免ルル目的ヲ以テナシタル行為ハ無効トス

2 本法令ハ西貢周邊地區ニ付附二二、一施行

3 南越印度支那ノ日本商社資産ハ附二二、一セヨリ佛

側ヘ引越カレツツアルモ既ニ相當ノ損害ヲ蒙リアリ

將兵等個人保有金銀ノ現況

42
感三三三二一六四
(附二二、三〇)

1 南都印度支那一軍人軍艦ハ通貨(南發券ヲ含ム)差
出洋・日本國ノ多差出額ニ對シテハ都隊發給證明書
ヲ交付、野戰郵便貯金通帳ハ各人携行シアルモ領却
又ハ紛失少カラス一後邦人ハ抑留ニ方リ現金全部ヲ
抑留所ニ寄托ラ命セラレ送金證明書ヲモ差出セル者
アリ

2 「ビルマ」一地域ニ於テノミ通貨ノ差出ヲ命セ
ラル

3 「シヤム」一後邦人ハ抑留時ニ〇〇「パイツ」ヲ
除キ「シヤム」政府ニ引渡ヲ命セラル軍人軍艦ノ分
ハ引渡ラアセサル模様

4 馬來一日本國ヲ除キ日本人ノ保有通貨全部ヲ引渡シ
又ハ軍ニ於テ取マトメ焼却

5 「ジャワ」「スマトラ」一將校ハ〇〇盾其他ニ〇〇

盾ノ外總テノ通貨ノ差出ヲ命セラル差出額ノ個人毎
ノ處理ハ日本艦ノ責任トシ日本軍ニテ受領券ノ發行
ヲ命セラル

3 北「ボルネオ」一日本側資金全部ヲ後軍ニ引渡完了
ス尙聯合軍ハ差出金銀ハ凡テ内地ニ於テ日本政府ニ
リ返濟サルヘキ旨言明ス

持歸金銀連ニ伴フ通貨換算率
現地通貨トノ換算率ハ従前通ノ公定トス
但法幣ニアリテハ本件ニ限リ百圓ニ對シ百三十元ト
ス

臺灣運輸株式會社ノ比島渡邊臺灣省人ノ未納給支拂
要求

昭和二年一月ヨリ十一月迄一人平均七千圓總計四八
一〇六三圓三六錢(昭和二二)三五運主電三八〇號

43
總運主電三五
(昭和二二)一七
二七)

42
運電三一五
(昭和二二)一七
二〇)

46 討伐費一六三
(附二、二七)

48 威源三電一八

指令済

一月二六日現在持貯金預り高ハ印支貨一八五二〇ニ昂

印度支那ニ於ケル日本備金融機關振收状況

1 南部印度支那一印度支那銀行ノ運営ヲ「キノン」支店ニ引渡完了(威源三電一、一三八参照)

2 北部印度支那

(1) 正金「ハノイ」支店十一月二十三日 預託金一五三〇千比弗

(2) 正金海防支店十一月二十九日 預託金二〇三〇千比弗
現金三三〇千比弗

右何レモ中國銀行ニ依リ接收サル

(1) 印度支那銀行ノ運営引繼ハ河内海防

「ビン」及「ナムヂイン」ハ夫々正式ニ完了ス

「ユイ」及「ツौरラン」ハ附銀ノ上待機中

47 甲方參三電五八
(附二、二四)

華北ノ状況

1 食糧保有高一軍ハ附二、ニ迄民ハ附二〇、一ニ迄民ハ

附二、一ヨリ中國側ノ補給ヲ受ク日量三〇〇瓦トス

2 天津貨物販賣有權限ハ附二、二、一八中國側ニ接收サル
ルルコトトナル

3 物價依然狂騰一家族(三人)一ヶ月生活費ハ最少限

銀一五萬元 救恤用ノ費用一ヶ月聯帳ニ〇億ニ達

スヘキモ借入調達殆ント不可能

南部印度支那ニ於ケル日本軍其ノ後ノ給養状況

1 食料給養量逐次低下大体ニ三〇〇「コロリ」

2 二月一日以降日本軍ノ給養ハ完畢ノ擔任トナルト共

ニ拂下交付ノハ中止

右ニ依リ集結地「サンジャツク」「バリヤ」地區(

一月末現在三萬一千集結完了將來五萬ノ豫定)ニ於

48 威源衣電一〇
(附二、二六)
關聯
威源主電二七〇

甲方参二電七
(附二、二八)

テハ現地日活強化ニ努方中
右現地日活強化費ハ聯合軍ヨリ左ノ通交付セラル
經常費ハ二月分迄受領済

初反費 六二九六〇〇比券
流信費 二〇〇〇〇〇
裝束 一八〇〇〇〇

濟州主トシテ泰山線沿線ノ状況

- 1 邦人家族数 出海艦三 艇中七〇〇 錦西一三〇〇
〇 錦泰三〇〇〇〇 阜新三〇 新民三〇 承德七〇
- 右何レモ衣類家具ノ買却ニ依リ辛フシテ生命ヲ維持ス、瘡歎ニ似ル船縣ノ死者一日ニ一三〇人
- 2 華北保安司令ハ三月ヨリ右邦人ニ對シ主食及副食費ヲ支給ノ旨公示ス

威参三電二一五
(附二、三二四)

日本人南方在留ノ件

- 1 現來 一月二十一日在留ヲ許サストノ指令アリ
- 2 「ジャワ」一月三十一日英印第二三編留滞令
- 「政府ヨリ南方ニ在留シアル日本人在留民ハ在留地政府ノ反對ナキ限り取前在留シアリシ國ニ帰營ヲ許可セラルルコトアルヘキコトニ定メラル」

京城ノ状況 (山支部長ノ報告)

- 1 京城邦人引揚ニ伴ヒ職員ハ約七〇名 (平均給料一人八百圓)ニ要シテラル
- 2 一ヶ月ノ救済費ハ十五萬圓ヲ許可セラル救済金邦人一八萬り三〇圓ヲ交付ス 米、大豆、衣類ノ現物支給ヲ受ケ救済者ニ給與ス、避難者收容所ノ経費モ目

朝宣三三
(附二、三三三)

52

總參電一〇三
(附二二、二二五)
總參電一一三

53

廣運衣電一九
(附二二、二二六)

54

廣參三電二一四
(附二二、二二三)

下支障ナシ

十二月末拂給費九〇萬圓、支拂許可申請中

統率團ノ歸還行軍

中露側ノ行軍強要ノ意見強キニ對シ露力反對中

「レンバニ」島集結日本軍自活狀況

農耕ハ近來島ニ適應ナル方法ヲ研究シ之ニ基キ指導
實施中、漁撈ハ資材不足ノ爲本格化セス

正金銀行西貢支店清算

正金銀行西貢支店ハ二月七日英軍ヨリ佛側ニ移管セラル
聯合國債券約五百萬比弗ノ優先的支拂ノ意向アリ
現金千六百萬比弗ノ内千三百萬比弗ハ五百比弗券ニ
シテ佛側ノ無効主張ニ對シ正金ニテ左ノ如ク申入ル
ル答

55

總參電一〇三
(附二二、二二三)

56

甲方參電一三九
(附二二、二二八)

汚損小紙幣ノ處却處分

各部隊ガ汚損資金總額トシテ保有ノ貯銀券、蒙銀券
一〇圓以下儲備券一〇〇圓以下等ノ小紙幣幣ニシ
テ使用ノ途ナク毀損汚損ノ爲法幣トノ交換キ不可能
ナルモノハ軍處運部長ノ認可ヲ受ケ處却處分シ抑
長ノ親認證明書ニ依リ亡失金トシテノ整理ヲナシ得

平津地區ノ状況

平津地區ノ状況
1 物價ハ~~上~~ヨリ~~下~~ノ二ヶ月間ニ平均三一四倍(白米ハ
約八倍)騰貴ス 二月下旬北京相場(棉紙)金一兩

登集参覽四八七
(昭二、二、二六)

百萬圓白米一斤三千圓豚肉一斤二千圓百圓
3 邦人ハ持物ヲ賣喰シ盡シ、要救恤者増發傾向ナルモ
日僑自治會ハ救済費金乏シク軍官民ノ保有糧秣ハ逐
次接收サレ中國僑証給ノ食糧ハ品質不良ナリ邦人屬
ニ心中、乞食、強盜等憂慮スヘキ事象發生シツツア
リ

内地派遣華工紛議

1 歸還華工ヨリ船位未解決事項支給金ノ不平均ニ基ク
要求、貧弱者ニ對スル手當ノ要求アリテ困惑シアリ
2 本件ノ性質ニ鑑ミ中國政府ヲ通シ日本政府ニ要求ス
ヘク應答シアルモ、窮狀了察ノ上萬事解決ノ上斷固
セシメラレ度

南方派遣軍完紛議

58
野電五八七
(昭二、二、二六)

1 臺灣軍幹旋南方派遣臺灣省人軍夫三萬名逐次歸還ノ
應現地俸給未受領ニシテ生活困難ノ爲所要資金ヲ中
國僑ヨリ借入ルルコトナリ不救一人三百圓ニ限
リ軍政部ヨリ支給セラレ殘額ハ調至ノ上處理セラル
三萬人ニ對シ支給ストセハ一人分俸給平均七十圓ト
シテ二千萬圓ニ達スル見込

2 臺灣軍債額未納額現在二三〇〇萬圓内ニ二〇〇萬圓
ハ本省人關係ニシテ所要資金借入方申請中ナルモ未
解決

3 前二項ニ對スル現地中國僑渡業ハ軍借入金ノ擔保ト
シテ幾ニ凍結ノ手持日銀券及沒收臺灣銀行券ノ合計
額三二〇〇萬圓ヲ引當トスル模様
4 債權者ノ即時支拂要求需烈 尙軍務紛議是若歸還
ニ解決セサル未納分ハ現地中國僑ニ申送ル外ナシ

威参三電二二四一
(附二二二二三)

夏南亞細亞聯合軍最高司令官ノ持歸許可
 1 野戦郵便貯金通帳 2 政府郵便貯金通帳
 3 銀行預金證書 4 送金手形及送金證書類
 5 傳給支拂證書 6 通貨引渡及ハ燒却證書
 尙遺管ニ關シテハ進テ指示セララル

接收日本側及英米財産處理經費支出要求

1 聯合國權益處理 (法幣)

毎月人件費二四〇萬元 事務費一一〇萬元

計三五〇萬元 十二月ヨリ六月迄計二四五〇萬元

2 被接收資産處理 (法幣)

毎月人件費一〇〇萬元 事務費三〇萬元

計一三〇萬元 一月ヨリ四月迄計六〇〇萬元

3 以上總計法幣三〇五〇萬元

(註) 渉外電第一二二二號ニ依リ難色強キ旨中間遅絡

威参三電三〇
(附二二二二六)
参考
登参電三二七

ス、更ニ其後一復電三四八號ニ依リ「マ」司令部ノ
拒否ノ爲現地與進ニ要スルコトトス

外南洋資金凍結状況

1 附二〇一〇五號軍ノ資金凍結令ニ依リ官私金ヲ逐次
引渡、但日本人及民衆一人當五〇〇盾使用ヲ認メラ
ル

2 附二二二九日本通貨保有及使用ヲ禁止シ引渡ヲ命
セラル引渡總額南發券七四〇〇盾ヲ含メ八三〇〇盾

3 軍政會計ハ附二〇一〇終了

4 蘭印民政當局ノ南發券ニ對スル處置

(1) 附二〇一〇中旬和蘭銀行再開、南發券ニ對シ和蘭
銀三ノ公定比率ヲ中旬頃發表シ回收開始

(2) 附二二二回收中止二月一日南發券無價值聲明

5 聯合備抑留者解放ニ伴ヒ海軍編算費約一七〇萬盾ノ

威参三電二二五一

裏面白紙

58
歐米三電、二五三
(附三、三、三)

68
歐米三電、二五三
(附三、三、三)

64
歐米三電、二五三
(附三、三、三)

外聯合備ニ對スル懸案ナシ
6 臺灣銀行ハ九月二十七日「ジャワ」銀行ニ接收サル

馬來、昭南地區ノ通貨凍結状況
1 日銀券ハ保持ヲ許可セラレアリ

2 南發券ハ附ニ〇九英軍布告ニ依リ當初ハ五英券以下
ニ限リ對英幣百分一ノ比率ヲ以テ通用ヲ認メラレタ
ルモ其後全面的ニ流通ヲ禁止セラレ

「スマトラ」地區資金凍結状況

1 日本系金融機關ハ十一月二十九日聯合軍命令ニ依リ
資金取扱ヲ停止ス、差出通貨南發三六一百萬盾、正
金九〇萬盾
尙南發券ハ「スマトラ」地域唯一ノ通貨ナリ

2 聯合軍交付金「十二月迄九六五萬盾ナルモ右ノ外發

收通貨ヲ使用シアル模様

3 軍及軍政資金トシテ一月六五〇〇萬盾ノ交付ヲ受ク
4 軍政會計ハ昭和二十年度ヲ以テ完結ノ豫定
東部「スマトラ」(?)ノ我方方管理費月額一五〇
萬盾ヲ昭和二十一年度ニ於テモ必要トスル場合ハ聯
合軍交付金ニヨリ支辨ノ豫定

北「ボルネオ」資金凍結状況

1 日本人ニ依ル南發券使用ハ附ニ〇九以陸禁止
2 通貨等ノ引渡(附ニ〇九一、三〇迄單位百萬圓)
(1) 南發券 一一三、二九元(内米銀行券一〇三、二五〇
圓) 其ノ他通貨九〇、〇〇〇(?)

引渡金塊 七冠

3 日本備ニテ聯合軍駐屯費ヲ賄ヒタルコトナシ、又聯
合國備ヨリ資金交付ヲ受ケタルコトナシ

歐参三電二二五五
(陸三十三三三)

- 4 民間事業清算ニ關シ未タ法令等ノ發布ナシ
- 「ジャワ」資金凍結其後ノ狀況
- 1 南發ノ對聯合軍(和蘭政府)融資ハ一月十五日現在
總計一〇億盾(内引渡額九二八〇〇萬盾)
- 2 南發券發行高二月上旬 約二四億盾
- 3 和蘭當局ハ南發券使用ニ關シテハ和蘭側カ其ノ責任
ヲ取ルヘキ旨言明
- 4 一月十八日和蘭僑民團體社保有資金同數差出ヲ命セ
ラレ實施中其ノ他ノ資金ニ就テハ報告提出中
- 5 一月十五日和蘭側ヨリ日系銀行閉鎖接收ヲ命セラレ
「バタビヤ」「バンドン」「スマラン」ハ清算準備
中、其ノ他地域店舗ノ分ハ不明
- 「スラバヤ」南發保有未發行券約四億盾ハ「インド

歐参三電二二五六
(陸三十三三三)

總參七六
(陸三十三三三)

- ネシヤ」ニ依リ接收サレタル由
- 6 十月九日和蘭側管區銀行清算中止發命十一月二十一
日業務終了 一役敵產處理ハ問題ナシ
- 7 軍政合計ハ選用サレアラス 三月中ニ決算完了豫定
- 8 西部地區一月三十一日軍公私金一五〇〇萬盾引渡完
了 軍自治資金一名三〇〇盾宛使用許可和蘭民政官
局ヨリ交付セラル
- 一 役邦人南方在留希望
- 1 「マライ」 希望者多キモ許可サレス
- 2 「ジャワ」 希望五〇〇一六〇〇名
- 3 北「ボルネオ」 希望五〇〇名許可サレス
- 4 南側部印 相當數アリ
- 在留邦人救済費支出

甲方參電九四
(附二、三、五)

- 1 在漢口英教濟人員一三、〇〇〇名ニ對シ軍資金へ儲備
金ニ〇億圓ノヲ支出シ總領事ニ移管致度
 - 2 在華北邦人救濟費月額ニ億圓ヲ要ス
 - 3 右資金ハ日僑自身ノ資力ニ依ルコトトシ不足分ハ中
國僑ヨリ供給ヲ仰キアリ(既融通受領一億圓)
 - 4 右動員日僑資金ノ内地ニ於ケル國家補償ニ就テハ極
力優遇策ヲ講セラレ度
 - 5 現在在華大使館關係資金ニシテ軍保有資金ヨリ立替支
拂シタルモノ左ノ通
 - 6 舊華北交通換出勞工持歸金交換資
金 約四三、〇〇〇千圓(聯銀券)
 - 7 舊大東亞省所管外國人財產關係損害賠償金
一四九、〇六六、三三五圓(聯銀券)
- (註) 一復電三三一號ニ依リ軍資金ノ立替支拂トシテ
發地方指令

總經電一一七
(附二、三、五)

- 軍資金立替等ノ狀況追加
- 1 華北日僑自治會救恤用 三五〇〇〇千圓
 - 2 内地歸還邦人へノ食糧給與一人一日ニ五〇圓二月ニ
十日迄延一五〇萬人 三七五〇〇〇千圓
 - 3 登部除手形支拂未決済額
一三八七六〇三八〇千元(儲備券)
 - 4 以上ノ外前渡資金不足ノ爲當然負擔スヘキ損失補償
等ノ支辨シ得サル案件多シ
- (註) 一復電三三三號ニ依リ資料整備ノ上歸還スル如
ク指令

北京總領事館關係在留邦人現金預高(持歸制限額超過
分)(二月二十八日現在聯銀券建)

- 1 北京市内 一四一、一三三、七九〇圓
- 2 西郊集結所 二五、四〇七、四四五圓

甲方參電二六四
(附二、三、五)

裏面白紙

70
設集券電八〇八
(附三、三、一三)

3 西苑集結所 二七九七〇〇圓
4 豐登集結所 三八七三六八九圓
計 二〇八〇七四一三〇圓

1 廣東地區二月十五日現在現金預高
(1) 制限内持歸金預高 儲備券 三七八四六二三〇元
(2) 制限超過額預高

法幣 三八九五〇一七九一元
草票 五二一三七一六元

2 廣州灣地區二月二十六日現在預高
(1) 制限内

草票 一〇一〇〇圓
儲備券 三七〇四〇元
法幣 三三三三三元

71
粵經電六四三
粵經電五八七

(1) 制限超過額

草票 二七九圓
儲備券 七四二〇六四〇元
法幣 七七五〇〇〇元

72
總參電五三九
(附二、三、一五)

未拂債務ノ處理
資金及千圓券凍結ニ伴フ未拂債務中日本人債主ノモ
ノ約百二十萬圓ニシテ現地中國側機關ハ所要資金ノ
借入ヲ許可セサル爲采支拂證書ヲ發行シ携行歸還セシ
ムルニ付内地ニ於テ支拂方善處アリ度

山東地區持歸金預高
1 十二月一日 儲備券 四七〇八〇五五〇〇元
2 二月 一、二五萬〇四八三三九五〇〇元

73
秀嶺青經電
(附二、三、一五)

1 二月一日以降受入ノ通貨交換證明書全額

裏面白紙

74 千万参電三二一
(昭二六三二九)

75 威参三電二四七
(昭二六三三八)

76 討依頼二三八
(昭二六三二四)

77 總参電六八八
(昭二六三三三)

(1) 二月分 二二、七〇〇圓
(2) 三月分(十五日現在) 三、四〇〇圓
多受入セリ副限外持貯金額

(1) 一月末日迄 二六七、六五三圓三四錢
(2) 二月中 一三、四八六圓三四錢
(3) 三月中 一四、三一〇〇圓(?)

華北物價状況(三月十日現在聯銀券幣)
米 四〇〇〇元、粟 七〇〇元、白菜 五〇〇元
味噌 八〇〇元(以上各十町當) 醬油 一斤二千元
石灰 一斗 一六萬元

南方金融事情
1 正金回買支店ノ不格の清算ハ四月開始シ一ヶ月半ヲ要スル見込

2 威参三電二一四號ニ依ル五百比弗券ニ關スル申
入ニ就テハ解決セラレス
3 商部印度支那ノ部以用特殊經費月額八〇萬比弗見當
ハ凍結資金解除ヲ受ケアリ

1 三月十五日迄受托ノ邦人持貯金額七四三、六九三比弗
2 邦人商社並臨時資産トシテ「カンエン」ニ於テ中
備經濟部ニ依リ接收セラレタル金額中主ナルモノ
(1) 一、七五三、二五一比弗一五
(2) 九五七、六六六比弗(關金)
(3) 一、七七一〇圓(日本圓及算票)

自三月一日至同十五日持貯金受入額
(1) 九江 四〇二名 儲備券三、三三三、五一二圓
(2) 彰澤 一、三五三名 七、五二八、三八〇圓

登参寛四三七
登参電四九九
(附二、二、二八)

計 一七〇三名 九七六一、八九二圓

1 南方及日本派遣華工關係緊急支拂(資金ハ居留民ヨリ借用)

(1) 國際連輸 一、一〇〇千元 (法幣) (四七六名)

(2) 山丸運輸 三、五五三〇 (四三五名)

(3) 南洋海運 二、七七五〇 (四三七名)

(4) 出光興産 五八三〇 (三九名)

(5) 日本港運業會 二七〇〇 (一八名)

(6) 日華勞務協會 四八六五 (有家族二八四名) (單身者一一一名)

(7) 日華勞務協會 四三四五 (九〇九名)

計 二〇七三五〇

備考 (1) 6 單身者及 7 二ハ一人宛五千元其他一萬五千元

(2) 6 有家族者ニ對スル家族生計補助費追給ハ今

同ニテ打切り自今日本派遣工員關係紛議ハ日華政府間交渉トス

(3) 借入總額 二、二五〇萬元

2 右ハ現地ニ於テ未解決アリ

3 設備入取得額ノ豫算化取計アリ度

現地通貨受入額

1 一、〇〇〇圓迄預リ證發行額

(1) 十二月一月合計 四二、三、三七九圓 (法幣)

(2) 二月分 二七、九五九三〇

(3) 三月上半分 三八、八七六〇

2 一、〇〇〇圓超過額預證發行受入額 (法幣)

(1) 二月分 二〇、五〇〇、〇〇〇圓

(2) 三月上半分 一〇、〇、七七六、三三〇

登参電七五八
(附二、三、二七)

裏面白紙

又復電九編
(附二、三、三)

昭二十年九月大東亞管領令ニ基キ在華居留民ノ持露金
トシテ三萬圓以下ノ邦管銀算金ニ對シテ倍ノ調整料納
付ラ條件トシ送金小切手ヲ領出シタルニ付之ヲ換出ニ
變シ特ニ配賦アリ度

裏面白紙

外地經濟事情ニ關スル資料（其三）

臺灣ノ部

昭二、三、一
第一復員局經濟部

註日本資料ハ臺灣軍管區司令官ノ經理概況書（昭二、一、四）ニ依リ作成
セテ

（月計數等ニシテ既往資料ト相違スル場合ハ本資料ヲ正當トス）
一、臺灣銀券發行高（毎月末）

昭和一九	四	四七六七六一〇〇〇	〇〇〇
"	五	四八八〇〇〇〇〇	〇〇〇
"	六	五一九九二五〇〇〇	〇〇〇
"	七	五四四六六五〇〇〇	〇〇〇
"	八	六八〇〇〇〇〇〇	〇〇〇
昭和二〇	四	一一一三三三七七一七	五〇〇

昭和一九	五	一、二〇七〇六四二四八	〇〇〇
"	六	一、三一七五三三三三七	五〇〇
"	七	一、四〇一、八二八九六〇	〇〇〇
"	八	一、四五六、七三三、〇八五	〇〇〇
"	九	一、五〇一、〇一四、一七九	〇〇〇
"	一〇	一、五八九、七三三、五一九	〇〇〇
"	一一	一、六三三、五三三、八九三	〇〇〇
"	一二	一、六七八、二五三、八〇〇	〇〇〇
昭和二〇	一	一、七四六、一三三、四六六	〇〇〇

二、小賣物價指數（臺北市實際小賣價格）

昭和一九	六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
"	七	一〇七	一〇〇	一二七	二〇〇	一二五

裏面白紙

三、中國領ヨリノ資金受領額

第一九	八	一〇〇	九〇	一八三	三〇〇	一六七	一〇〇
〃	一一	一三三	二五〇	二六七	五〇〇	一六七	二〇〇
〃	一二	一六七	四〇〇	三三三	七〇〇	一七五	三〇〇
昭三〇	八初	六三三	一、二〇〇	七六七	九〇〇	一七五	三〇〇
〃	八終	四〇〇	六〇〇	六六七	六〇〇	一七五	三〇〇
〃	九	二〇〇	三三〇	六〇〇	二〇〇	一七五	三〇〇
〃	一〇	二六七	二五〇	七〇〇	二〇〇	二〇〇	六二五
〃	一一	二五六	四〇〇	七六六	二〇〇	三二五	五七五

區分	贈料	雜費	總國軍費
十一月分	一、三八一、三二六、九四〇	一、五五八、五五二、三〇〇	一、二五五、七二〇、〇〇〇
十二月分	一、二八一、三二六、九四〇	一、五五八、五五二、三〇〇	一、二五五、七二〇、〇〇〇

一月分	一、一八六、三九五、八五五	一、四九三、一〇三、二〇〇	一、三三九、二四〇、〇〇〇
二月分	七、四三九、九八七、四〇〇	一、二三三、七〇七、六〇〇	八八六、一六〇、〇〇〇
計	四、三二六、二九二、二〇五	五、八二六、八八六、四〇〇	四、七二六、八四〇、〇〇〇

總計 五、〇八五、七四九、二四四、五五五

註付昭和二〇一、三預託金ノ凍結、更ニ一、〇日 銀券及露銀 千圓券ノ
流通禁止セラル、右ニ依リ軍資金ニ億一千三百萬圓ヲ凍結セラル
付附料ハ一月額一〇〇圓七〇錢ノ内 糧食費九〇圓、需品費一〇圓
七〇錢トス

自費費ハ月額將官二六七圓（八〇〇〇元）佐官一三四圓（四〇〇〇元）
尉官一三四圓（三、〇〇〇元）下士官一三四圓〇錢（四〇〇〇元）兵六
圓七〇錢（二〇〇元）トス
按察下級銀券トノ換算率ハ三〇對一ナリ
自費費以外ハ韓國軍部除給成ニ伴ヒ中國領ヨリ三ヶ月間ノ給與ヲ擔任

セシメラレタルニ因ル

日軍ヨリ豫隊ノ際ハ退隊費換ノ全額ヲ支給スルト共ニ毎月一人當リ
膳料一圓三五穀燃料炊費三五穀計一圓七〇錢ヲ交付セリ

同膳料ハ一人月額六〇圓ヲ各部隊副食費ニ充當シ、節用額四〇圓七〇
錢ヲ左ノ諸經費ニ充當スル如ク運用セリ

④管内居住下士官兵俸給、及管外居住軍人軍屬中臺灣ニ扶養家族ヲ
有スル者ノ俸給々料其ノ他特ニ要スル臨時雇傭中ノ雇傭人（馳託
員ヲ含ム）給料

⑤公務旅行ニ要スル最少限ノ實費旅費

⑥必要最少限ノ事務用消耗品代、電灯、電話、電報料金等

⑦入院患者ノ治療ニ要スル藥物消耗品代、水代依託患者費

⑧特ニ必要ナル運搬具ノ借上料同機料及鐵道賃

⑨特ニ要スル葬祭料、水道料

(1) 其ノ他各項以外特ニ必要ト認め算ノ認可ヲ得タル經費

④前項膳料節用額中ヨリ聯合軍進駐ニ伴フ收容施設ノ實施備品購入等
ノ爲ノ經費ニシテ折衝上已ムラ得ス擔任セシ費用約二〇〇萬圓ヲ念
出シ支拂ヲナセリ、其ノ内詳次ノ如シ

(1) 空軍關係 四九〇七九三圓五〇

(2) 地上關係 一五七九七六三圓〇〇

(3) 計 二〇七〇五五八圓五〇

④中國側ヘノ債務引續額

1 債權確定未拂額 約一千萬圓引繼

2 損害賠償額 約二千五百萬圓引繼

3 南方派遣本島人軍夫三萬人ニ對スル米薪俸給ノ處理ノ爲約二千萬

圓ヲ要スル處中國側ニ於テ日本以凍結資金ヲ見返リトシテ一人宛三

〇〇圓ヲ支拂フコトトセリ

註 總計約九百萬圓ノ計算トナル

尙本件ニ關シテハ臺灣軍ニ於テ要員ヲ確保シ、要支拂額ノ確定ニ
努メアルモ中國側ニ於テハ右ノ三百圓以上ニ支拂フ意圖ナキモノ
ノ如シ

4 軍カ借上ケアリタル民有地ニシテ聯合軍一假命令第一號該營ノモ
ノ(航空、防空、防禦、陣地等ニシテ終戰當時ノ狀態ノ儘存セシ
シメ聯合軍ノ指示ヲ待ツベキモノ)ニ對スル借地料ハ昭和二十年
末迄借上トシ其ノ他ハ同年八月末迄借上トシテ支拂フコトセル
モ民情惡化ニ伴ヒ支拂事務進捗セス且資金凍結後ハ價額確定未定
トシテ計上セリ、右ニ依リ借上ノ儘中國側ニ引續セル土地ハ各兵
團ヲ除キ約二六〇〇甲歩ニシテ買收セルモノ約一七六〇甲歩ナリ
五其ノ他

1 一般邦人歸還輸送ノ爲日僑會計ヲ設置シ左ノ財源ヲ以テ該支出ニ
充當セリ
(1) 徵收金 歸還邦人一人當 一五〇圓

(2) 寄附金 歸還邦人ノ持歸品限超過金ヲ主トシ併セテ一般邦人
ノ寄附ヲ加フ

(3) 日僑副食費中國側負擔
乗船地ニ於ケル船符期間中一人ニ付一日五圓

2 支那事變以來臺灣軍ニ於テ支出セシ總算費ハ約十五億圓ニシテ昭
和二十一年四月臺灣軍引揚時ノ總算費ノ中國側ニ依ル該收額ハ三
百五十萬圓ナリ

3 退職賞與ハ臺灣ニ扶養家族ヲ携行シ留守宅校ヲ實施シアラサル營
外居住者ニ對シ金額支給ス

4 俸給々科ハ十一月分ヨリ營外者ニ對シ停止シ現地ニ扶養家族ヲ有
スル軍人軍屬及營内者ニ對シテノミ支給シ停止分ハ内地地上陸地反
トシテ支給スル如ク指導ス

5 雜費ハ三四月分ヨリ將校以下兵卒一卒ニ二七〇圓ヲ給シ、前送中
國側支給雜費トノ差額ハ歸還邦人ヨリノ徵收金、寄附金ヲ以テ補
填ス

日 本 國 政 府

用紙の使用を節約して下さい

大 蔵 省

紙類	4433,564 ²⁵	紙類	80,178 ⁶⁵	紙類	28,063 ³⁶	紙類	2587 ⁴⁸	紙類	75,704,646 ⁵³
紙類	1,941,056 ¹⁶	紙類	193,222 ⁷²						
紙類	7,605,541 ¹²								
紙類	757,271 ⁶⁸			紙類	25,107,90			紙類	39,568,243 ⁸⁵
紙類	686,579 ²¹			紙類	15,000	紙類	3,886 ¹⁴	紙類	6,592 ⁸⁸
紙類	2,304,874 ⁸⁸			紙類	87,259 ⁷⁸	紙類	10,427 ¹²		
紙類	17,728,888 ⁵⁶			紙類	375,661 ¹⁵				

裏面白紙

日 本 國 政 府

用紙の使用を切約して下さい

大 蔵 省

この()内は四三三三(四)内陸鐵道朝鮮銀行より支取あり、決済
ありである

七、市中銀行を底に本は決済借款の残高があるが入金請求も
朝鮮銀行を底に二あると一もは決済の()()()()
朝鮮銀行を底に三あると一もは決済の()
八、おそ、朝鮮側請亦は貸金機南の()()
九、併しは、()の()の()の()
九、併しは、市中銀行によるは日銀の入金請求も()
官制のもの()の()
その()の()の()の()
切()の()

す。

裏面白紙

日 本 國 政 府

本紙	4438,564	25
紙	80,178	紙, 紙, 紙
紙	28063.26	紙, 紙
紙	2587.48	紙
紙	75,704.646	紙
紙	63,754.29	紙

用紙の使用を節約して下さい

紙
紙
紙
紙

大 蔵 省

123

裏 面 白 紙

23.3.31-24

計帳 686,579.91

貸 15,000-

貸 388612

貸 6,592.44

No 5 朝鮮信託 KK

No 7 朝鮮金融組合連合会

科目	閉鎖日(総価)	26. 9. 30 現在		27. 2. 29
	20. 9. 30	総 価	評 価	総 価
清算得価資産				
取立資産	172,025.44			
有価証券	21,450,137.50	18,921,825.00	15,612,356.50	12,746,750.00
固定資産	11,520.00			
その他				
計	21,622,802.94	18,921,825.00	15,612,356.50	12,746,750.00
現金及預金	268.70	11,780,807.48	11,780,807.48	18,365,502.50
合計	21,623,071.64	30,702,632.48	27,393,163.98	31,112,252.50
換価得価資産				
不換価社債	加増地価0.4%	1,620,000.00	0	1,620,000.00
合計		1,620,000.00	0	1,620,000.00
清算得価負債				
引当金	491,569.20	152,990.00	152,990.00	161,740.00
本店及支店勘定	34,452,827.44	34,218,809.87	34,271,934.87	34,271,934.87
合計	34,944,396.64	34,371,799.87	34,424,924.87	34,433,674.87
合計(本店支店%含む)	491,569.20	152,990.00	152,990.00	161,740.00

科目	閉鎖日(総価)	26. 9. 30 現在		27. 3. 31
	20. 9. 30	総 価	評 価	総 価
清算得価資産				
取立資産	2,008,142.22			
有価証券	822,277,525.00	225,515,785.20	250,002,822.00	205,728,410.20
固定資産	24,000.00			
その他	1,562,625.00	1,562,625.00	0	0
計	827,082,192.22	227,078,410.00	250,002,822.00	205,728,410.20
現金及預金	14,728.40	229,421,601.06	339,421,601.06	367,116,812.49
合計	827,096,920.62	456,500,011.06	589,424,423.06	572,845,222.69
換価得価資産				
不換価社債	加増地価0.4%	18,230,000.00	0	18,230,000.00
合計		18,230,000.00	0	18,230,000.00
清算得価負債				
引当金	46,633,277.75	7,707,428.41	7,707,428.41	
本店及支店勘定	1,225,553,508.78	1,225,563,377.78	1,219,418,570.22	
合計	1,272,186,786.53	1,233,070,806.19	1,227,146,000.63	
合計(本店支店%含む)	46,633,277.75	7,707,428.41	7,707,428.41	

裏面白紙

No. 1009. 朝鮮銀行

No. 1011 朝鮮殖産銀行

科目	期日(20.9.30)		26. 9. 30 現在		27. 3. 31現在	
	簿価	簿価	簿価	評価額	簿価	簿価
清算上の資産						
取立資産	548,276.279.01	60,936,344.81	7,854,600.00	66,021,297.22		
有価証券	5,707,258,647.71	5,662,206,811.05	5,639,245,462.86	5,661,150,923.41		
固定資産	2,743,670.00	1,879.00	5,000.00	1,879.00		
その他	0	0	0	0		
計	6,258,278,596.72	5,723,145,034.86	5,647,105,062.86	5,727,174,099.63		
現金預金	236,611,602.66	1,145,275,856.19	1,145,275,856.19	1,284,239,754.59		
合計	6,494,890,199.39	6,868,420,891.05	6,792,380,919.05	7,011,413,854.22		

科目	期日(20.9.30)		26. 9. 30 現在		27. 3. 31現在	
	簿価	簿価	簿価	評価額	簿価	簿価
清算上の資産						
取立資産	59,140,352.20					
有価証券	489,844,787.50	477,791,750.45	465,171,111.20	477,033,256.81		
固定資産	227,650.00					
その他	0	6,650.00	6,650.00			
計	549,212,789.70	477,798,400.45	465,177,761.20	477,033,256.81		
現金預金	31,204,017.00	199,978,436.88	199,978,436.18	214,566,762.35		
合計	580,416,806.70	677,776,837.33	665,156,197.38	691,600,019.16		

換算上の資産

地上地権 5/0.761.20	地上地権 5/0.761.20	地上地権 5/0.761.20
アソシエイト 株式	アソシエイト 株式	アソシエイト 株式
又保証金見込 4%	又保証金見込 4%	又保証金見込 4%
2197,000.00 あり	247,000.00 あり	247,000.00 あり

換算上の資産

地上地権 5/0.761.20	地上地権 5/0.761.20	地上地権 5/0.761.20
アソシエイト 株式	アソシエイト 株式	アソシエイト 株式
又保証金見込 4%	又保証金見込 4%	又保証金見込 4%
2197,000.00 あり	247,000.00 あり	247,000.00 あり

科目	期日(20.9.30)		26. 9. 30 現在		27. 3. 31現在	
	簿価	簿価	簿価	評価額	簿価	簿価
清算上の負債						
引当金	377,451,679.62	15,339,640.95	15,331,120.95	15,510,459.40		
本店材料固定						
材料固定	54,261.83					
本店固定	6,175,190,478.50	5,589,474,504.56		5,590,548,387.06		
合計	6,552,696,419.95	5,604,814,145.51		5,606,058,846.46		
備考	合計以上本店固定金増減 22301		" " " "		" " " "	
本店固定を控除	377,505,941.45	15,339,640.95		15,510,459.40		

科目	期日(20.9.30)		26. 9. 30 現在		27. 3. 31現在	
	簿価	簿価	簿価	評価額	簿価	簿価
清算上の負債						
引当金	23,243,391.54	1,108,281.19	1,108,281.19	1,08,281.19		
本店材料固定						
本店固定	584,228,756.04	569,903,395.20		569,903,395.20		
合計	607,868,127.10	571,011,676.39		570,011,676.39		
備考	合計以上本店固定金増減 22301		" " " "		" " " "	
本店固定を控除	23,243,391.54	1,108,281.19		1,08,281.19		

参考	期日現在	1951. 9. 30 現在	1951. 9. 30 現在	1952. 3. 30 現在
朝鮮銀行	31,635,176.64	30,702,632.48	27,393,163.98	31,112,252.50
朝鮮殖産銀行	887,096,921.40	666,510,011.26	589,434,423.06	672,845,228.62
朝鮮銀行	6,494,890,199.39	6,868,420,891.05	6,792,380,919.05	7,011,413,854.22
殖産銀行	580,416,806.70	677,776,837.43	665,156,197.38	691,600,019.16
	7,994,039,099.13	8,243,410,372.22	8,074,363,703.47	8,406,971,354.57

裏面白紙

清算損益計算書

自昭和20年9月30日
至昭和20年5月31日

閉鎖機関番号 1009
閉鎖機関名 朝鮮銀行
在野居置置所 本支店綜合別

勘定科目	月		間		閉鎖日からの累計	
	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前
利益						
資産処分益:						
a. 商品					24,296.00	
b. 国債及び政府公債					279,672.22	
c. 株					595,353.00	40,422.00
d. 社債・債券その他					46,810,581.59	10,085.55
e. 土地・建物					2,170,417.00	
f. 什器・備品						
g. 機械・設備						
h. 船舶・舟艇						
i. 受取利息					1,720,561,619.14	221,047.07
雑					5,860,111.07	136,497,660.70
a. 雑収入	64,331,642.00					
b.	141,710.00					
c.						
計	64,473,352.00				1,776,302,340.11	136,769,216.43
損失						
資産処分損:						
a. 貸付金					14,157,205.09	
b. 前渡金及假押金						
c. 未収金						
d. 商品						
e. 国債及政府公債						
f. 株					5,929.36	
g. 社債・債券その他					9,789,600.33	
h. 土地・建物					12,800.00	
i. 什器・備品						
j. 機械・設備						
k. 船舶・舟艇						
l. 第二封鎖予金						
m. 事務費:						
a. 給与					2,681,858.07	
b. 旅費					214,348.90	
c. 通信費					374,598.74	
d. 用度					40,807.59	
e. 事務所経費	15,073.00				2,572,203.00	
その他経費:						
a. 委託会経費					11,325,308.59	
b. 雑費					6,812,144.07	2,175,133.95
c. 役員退職金	217,272.00				1,569,941.00	
d.	4,753.00					
e.	50,140.00					
計	235,230.00				50,361,745.60	2,175,133.95
純利益又は純損失	64,188,114.00				1,725,940,594.51	134,594,082.48

説明(貸借対照表変化)

裏面白紙

清算貸借対照表

閉鎖日 20. 9. 30

昭和28年3月31日現在

朝鮮銀行

指定業務期間 _____

閉鎖機関番号 1009

閉鎖機関名 _____

機関機構分類 在外朝鮮銀行

本支店綜合別 _____

勘定科目	閉鎖日	前月末	当月末	増減(月間)	備考
換価資産:					
1. 取立資産:					
n. 閉鎖後仮繰金					
b. 貸付金	534,212,818.03	65,569,716.81	64,969,716.81	-	600,000.00
c. 前渡金及仮繰金	14,062,667.97				
d. 未収金	793.01				
e. 閉鎖機関預金					
f. 第二封鎖預金					
g. 未拂込資本金					
h. 閉鎖後未収金					
i.					
j.					
k.					
2. 商品					
3. 有価証券:					
a. 国債及政府公債	5,649,946,187.61	5,633,306,638.60	5,633,256,638.60	-	130,000.00
b. 株式	909,373.00				
c. 社債、債券その他	56,403,107.10	24,807,345.31	24,807,345.31		
4. 固定資産:					
a. 土地・建物	2,709,256.00				
b. 什器・備品	34,414.00				
c. 機械・設備					
d. 船舶・舟艇					
5. 雑資産:					
a. 支辨承諾返	2,197,000.00	247,000.00	247,000.00		
b. 地金帳	510,761.30	510,761.30	510,761.30		
c.					
計	6,260,986,358.02	5,724,521,462.02	5,723,791,462.02	-	730,000.00
不換価資産:					
6. 国内不換価資産:					
a. 有価証券					
b. その他(a)					
(b)					
7. 在外不換価資産:					
a. 有価証券	3,211,957.65	3,211,957.65	3,211,957.65		
b. 本支店勘定	245,846,580.70	245,788,814.70	245,788,814.70		
c. その他(a)	14,600,025.97	563,254.47	563,254.47		
(b) 外国為替	25,224,828.30	25,316,504.30	25,316,504.30		
(c) 貸付金	176,116.00	3,056,962.37	3,056,962.37		
8. 閉鎖後損失金	18,369,304.31	18,369,304.31	18,369,304.31		
計	307,428,762.93	296,306,797.80	296,306,797.80		
現金及預金:					
10. 現金及当座預金	236,837,343.08	660,119.97	1,733,414.97	1,073,296.00	
11. 銀行預金	774,259.58	1,269,150,000.00	1,338,150,000.00	69,000,000.00	
12. 投資証券	220,186,531.00	220,186,531.00	215,031,350.00	- 5,155,181.00	
計	236,611,602.66	1,489,996,650.97	1,554,914,764.97	64,918,114.00	
総計	6,805,026,723.61	7,510,824,810.79	7,575,013,024.79	64,188,114.00	
国内債務:					
1. 閉鎖後仮受金					
2. 担保付債務					
3. 未拂税金	403,115.42				
4. 従業員債務	33,920,543.09				
5. 新勘定債務					
6. 一般債務	370,519,672.21	14,807,896.72	14,807,896.72		
7. 新債務	455,562.68	455,562.68	455,562.68		
8. 閉鎖後利息					
9. 計					

裏面白紙

h. 閉鎖後未収金				
i.				
j.				
k.				
2. 商 品				
3. 有 価 証 券:	05,649,946,167.61	5,633,386,638.60	5,633,258,638.60	- 130,000.00
a. 国債及政府公債	909,373.00			
b. 株 式	56,403,107.10	24,807,345.31	24,807,345.31	
c. 社債, 債券その他				
4. 固 定 資 産:				
a. 土地・建物	2,709,256.00			
b. 什 器・備 品	34,414.00			
c. 機 械・設 備				
d. 船 舶・舟 艇				
5. 雑 資 産:				
a. 支 持 承 諾 返 還	2,197,000.00	247,000.00	247,000.00	
b. 地 金 根	510,761.30	510,761.30	510,761.30	
c.				
計	6,260,986,358.02	5,724,521,462.02	5,723,791,462.02	- 730,000.00
不換価資産:				
6. 国内不換価資産:				
a. 有 価 証 券				
b. その他(a)				
(b)				
7. 在外不換価資産:	3,211,957.65	3,211,957.65	3,211,957.65	
a. 有 価 証 券	245,848,530.70	245,788,814.70	245,788,814.70	
b. 未 支 消 勘 定	14,600,025.97	563,254.47	563,254.47	
c. その他(a)	25,224,828.30	25,316,504.30	25,316,504.30	
(b) 外国為替	176,116.00	3,056,962.37	3,056,962.37	
(c) 有 価 証 券	18,369,304.31	18,369,304.31	18,369,304.31	
8. 閉鎖前未損失金				
9. 閉鎖後損失金	307,428,762.93	296,306,797.80	296,306,797.80	
計				
現金及預金:				
10. 現金及当座預金	235,937,343.08	660,119.97	1,733,414.97	1,073,296.00
11. 銀行預金	774,259.58	1,269,150,000.00	1,338,150,000.00	69,000,000.00
12. 投資証券		220,186,531.00	215,031,360.00	- 5,155,181.00
計	236,611,602.66	1,489,996,650.97	1,554,914,764.97	64,918,114.00
総 計	6,805,026,723.61	7,510,824,910.79	7,575,013,024.79	64,188,114.00
負 債				
国内債務:				
1. 閉鎖後仮受金				
2. 担保付債務				
3. 未 拂 税 金	403,115.42			
4. 従 業 員 債 務	33,920,543.09			
5. 新 勘 定 債 務				
6. 一 般 債 務	370,519,672.21	14,807,896.72	14,807,896.72	
7. 新 債 務	455,562.68	455,562.68	455,562.68	
8. 閉鎖後利息				
9. 社 債				
10. 社 債 利 息				
11. その他(a) 支 持 承 諾	2,197,000.00	247,000.00	247,000.00	
(b) 支 持 金	4,169,071.14			
計	411,664,984.54	15,510,459.40	15,510,459.40	
本店勘定及株主勘定				
12. 在 外 債 務	85,465,484.41	78,668,489.07	78,668,489.07	
13. 本 支 店 勘 定	6,144,151,092.91	5,591,143,300.06	5,591,143,300.06	
14. 資 本 及 積 立 金				
a. 拂 込 資 本 金				
b. 未 拂 込 資 本 金				
c. 閉鎖前剰余金	163,745,181.75	163,745,181.75	163,745,181.75	
d. 閉鎖後利益金		1,661,752,480.51	1,725,940,594.51	64,188,114.00
e.				
計	6,393,361,759.07	7,496,314,451.39	7,559,502,565.39	64,188,114.00
総 計	6,805,026,723.61	7,510,824,910.79	7,575,013,024.79	64,188,114.00
公称資本金				

裏
面
白
紙

清算損益計算書

自昭和26年9月30日
至昭和28年3月31日

朝鮮信託株式会社

閉鎖機関番号 5

閉鎖機関名

本支店綜合別

機関組織分類

勘定科目	月		閉鎖日からの累計	
	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前
利益				
資産処分益:				
a. 商品				
b. 国債及び政府公債				
c. 株式			8,094,637.48	
d. 社債・債券その他				
e. 土地・建物			10,590.00	
f. 什器・備品				
g. 機械・設備				
h. 船舶・舟艇				
i. 受取利息	150,555.00		4,014,064.26	
雑益:				
a. 配当金			1,145,405.60	
b. 雑収入	39,882.50		2,432,736.23	
c. 計	190,437.50		15,697,413.57	
損失				
負債処分損:				
a. 貸付金				
b. 前渡金及取掛金				
c. 未収金				
d. 商品			840,956.80	
e. 国債及び政府公債			2,535,445.00	
f. 株式			880,000.00	
g. 社債・債券その他				
h. 土地・建物				
i. 什器・備品				
j. 機械・設備				
k. 船舶・舟艇				
l. 第二封鎖予金				
m. 事務費:				
a. 給与			19,472.58	
b. 旅費			115,407.00	
c. 通信費			5.10	
d. 用度				
e. 事務所経費			281,288.00	
その他経費:				
a. 委員会経費			2,655,603.55	
b. 役員報酬金			298,967.00	
c. 雑費			3,213,807.80	
d. 計				
e. 純利益又は純損失	21,889.00		11,140,946.83	
	169,148.50		4,556,466.74	

説明(貸借対照表変化)

裏面白紙

清算貸借対照表

閉鎖日 20. 9. 30

昭和 28 年 3 月 31 日現在

指定業務期間 _____

閉鎖機関番号 5

閉鎖機関名 朝鮮信託株式会社

機関機構分類 在外信託機関

本支店総合別 東京、大阪事務所

勘定科目	閉鎖日	前月末	当月末	増減(月間)	備考
資産					
換価資産:					
1. 取立資産:					
a. 閉鎖後仮拂金					
b. 貸付金					
c. 前渡金及仮拂金					
d. 未収金	46,341.24				
e. 閉鎖機関預金	126,744.20				
f. 第二封鎖預金					
g. 未拂込資本金					
h. 閉鎖後未収金					
i.					
j.					
k.					
2. 商品					
3. 有価証券:					
a. 国債及政府公債	14,333,125.00	9,350,000.00	9,350,000.00		
b. 株式	15,863,887.50	66,200.00	66,200.00		
c. 社債、債券その他	1,100,000.00				
4. 固定資産:					
a. 土地・建物					
b. 什器・備品	11,580.00				
c. 機械・設備					
d. 船舶・舟艇					
5. 雑資産:					
a. 未納込株式見込	459,800.00				
b.					
c.					
計	31,941,477.94	9,416,200.00	9,416,200.00		
不換価資産:					
6. 国内不換価資産:					
a. 有価証券	1,620,000.00	1,620,000.00	1,620,000.00		
b. その他(a)					
(b)					
7. 在外不換価資産:					
a. 有価証券	4,353,250.00	4,353,250.00	4,353,250.00		
b. 本支店勘定					
c. その他(a)株	3,783,000.00	10,746,062.50	10,746,062.50		
(b)株		10,500.00	10,500.00		
(株衣新)					
8. 閉鎖前欠損金					
9. 閉鎖後損失金	9,756,250.00	16,729,812.50	16,729,812.50		
計					
現金及預金:					
10. 現金及当座預金	368.70	197,280.61	164,399.11	- 32,881.50	
11. 銀行預金		1,550,000.00	1,650,000.00	100,000.00	
12. 投資証券		17,738,900.00	17,840,930.00	102,030.00	
計	368.70	19,486,180.61	19,655,329.11	169,148.50	
総計	41,698,096.64	45,632,193.11	45,801,341.61	169,148.50	
負債					
国内債務:					
1. 閉鎖後仮受金					
2. 担保付債務					
3. 未拂税金					
4. 従業員債務	29,000.00				
5. 新勘定債務					
6. 一般債務	2,769.20				
7. 新債務					

裏面白紙

0000 0417

e. 未拂込資本金				
h. 閉鎖後未収金				
i.				
j.				
k.				
2. 商 品				
3. 有 価 証 券:				
a. 国債及政府公債	14,333,125.00	9,350,000.00	9,350,000.00	
b. 株 式	15,863,887.50	66,200.00	66,200.00	
c. 社債, 債券その他	1,100,000.00			
4. 固 定 資 産:				
a. 土 地・建 物				
b. 什 器・備 品	11,680.00			
c. 機 械・設 備				
d. 船 舶・舟 艇				
5. 雑 資 産:				
a. 未納心付式見込	459,800.00			
b.				
c.				
計	31,941,477.94	9,416,200.00	9,416,200.00	
不換価資産:				
6. 国内不換価資産:				
a. 有 価 証 券	1,620,000.00	1,620,000.00	1,620,000.00	
b. そ の 他 (a)				
(b)				
7. 在外不換価資産:				
a. 有 価 証 券	4,353,250.00	4,353,250.00	4,353,250.00	
b. 本支店勘定				
c. そ の 他 (a) 株 式 (信託勘定)	3,783,000.00	10,746,062.50	10,746,062.50	
(b) 株 式		10,500.00	10,500.00	
8. 閉鎖前欠損金				
9. 閉鎖後損失金	9,756,250.00	16,729,812.50	16,729,812.50	
計				
現金及預金:				
10. 現金及当座預金	368.70	197,280.61	164,399.11	32,881.50
11. 銀 行 預 金		1,550,000.00	1,650,000.00	100,000.00
12. 投 資 証 券		17,738,900.00	17,840,930.00	102,030.00
計	368.70	19,486,180.61	19,655,329.11	169,148.50
総 計	41,698,098.64	45,632,193.11	45,801,341.61	169,148.50
負 債				
国内債務:				
1. 閉鎖後仮受金				
2. 担保付債務				
3. 未 拂 税 金				
4. 差 業 員 債 務	29,000.00			
5. 新 勘 定 債 務				
6. 一 般 債 務	2,769.20			
7. 新 債 務				
8. 閉鎖後利息				
9. 社 債				
10. 社 債 利 息				
11. そ の 他 (a) 信託勘定		119,240.00	119,240.00	
(b) 未納心付式	459,800.00			
計	491,569.20	119,240.00	119,240.00	
本店勘定及株主勘定				
12. 在 外 債 務	6,693,575.00	6,693,575.00	6,693,575.00	
13. 本支店勘定	34,512,952.44	34,432,059.87	34,432,059.87	
14. 資 本 及 積 立 金				
a. 拂込資本金				
b. 未拂込資本金				
c. 閉鎖前剰余金				
d. 閉鎖後利益金		4,387,318.24	4,556,466.74	169,148.50
e.				
計	41,206,527.44	45,512,953.11	45,682,101.61	169,148.50
総 計	41,698,098.64	45,632,193.11	45,801,341.61	169,148.50
公称資本金				

裏面白紙

清算損益計算書

自昭和28年9月30日
至昭和29年5月31日

株式会社朝鮮殖産銀行
閉鎖清算
本店綜合別室 入会
閉鎖清算
本店綜合別室 入会

閉鎖清算
本店綜合別室 入会

勘定科目	月		間		閉鎖日からの累計	
	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前
利益						
資産処分益：						
a. 商品					22,550.00	
b. 国債及び政府公債					3,381.45	
c. 株					995,893.00	5,000.00
d. 社債・債券その他						
e. 土地・建物					290,060.00	
f. 什器・備品					250,080.00	
g. 機械・設備						
h. 船舶・舟艇						
i. 受取利息	7,503,417.00		164,230,449.27			
雑益：					245.00	
a. 手数料	139,698.75		7,155,046.04			
b. 雑収入						
c. 計	7,642,115.75		172,947,704.77			5,000.00
損失						
資産処分損：						
a. 貸付金					490.67	
b. 前渡金及假借金					1,186,187.49	
c. 未収金					94,474.72	
d. 商品						
e. 国債及政府公債						
f. 株						
g. 社債・債券その他						
h. 土地・建物						
i. 什器・備品						
j. 機械・設備						
k. 船舶・舟艇						
l. 第二封鎖手金						
m. 事務費：						
a. 給与					570,069.25	
b. 旅費					25,250.37	
c. 通信費					2,193.50	
d. 用度					24,301.81	
e. 事務所経費	96,238.00		1,537,012.00			
その他経費：						
a. 委員会経費					2,281,511.49	
b. 実務利息					791,875.26	
c. 償還利息					340,874.00	
d. 雑					112,296.17	
e. 債券利息					227,908.88	
f. 雑					17,083.21	21,397.00
計	20,593.00		234,709.43			
	124,831.00		7,546,201.34			21,397.00
	7,517,284.75		165,401,503.43			16,397.00

説明（貸借対照表変化）

株利息又は純損失

裏面白紙

清算貸借対照表

昭和28年3月31日現在

閉鎖日 20.9.30
指定業務期間

閉鎖機関番号 1011
機関機構分類 在外支店

閉鎖機関名 株式会社朝鮮殖産銀行
本店総合別 東京大坂支店

勘定科目	閉鎖日	前月末	当月末	増減(月間)	備考
換価資産:					
1. 取立資産:					
a. 閉鎖後仮拂金					
b. 貸付金	52,900,000.00				
c. 前渡金及仮拂金	3,122,669.55				
d. 未収金					
e. 閉鎖機関預金	3,117,682.65				
f. 第二封鎖預金					
g. 未拂込資本金					
h. 閉鎖後未収金					
i.					
j.					
k.					
2. 商品					
3. 有価証券:	472,553,225.00	472,537,000.00	472,537,000.00		
a. 国債及政府公債	10,191,562.50	687,500.00	687,500.00		
b. 株式	7,100,000.00	3,807,531.81	3,807,531.81		
c. 社債, 債券その他					
4. 固定資産:	227,650.00				
a. 土地・建物					
b. 什器・備品					
c. 機械・設備					
d. 船舶・舟艇					
5. 雑資産:					
a.					
b.					
c.					
計	549,212,789.70	477,032,031.81	477,032,031.81		
不換価資産:					
6. 国内不換価資産:					
a. 有価証券					
b. その他 (a)					
(b)					
7. 在外不換価資産:	27,351,000.00	7,996,500.00	7,996,500.00		
a. 有価証券					
b. 本支店勘定	320.40	320.40	320.40		
c. その他 (a) 外地・支店貸	100,000.00	8,270,875.00	8,270,875.00		
(b) 株式	1,215,367.50	1,215,367.50	1,215,367.50		
8. 閉鎖前欠損金					
9. 閉鎖後損失金	28,666,627.90	17,483,062.90	17,483,062.90		
計					
現金及預金:					
10. 現金及当座預金	1,202,809.47	142,544.36	218,609.11	76,064.75	
11. 銀行預金	30,001,207.53	227,150,000.00	234,950,000.00	7,800,000.00	
12. 投資証券		6,937,000.00	6,578,220.00	- 358,780.00	
計	31,204,017.00	234,229,544.36	241,746,829.11	7,517,284.75	
総計	609,083,494.60	728,744,639.07	736,261,923.82	7,517,284.75	
負債					
国内債務:					
1. 閉鎖後仮受金					
2. 担保付債務					
3. 未拂税金	34,396.25				
4. 従業員債務	1,719,079.96				
5. 新勘定債務					
6. 一般債務	23,071,190.92	102,696.85	102,696.85		
7. 新債務					
8. 閉鎖後利息					

裏面白紙

h. 閉鎖後未収金				
i.				
j.				
k.				
2. 商 品				
3. 有 価 証 券:	472,553,225.00	472,537,000.00	472,537,000.00	
a. 国債及政府公債	10,191,562.50	687,500.00	687,500.00	
b. 株 式	7,100,000.00	3,807,531.81	3,807,531.81	
c. 社債, 債券その他				
4. 固 定 資 産:	227,650.00			
a. 土 地・建 物				
b. 什 器・備 品				
c. 機 械・設 備				
d. 船 舶・舟 艇				
5. 雑 資 産:				
a.				
b.				
c.				
計	549,212,789.70	477,032,031.81	477,032,031.81	
不換価資産:				
6. 国内不換価資産:				
a. 有 価 証 券				
b. その他 (a)				
(b)				
7. 在外不換価資産:	27,351,000.00	7,996,500.00	7,996,500.00	
a. 有 価 証 券				
b. 本支店勘定	320.40	320.40	320.40	
c. その他 (a) 外 地 支 店 貸	100,000.00	8,270,875.00	8,270,875.00	
(b) 株 式	1,215,367.50	1,215,367.50	1,215,367.50	
8. 閉鎖前欠損金				
9. 閉鎖後損失金	26,666,687.90	17,483,062.90	17,483,062.90	
計				
現金及預金:				
10. 現金及当座預金	1,202,809.47	142,544.36	218,609.11	76,064.75
11. 銀行預金	30,001,207.53	227,150,000.00	234,950,000.00	7,800,000.00
12. 投資証券		6,937,000.00	6,578,220.00	358,780.00
計	31,204,017.00	234,229,544.36	241,746,829.11	7,517,284.75
総 計	609,083,494.60	728,744,639.07	736,261,923.82	7,517,284.75
負 債				
国内債務:				
1. 閉鎖後仮受金				
2. 担保付債務	34,399.25			
3. 未 拂 税 金	1,719,079.96			
4. 従業員債務				
5. 新勘定債務				
6. 一 般 債 務	23,071,190.92	102,696.85	102,696.85	
7. 新 債 務				
8. 閉鎖後利息				
9. 社 債				
10. 社債利息	30,068.43	38,453.34	38,453.34	
11. その他 (a) 假 受 金				
(b)	24,854,738.56	141,150.19	141,150.19	
計				
本店勘定及株主勘定				
12. 在 外 債 務	564,228,756.04	570,719,270.20	570,719,270.20	
13. 本支店勘定				
14. 資本及積立金				
a. 拂込資本金				
b. 未拂込資本金				
c. 閉鎖前剰余金		157,684,218.68	166,401,503.43	7,517,284.75
d. 閉鎖後利益金				
e.				
計	564,228,756.04	728,603,488.88	736,120,773.63	7,517,284.75
総 計	609,083,494.60	728,744,639.07	736,261,923.82	7,517,284.75

公称資本金

裏
面
白
紙

清算損益計算書

自昭和20年9月30日
至昭和23年8月31日

朝鮮金融組合聯合會

閉鎖機関番号 7
閉鎖機関名 本支店綜合別

勘定科目	月		間		閉鎖日から	
	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前	閉鎖後	閉鎖前
利益						
貸出利益:						
a. 商品						
b. 国債及び政府公債						
c. 株式					19,427,553.60	
d. 社債・債券その他						
e. 土地・建物					78,000.00	
f. 什器・備品					33,147.00	
g. 機械・設備						
h. 船舶・舟艇						
i. 受取利息					137,105,822.68	
雑益:						
a. 雑収入					41,544,140.40	
b. 配当金					89,963.00	
c. 計	9,455,132.00				198,278,646.68	
損失						
貸出分損:						
a. 貸付金						
b. 前渡金及取替金						
c. 未収金						
d. 商品						
e. 国債及び政府公債						
f. 株式					9,315,295.00	
g. 社債・債券その他					261,818,075.02	
h. 土地・建物						
i. 什器・備品					12.00	
j. 機械・設備						
k. 船舶・舟艇						
l. 第二封鎖手金					3,229,133.75	
m. 事務費:						
a. 給与					9,105.25	
b. 旅費					56,466.00	
c. 通信費					218.00	
d. 用度	4,315.00				2,150.60	
e. 事務所経費	49,368.00				591,563.00	
その他経費:						
a. 委員会経費					2,866,049.21	
b. 役員報酬					453,819.48	
c. 職員退職金					269,032.00	
d. 手数料					3,067,540.30	
e. 雑費					4,412,894.40	1,236.00
計	52,680.00				226,739,354.01	7,740,655.68
純利益又は純損失	5,402,452.00				-88,510,707.33	-7,740,655.68

説明(貸借対照表変化)

裏面白紙

清算貸借対照表

136

閉鎖日 20.9.30
指定業務期間

昭和28年3月31日現在

閉鎖機関番号 7
閉鎖機関名 朝鮮金融組合聯合會
機関機構分類 在野朝鮮國庫
本店店綜合別

勘定科目	閉鎖日	前月末	当月末	増減(月間)	備考
資産					
換価資産:					
1. 取立資産:					
a. 閉鎖後仮拂金					
b. 貸付金	9,966.93				
c. 前渡金及仮拂金					
d. 未收金	2,198,076.40				
e. 閉鎖機関預金					
f. 第二封鎖預金					
g. 未拂込資本金					
h. 閉鎖後未收金					
i.					
j.					
k.					
2. 商品					
3. 有価証券:					
a. 国債及政府公債	280,366,400.00	244,714,885.20	244,714,885.20		
b. 株式	26,912,625.00	135,000.00	135,000.00		
c. 社債, 債券その他	575,998,500.00	50,000,000.00	50,000,000.00		
4. 固定資産:					
a. 土地・建物	30,000.00				
b. 什器・備品	4,000.00				
c. 機械・設備					
d. 船舶・舟艇					
5. 雑資産:					
a. 未拂込株式類	1,562,625.00				
b.					
c.					
計	887,082,193.33	294,849,885.20	294,849,885.20		
不換価資産:					
6. 国内不換価資産:					
a. 有価証券	18,230,000.00	18,230,000.00	18,230,000.00		
b. その他(a)					
(b)					
7. 在外不換価資産:					
a. 有価証券	452,036,000.00	452,036,000.00	452,036,000.00		
b. 本店勘定					
c. その他(a) 準備金	33,310.92	33,310.92	33,310.92		
(b) 株式	7,050,500.00	25,728,125.00	25,728,125.00		
8. 閉鎖前欠損金	7,740,655.88	7,740,655.88	7,740,655.88		
9. 閉鎖後損失金					
計	485,090,466.80	600,681,251.13	592,278,799.13	8,402,452.00	
現金及預金:					
10. 現金及当座預金	228.40	346,218.04	506,940.04	160,722.00	
11. 銀行預金	14,500.00	356,400,000.00	365,700,000.00	9,300,000.00	
12. 投資証券		67,141,220.00	66,082,950.00	1,058,270.00	
計	14,728.40	423,887,438.04	432,289,890.04	8,402,452.00	
総計	1,372,187,388.53	1,319,419,574.37	1,319,419,574.37		
負債					
国内債務:					
1. 閉鎖後仮受金					
2. 担保付債務					
3. 未拂税金	1,236.00				
4. 従業員債務	25,112.00				
5. 新勘定債務					
6. 一般債務	45,044,906.75				
7. 新債務					
8. 閉鎖後利息					

裏面白紙

0000 0423

g. 未繰込資本金				
h. 閉鎖後未収金				
i.				
j.				
k.				
2. 商 品				
3. 有 価 証 券:				
a. 国債及政府公債	280,366,400.00	244,714,885.20	244,714,885.20	
b. 株 式	26,912,625.00	135,000.00	135,000.00	
c. 社債、債券その他	575,998,500.00	50,000,000.00	50,000,000.00	
4. 固 定 資 産:				
a. 土 地・建 物	30,000.00			
b. 什 器・備 品	4,000.00			
c. 機 械・設 備				
d. 船 舶・舟 艇				
5. 繰 上 資 産:				
a. 未繰込株式見込	1,562,625.00			
b.				
c.				
計	887,082,193.33	294,849,885.20	294,849,885.20	
不換価資産:				
6. 国内不換価資産:				
a. 有 価 証 券	18,230,000.00	18,230,000.00	18,230,000.00	
b. その他 (a)				
(b)				
7. 在外不換価資産:				
a. 有 価 証 券	452,036,000.00	452,036,000.00	452,036,000.00	
b. 本支店勘定				
c. その他 (a) 準 庫 金	33,310.92	33,310.92	33,310.92	
(b) 株 式	7,050,500.00	25,728,125.00	25,728,125.00	
8. 閉鎖前欠損金	7,740,655.88	7,740,655.88	7,740,655.88	
9. 閉鎖後損失金		98,913,159.33	88,510,707.33	8,402,452.00
計	485,090,466.80	600,681,251.13	592,278,799.13	8,402,452.00
現金及預金:				
10. 現金及当座預金	228.40	346,218.04	506,940.04	160,722.00
11. 銀行預金	14,500.00	356,400,000.00	365,700,000.00	9,300,000.00
12. 投資証券		67,141,820.00	68,082,950.00	1,058,270.00
計	14,728.40	423,887,438.04	432,289,890.04	8,402,452.00
総 計	1,372,187,388.53	1,319,418,574.37	1,319,418,574.37	
負 債				
国内債務:				
1. 閉鎖後仮受金				
2. 担保付債務				
3. 未 拂 税 金	1,236.00			
4. 従業員債務	25,112.00			
5. 新勘定債務				
6. 一 般 債 務	45,044,906.75			
7. 新 債 務				
8. 閉鎖後利息				
9. 社 債				
10. 社 債 利 息				
11. その他 (a) 未繰込株式	1,562,625.00			
(b)				
計	46,633,879.75			
本店勘定及株主勘定				
12. 在外債務				
13. 本支店勘定	1,325,553,508.78	1,319,418,574.37	1,319,418,574.37	
14. 資本及積立金				
a. 繰込資本金				
b. 未繰込資本金				
c. 閉鎖前剰余金				
d. 閉鎖後利益金				
e.				
計	1,325,553,508.78	1,319,418,574.37	1,319,418,574.37	
総 計	1,372,187,388.53	1,319,418,574.37	1,319,418,574.37	
公称資本金				0

裏
面
白
紙



0000 0425